

第八條 民事訴訟法第二百二十七條ノ規
定ニ從ヒ報復ハ裁判所ノ意見ヲ以テ定
ムル所ニ依ル
第九條 民事訴訟法第二百二十七條ノ規
定ニ於テハ此日當ハ出頭一度ニ付
金五十錢トス但出頭ニ付テハ
第十條 民事訴訟法第二百二十七條ノ規
定ニ於テハ此日當ハ出頭一度ニ付
金五十錢トス但出頭ニ付テハ
第十一條 民事訴訟法第二百二十七條ノ規
定ニ於テハ此日當ハ出頭一度ニ付
金五十錢トス但出頭ニ付テハ
第十二條 民事訴訟法第二百二十七條ノ規
定ニ於テハ此日當ハ出頭一度ニ付
金五十錢トス但出頭ニ付テハ
第十三條 民事訴訟法第二百二十七條ノ規
定ニ於テハ此日當ハ出頭一度ニ付
金五十錢トス但出頭ニ付テハ

通路兩線以上アルトキハ最近ノ通路
ヲ以テ旅費ヲ算定ス
第十四條 民事訴訟法第二百二十七條ノ規
定ニ於テハ此日當ハ出頭一度ニ付
金五十錢トス但出頭ニ付テハ
第十五條 民事訴訟法第二百二十七條ノ規
定ニ於テハ此日當ハ出頭一度ニ付
金五十錢トス但出頭ニ付テハ
第十六條 民事訴訟法第二百二十七條ノ規
定ニ於テハ此日當ハ出頭一度ニ付
金五十錢トス但出頭ニ付テハ
第十七條 民事訴訟法第二百二十七條ノ規
定ニ於テハ此日當ハ出頭一度ニ付
金五十錢トス但出頭ニ付テハ
第十八條 民事訴訟法第二百二十七條ノ規
定ニ於テハ此日當ハ出頭一度ニ付
金五十錢トス但出頭ニ付テハ
第十九條 民事訴訟法第二百二十七條ノ規
定ニ於テハ此日當ハ出頭一度ニ付
金五十錢トス但出頭ニ付テハ
第二十條 民事訴訟法第二百二十七條ノ規
定ニ於テハ此日當ハ出頭一度ニ付
金五十錢トス但出頭ニ付テハ

民事訴訟法 強制執行

民事訴訟法第六十五條
第一條 民事訴訟法第六十五條
第二條 民事訴訟法第六十五條
第三條 民事訴訟法第六十五條
第四條 民事訴訟法第六十五條
第五條 民事訴訟法第六十五條
第六條 民事訴訟法第六十五條
第七條 民事訴訟法第六十五條
第八條 民事訴訟法第六十五條
第九條 民事訴訟法第六十五條
第十條 民事訴訟法第六十五條
第十一條 民事訴訟法第六十五條
第十二條 民事訴訟法第六十五條
第十三條 民事訴訟法第六十五條
第十四條 民事訴訟法第六十五條
第十五條 民事訴訟法第六十五條
第十六條 民事訴訟法第六十五條
第十七條 民事訴訟法第六十五條
第十八條 民事訴訟法第六十五條
第十九條 民事訴訟法第六十五條
第二十條 民事訴訟法第六十五條

第二條 債權者ニハ配當額支拂證ヲ交付スルト同時ニ其所持スル執行力アル正本又ハ債權ノ證書ヲ差出サシメ之ヲ債務者ニ交付ス可シ
 債權一分ノミノ配當ヲ受ク可キ債權者ニハ執行力アル正本又ハ債權ノ證書ヲ差出サシメ之ニ配當額ヲ記入シテ返還シ且配當額支拂證ヲ交付スルト同時ニ右債權者ヨリ金額ヲ登記シタル受取書ヲ差出サシメ之ヲ債務者ニ交付ス可シ
 期日ニ出頭セザル債權者ノ配當額ハ仍ホ之ヲ供託ス可シ
 右ノ手續ヲ爲シタルトキハ調書ニ記載シテ之ヲ明確ニス可シ
第二節 不動産ニ對スル強制執行
第一款 通則
 第六百四十條 不動産ニ對スル強制執行ハ左ノ方法ヲ以テ之ヲ爲ス
第一 強制競買
第二 強制管理
 債權者ハ自己ノ選擇ニ依リ一箇ノ方法ヲ以テ又ハ二箇ノ方法ヲ併セテ執行セシムルコトヲ得

債權全部ノ配當ヲ受ク可キ債權者ニハ配當額支拂證ヲ交付スルト同時ニ其所持スル執行力アル正本又ハ債權ノ證書ヲ差出サシメ之ヲ債務者ニ交付ス可シ
 債權一分ノミノ配當ヲ受ク可キ債權者ニハ執行力アル正本又ハ債權ノ證書ヲ差出サシメ之ニ配當額ヲ記入シテ返還シ且配當額支拂證ヲ交付スルト同時ニ右債權者ヨリ金額ヲ登記シタル受取書ヲ差出サシメ之ヲ債務者ニ交付ス可シ
 期日ニ出頭セザル債權者ノ配當額ハ仍ホ之ヲ供託ス可シ
 右ノ手續ヲ爲シタルトキハ調書ニ記載シテ之ヲ明確ニス可シ
第二節 不動産ニ對スル強制執行
第一款 通則
 第六百四十條 不動産ニ對スル強制執行ハ左ノ方法ヲ以テ之ヲ爲ス
第一 強制競買
第二 強制管理
 債權者ハ自己ノ選擇ニ依リ一箇ノ方法ヲ以テ又ハ二箇ノ方法ヲ併セテ執行セシムルコトヲ得

債權全部ノ配當ヲ受ク可キ債權者ニハ配當額支拂證ヲ交付スルト同時ニ其所持スル執行力アル正本又ハ債權ノ證書ヲ差出サシメ之ヲ債務者ニ交付ス可シ
 債權一分ノミノ配當ヲ受ク可キ債權者ニハ執行力アル正本又ハ債權ノ證書ヲ差出サシメ之ニ配當額ヲ記入シテ返還シ且配當額支拂證ヲ交付スルト同時ニ右債權者ヨリ金額ヲ登記シタル受取書ヲ差出サシメ之ヲ債務者ニ交付ス可シ
 期日ニ出頭セザル債權者ノ配當額ハ仍ホ之ヲ供託ス可シ
 右ノ手續ヲ爲シタルトキハ調書ニ記載シテ之ヲ明確ニス可シ
第二節 不動産ニ對スル強制執行
第一款 通則
 第六百四十條 不動産ニ對スル強制執行ハ左ノ方法ヲ以テ之ヲ爲ス
第一 強制競買
第二 強制管理
 債權者ハ自己ノ選擇ニ依リ一箇ノ方法ヲ以テ又ハ二箇ノ方法ヲ併セテ執行セシムルコトヲ得

債權全部ノ配當ヲ受ク可キ債權者ニハ配當額支拂證ヲ交付スルト同時ニ其所持スル執行力アル正本又ハ債權ノ證書ヲ差出サシメ之ヲ債務者ニ交付ス可シ
 債權一分ノミノ配當ヲ受ク可キ債權者ニハ執行力アル正本又ハ債權ノ證書ヲ差出サシメ之ニ配當額ヲ記入シテ返還シ且配當額支拂證ヲ交付スルト同時ニ右債權者ヨリ金額ヲ登記シタル受取書ヲ差出サシメ之ヲ債務者ニ交付ス可シ
 期日ニ出頭セザル債權者ノ配當額ハ仍ホ之ヲ供託ス可シ
 右ノ手續ヲ爲シタルトキハ調書ニ記載シテ之ヲ明確ニス可シ
第二節 不動産ニ對スル強制執行
第一款 通則
 第六百四十條 不動産ニ對スル強制執行ハ左ノ方法ヲ以テ之ヲ爲ス
第一 強制競買
第二 強制管理
 債權者ハ自己ノ選擇ニ依リ一箇ノ方法ヲ以テ又ハ二箇ノ方法ヲ併セテ執行セシムルコトヲ得

三 受繼ノ申立
 四 息継ノ申立
 五 費用額ノ申立
 六 假執行ノ申立
 七 強制執行ノ申立
 八 執行停止ノ申立
 九 配當ノ申立
 十 家賃分散ノ申立
 十一 債權ノ申立
 十二 債權ノ申立
 十三 債權ノ申立
 十四 債權ノ申立
 十五 債權ノ申立
 十六 債權ノ申立
 十七 債權ノ申立
 十八 債權ノ申立
 十九 債權ノ申立
 二十 債權ノ申立
 二十一 債權ノ申立
 二十二 債權ノ申立
 二十三 債權ノ申立
 二十四 債權ノ申立
 二十五 債權ノ申立
 二十六 債權ノ申立
 二十七 債權ノ申立
 二十八 債權ノ申立
 二十九 債權ノ申立
 三十 債權ノ申立
 三十一 債權ノ申立
 三十二 債權ノ申立
 三十三 債權ノ申立
 三十四 債權ノ申立
 三十五 債權ノ申立
 三十六 債權ノ申立
 三十七 債權ノ申立
 三十八 債權ノ申立
 三十九 債權ノ申立
 四十 債權ノ申立
 四十一 債權ノ申立
 四十二 債權ノ申立
 四十三 債權ノ申立
 四十四 債權ノ申立
 四十五 債權ノ申立
 四十六 債權ノ申立
 四十七 債權ノ申立
 四十八 債權ノ申立
 四十九 債權ノ申立
 五十 債權ノ申立

帳ニ登録シタル地價及ヒ其地所ニ付キ納ム可キ一ノ年ノ租税其他ノ公課ヲ證ス可キ證書
 第四 建物ニ付テハ國郡市町村、字、番地、構造ノ種類、建坪及ヒ其建物ニ付キ納ム可キ一ノ年ノ公課ヲ證ス可キ證書
 第五 地所、建物ニ付キ貸貸借アル場合ニ於テハ其期限並ニ借賃ヲ證ス可キ證書
 第六 第三號及ヒ第四號ノ要件ニ付テハ債權者公簿ヲ主管スル官廳ニ其證明書ヲ求ムルコトヲ得
 第七 第四號及ヒ第五號ノ要件ヲ證明スル能ハサルトキハ債權者ハ競賣申立ノ際其取調ヲ執行裁判所ニ申請スルコトヲ得但此場合ニ於テハ裁判所ハ執達更ニシテ其取調ヲ爲サシム可シ
 第八 強制管理ノ爲メ既ニ不動産ヲ差押ヘタル場合ニ於テ其執行記録ニ第一號乃至第五號ノ要件ヲ記載シタルモノ有ルトキハ其證書ヲ添附スルコトヲ要ス
 第九 第六百四十四條 競賣手續ノ開始決定ニハ同時ニ債權者ノ爲メ不動産ヲ差押フルコトヲ宣言ス可シ

五 判決送達ノ申立
 六 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 七 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 八 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 九 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 十 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 十一 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 十二 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 十三 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 十四 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 十五 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 十六 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 十七 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 十八 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 十九 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 二十 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 二十一 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 二十二 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 二十三 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 二十四 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 二十五 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 二十六 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 二十七 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 二十八 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 二十九 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 三十 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 三十一 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 三十二 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 三十三 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 三十四 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 三十五 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 三十六 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 三十七 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 三十八 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 三十九 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 四十 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 四十一 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 四十二 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 四十三 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 四十四 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 四十五 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 四十六 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 四十七 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 四十八 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 四十九 執行力アル正本ヲ求ムル申立但
 五十 執行力アル正本ヲ求ムル申立但

差押ハ債務者カ不動産ノ利用及ヒ管理ヲ爲スコトヲ妨ケス
 第六百四十五條 裁判所ハ競賣手續開始ノ決定ヲ爲シタル不動産ニ付キ強制競賣ノ申立アルモ更ニ開始決定ヲ爲スコトヲ得ス
 第六百四十六條 競賣手續取消ト爲リタルトキハ第六百四十九條第一項ノ規定ヲ害セサル限リハ開始決定ヲ受ケタル效力ヲ生ス
 第六百四十七條 配當要求ハ其原因ヲ開示シ且裁判所ノ所在地ニ住居ヲモ事務所ヲモ有セサル者ハ假住所ヲ選定シテ執行裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得
 第六百四十八條 執行裁判所ハ前二條ノ申立及ヒ要求アリタルコトヲ利害關係人ニ通知ス可シ
 第六百四十九條 執行力アル正本ニ因ラシテ配當ヲ要求スル債權者アルトキハ債務者ハ右通知アリタルヨリ三日ノ期間内ニ其債權ヲ認諾スルヤ否ヤヲ裁判所ニ申出

申立又ハ申請ニシテ訴訟物ノ價額又ハ請求ノ價額ニシテ以下ナル場合ニ於テハ二十圓以下ノ紙幣ニシテ超過スル場合ニ於テハ二十五圓ノ紙幣ヲ貼用ス可シ

(四十二年法律第十五號ヲ以テ改正)

第十一條 民事訴訟法第九十七條第一項ノ場合ハ民事訴訟法第九十七條第一項ノ場合ニ依リテハ紙幣ノ種類ハ其效ナキモノトス但シ紙幣ノ種類ハ其效ナキモノトス不足アルトキハ裁量所ハ相當ノ紙幣ヲ貼用セシメ之ヲ有効ナラシムルヲ得

第十二條 印紙ノ種類及ヒ貼用ノ方法ハ明治十七年第四號布達ニ依リテ定ム

第十三條 印紙ハ管轄ノ許可ヲ得テ之ヲ賣買スルコトヲ許サズ其他ニ於テ賣買スルコトヲ許サズ

第十四條 官許賣買所外ニ於テ印紙ヲ買取シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處シ仍テ現在ノ印紙ヲ沒收ス

第十五條 官許賣買所外ニ於テ印紙ヲ買取シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處シ仍テ現在ノ印紙ヲ沒收ス

ツ可シ

債務者カ認諾セザルコトヲ裁判所ヨリ通知アリタルトキハ債權者ハ其通知アリタルヨリ三日ノ期間内ニ債務者ニ對シテ起シ其債權ヲ確定ス可シ

第六百四十八條 左ニ掲クル者ヲ競買手續ニ於テノ利害關係人ト爲ス

第一 差押債權者及ヒ執行力アル正本ニ因リ配當ヲ要求スル債權者

第二 債務者

第三 登記簿ニ記入アル不動産上債權者

第四 不動産上債權者トシテ其債權ヲ證明シ執行記録ニ備フ可キ届出ヲ爲シタル者

第六百四十九條 差押債權者ノ債權ニ先タツ債權ニ關スル不動産ノ負擔ヲ競買人ニ引受クシタルカ又ハ賣却代金ヲ以テ其負擔ヲ辨濟スルニ足ル見込アルトキニ非ササレハ賣却ヲ爲スコトヲ得ス

不動産ノ上ニ存スル一切ノ先取特權及ヒ抵當權ハ賣却ニ因リテ消滅ス(民法施行法第五十一條ヲ以テ改正)

留置權カ不動産ノ上ニ存スル場合ニ於テハ競落人ハ其留置權ヲ以テ擔保スル債權ヲ辨濟スル責ニ任ス(同上)

第十五條 前條ノ規定ヲ犯スル者ニ對シテハ減刑ノ刑ヲ科ス

第十六條 非訟事件ニ關スル申立又ハ申請ニシテハ二十圓以下ノ紙幣ヲ貼用ス可シ但シ第六條ノ三ノ規定ハ非訟事件ニ於テハ適用スルコトヲ得

第十七條 印紙ノ種類及ヒ貼用ノ方法ハ明治十七年第四號布達ニ依リテ定ム

第十八條 印紙ハ管轄ノ許可ヲ得テ之ヲ賣買スルコトヲ許サズ其他ニ於テ賣買スルコトヲ許サズ

第十九條 官許賣買所外ニ於テ印紙ヲ買取シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處シ仍テ現在ノ印紙ヲ沒收ス

第二十條 官許賣買所外ニ於テ印紙ヲ買取シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處シ仍テ現在ノ印紙ヲ沒收ス

第二十一條 官許賣買所外ニ於テ印紙ヲ買取シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處シ仍テ現在ノ印紙ヲ沒收ス

第二十二條 官許賣買所外ニ於テ印紙ヲ買取シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處シ仍テ現在ノ印紙ヲ沒收ス

實權カ不動産ノ上ニ存スル場合ニ於テハ競落人ハ其實權ヲ以テ擔保スル債權及ヒ質權者ニ對シテ優先權ヲ有スル者ノ債權ヲ辨濟スル責ニ任ス(同上)

第六百五十條 權利ヲ取得スル第三者其取得ノ際差押又ハ競買ノ申立アリタルコトヲ知りタルトキハ差押ノ效力ニ對シ其善意ナリシコトヲ主張スルコトヲ得ス

若シ不動産カ差押ノ原因タル債權ノ爲メ義務ヲ負擔スルトキハ差押後所有ノ移轉シタル場合ニ限リ新所有者其取得ノ際差押又ハ競買ノ由立アリタルコトヲ知ラサルトキト雖モ競買手續ヲ履行ス可シ

競買申立ノ取下ニ因リテ差押ハ消滅ス

第六百五十一條 裁判所ハ競買手續開始ノ決定ヲ爲ス際職權ヲ以テ競買ノ申立アリタルコトヲ登記簿ニ記入ス可キ旨ヲ登記判事ニ囑託ス可シ

登記判事ハ前項ノ囑託ニ從ヒテ登記ヲ爲ス可シ

第六百五十二條 登記判事ハ前條ニ掲ケタル記入ヲ爲シタル後登記簿ノ謄本ヲ裁判所ニ送付シ不動産上債權者ヨリ差出シタル證書アルトキハ其謄本ヲ送付ス可シ

第六百五十三條 豫メ知ルニ於テハ手續ノ開始ヲ妨グ可キ事實カ登記判事ノ

民事訴訟法 強制執行

商事非訟事件印紙法

(明治二十三年法律第六十六號)

第一條 商法中登記ニ關ルル場合ニ於テ... 第二條 左ノ掲ケルモノニ付テハ... 第三條 左ノ掲ケルモノニ付テハ...

通知ニ依リ顯ハルルトキハ裁判所ハ其事情ニ因リ直チニ手續ヲ取消シ又ハ... 第六百五十四條 裁判所ハ競賣開始ノ決定ヲ爲シタルトキハ租稅其他ノ公課...

立ニシテ本法ニ於テ特ニ定セ... 第四條 破産手続ニ付テハ破産財團中... 第五條 破産手続ニ付テハ破産財團中...

取消不可シ... 第六百五十七條 裁判所ハ前條第一項ノ債權及ヒ費用ヲ辨濟シ剩餘ヲ得ル見... 第六百五十八條 競賣期日ノ公告ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス...

民事訴訟法 強制執行

紙價額ニ相當スル金額ヲ引去リ置キ
終局計第三至リ配當金總高ノ割合ニ
從ヒ相當印紙ヲ貼用ス可シ
第六條 協約ニ依リ手續ヲ止メタ
ルトキハ第四條ニ掲ケタル印紙ノ半
額ヲ貼用ス可シ
第七條 破産手續再施ノ場合ニ於テハ
破産手續開始ニ於ケル場合同一ノ
印紙ヲ貼用ス可シ
第八條 本法ニ定ル印紙代價ノ負擔ニ
付テハ民事訴訟法第一編第二章第五
節ノ規定ヲ適用ス
民事訴訟用印紙法ハ本法ノ規定ニ抵
觸セサルモノニ限り之ヲ適用ス

第六百五十九條 競賣期日ハ公告ノ日ヨリ少ナクトモ十四日ノ後タル可シ
此期日ハ裁判所ノ意見ヲ以テ裁判所内又ハ其他ノ場所ニ於テ執達吏ヲシテ
之ヲ開カシム
第六百六十條 競落期日ハ競賣期日ヨリ七日ヲ過クルコトヲ得ス
此期日ハ裁判所ニ於テ之ヲ開ク
第六百六十一條 競賣期日ノ公告ハ左ノ箇所ニ揭示シテ之ヲ爲ス
第一 裁判所ノ揭示板
第二 不動産所在地ノ市町村ノ揭示板
此他公告ハ裁判所ノ意見ニ從ヒ一箇又ハ數箇ノ新聞紙ニ掲載スルコトヲ得
第六百六十二條 最低競賣價額ヲ除ク外本款ニ掲ケタル賣却條件ノ變更ハ利
害關係人ノ合意アルトキニ限り之ヲ許ス但此合意ハ競賣期日ニ至ルマテ之
ヲ爲スコトヲ得
第六百六十三條 競賣期日ヲ開キタル後執達吏ハ執行記録ヲ各人ノ閱覽ニ供
シ又特別ノ賣却條件アルトキハ之ヲ告知シ且競賣價額申出テ催告ス可シ
第六百六十四條 利害關係人カ或ル競買人ヨリ保證ヲ立テシメントト申立
ツル時ハ其競買人カ保證トシテ競賣價額十分ノ一二當ル金額ヲ現金又ハ有

家資分散法

(明治二十三年法律第六十九號)
第一條 民事訴訟法ノ強制執行處分ニ
因リ債務ヲ辨濟スル實力ナキ債務者
ニ對シテハ管轄裁判所ハ職權ニ因リ
又ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ家資分散
者タルノ宣告ヲ爲スコトヲ得
右ノ決定ハ口頭辯論ヲ要セスシテ之
ヲ爲スコトヲ得

此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコ
トヲ得
第二條 前條ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ
以テ之ヲ爲スコトヲ得
第三條 第二條ノ宣告ハ裁判所及市町
村ノ揭示場ニ揭示シテ之ヲ公告ス可
シ
第四條 家資分散者ハ其宣告ヲ受ケタ
ル日ヨリ選舉權及被選舉權ヲ失フ
第五條 家資分散者ニ付テハ商法第七
十五條以下ヲ適用ス
第六條 商法及本法施行以後ニ於テ從
前ノ法律中身代限處分ヲ受ケタル者
ニ對シ公債ノ喪失ヲ定メタル條項ハ
破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタル
者ニ對シ效力ヲ有ス

競賣法
(明治三十一年六月二十一日)
第一章 通則
第一條 競賣ノ申立ハ他ノ高價競賣ノ
申立アリタルトキハ又ハ競落ヲ爲サ
ズシテ競賣ヲ終了シタルトキハ當然

價證券ヲ以テ直ニ執達吏ニ預ケルトキニ非サレハ其競買ヲ許サス
右申立ハ競買價額ノ申出アリタル後直チニ之ヲ遂フルコトヲ要ス其申立ハ
同一ノ競買人ノ其後ノ競買ニ付テモ亦效力アリ
第六百六十五條 競買ヲ許サレタル各競買人ハ更ニ高價ノ競買ノ許アルマテ
其申出テタル價額ニ付キ拘束ヲ受ケルモノトス
競買ハ競買價額ヲ申出少キ儘管後滿一時間ヲ過クルニ非サレハ之ヲ終局
スルコトヲ得ス
第六百六十六條 執達吏ハ最高價競買人ノ氏名及ヒ其價額ヲ呼上ケタル後競
賣ノ終局ヲ告知ス可シ
他ノ各競買人ハ右ノ告知ニ因リ其競買ノ債務ヲ免カレ且預ケタル保證アル
トキハ即時ニ其返還ヲ求ムル權利アリ
第六百六十七條 競賣ニ付キ作ル可キ調書ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要
ス
第一 不動産ノ表示
第二 差押債權者ノ表示
第三 執行記録ヲ各人ノ閱覽ニ供シタルコト又特別賣却條件アルトキハ

其效力ヲ失フ
 第二條 競買人ハ競落ニ因リテ競買ノ
 目的タル權利ヲ取得ス
 第三條 競買人ハ競落ニ因リテ消滅スル
 債權ハ留置權者ニ對シテ
 優先權ヲ有スル債權者及ヒ其債權者
 ニ對シテ優先權ヲ有スル債權者ニ辨
 別スルニ非サルハ競買ノ目的物ヲ受
 取ルコトヲ得ス
 第二章 競買ノ競買
 第三條 動産ノ競買ハ留置權者、先取
 特權者、質權者其他民法又ハ商法ノ
 規定ニ依リテ其競買ヲ爲スヘキ地ノ
 區裁判所所屬ノ執達吏之ヲ爲ス
 前項ノ委任ハ書面ニ依リテ之ヲ爲ス
 コトヲ要ス
 第四條 競買人ト爲ルコトヲ得ス
 債權者ノ委任ニ因リテ競買ヲ爲ス場
 合ニ於テハ債務者ハ現金ヲ以テ代價
 ヲ提供スルニ非サルハ其競買ノ申込
 價ハ競買ニ付スヘキ物ノ現
 之ヲ告知シタルコト
 第四 競買價額ノ申出ヲ催告シタル日時
 第五 總テノ競買價額並ニ其中出人ノ氏名住所又ハ許ス可キ競買ノ申出
 ナキコト
 第六 競買ノ終局ヲ告知シタル日時
 第七 申立ニ因リ競買ノ爲メ保證ヲ立テタルコト又ハ申立アルモ保證ヲ
 立テサル爲メ其競買ヲ許ササルコト
 第八 最高價競買人ノ氏名及ヒ其價額ヲ呼上ケタルコト
 最高價競買人及ヒ出頭シタル利害關係人ハ調書ニ署名捺印ス可シ若シ此等
 ノ者調書ノ作成前ニ退席シタルトキハ其旨ヲ附記ス可シ
 競買ノ保證ノ爲メ預リタル金銀又ハ有價證券ヲ返還シタルトキハ執達吏ハ
 受取證ヲ取り之ヲ調書ニ添附ス可シ
 第六百六十八條 執達吏ハ調書及ヒ總テ競買ノ保證ノ爲メ預リタル金銀又ハ
 有價證券ニシテ返還セサルモノハ三日内ニ裁判所書記ニ之ヲ渡ス可シ
 第六百六十九條 最高價競買人執行裁判所ノ所在地ニ住居ヲモ事務所ヲモ有
 セザルトキハ其所在地ニ假住所ヲ選定シ其旨ヲ裁判所ニ届出シ可シ若シ之

在地ニ於テ之ヲ爲ス但其他地ニ於テ用
 當ノ代價ヲ得ル見込ナキトキハ他所
 第六條 競買ノ日時ハ執達吏方其委任
 受ケタルトキ直チニ之ヲ定ムルコト
 一トテ要ス但直チニ之ヲ定ムルコト能
 ハサル事情アルトキハ此限ニ在ラズ
 第七條 競買ノ場所及ヒ日時ハ豫メ之
 フ公告スルコトヲ要ス
 公告ハ競買ニ付スヘキ物ノ品質及ヒ
 價格ニ對シテ競買地ニ於ケル適當ノ方
 法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
 公告ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 一 競買委任者ノ氏名、住所
 二 競買ニ付スヘキ物ノ種類、數
 量及ヒ品質
 三 競買ノ條件ヲ定メタルトキハ
 其條件
 四 競買ノ場所及ヒ年月日時
 五 競買ノ委任ヲ受ケタル執達吏
 委任者ノ氏名、住所
 六 民事訴訟法第五百七十七條第三
 項ノ規定ヲ準用ス
 第八條 競買ノ場所及ヒ日時ハ競買ニ
 之ヲ告知シタルコト
 第六百四十三條 第三項ノ規定ヲ準用ス
 住所ノ選定ハ執達吏ニ口述シ其調書ヲ作ラシメテ之ヲ爲スコトヲ得
 第六百七十條 競買期日ニ於テ許ス可キ競買價額ノ申出ナキトキハ第六百四
 十九條第一項ノ規定ヲ害セザル限リハ裁判所ハ其意見ヲ以テ最低競買價額
 ヲ相當ニ低減シ新競買期日ヲ定ム可シ若シ其期日ニ於テ仍ホ許ス可キ競買
 價額ノ申出ナキトキモ亦同シ
 第六百七十一條 裁判所ハ競落期日ニ出頭シタル利害關係人ニ競落ノ許可ニ
 付キ陳述ヲ爲サシム可シ
 競落ノ許可ニ付テノ異議ハ期日ノ終ニ至ルマテニ之ヲ申立ツ可シ既ニ申立
 テタル異議ニ對スル陳述ニ付テモ亦同シ
 第六百七十二條 競落ノ許可ニ付テノ異議ハ左ノ理由ニ基ケコトヲ要ス
 第一 強制執行ヲ許ス可カラサルコト又ハ執行ヲ續行ス可カラサルコ
 ト
 第二 最高價競買人賣買契約ヲ取結ヒ若クハ其不動産ヲ取得スル能力ナ
 キコト
 民事訴訟法 強制執行
 一九三

付キ刊害ノ關係ヲ有スル者ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス但通知ヲ受クヘキ者ノ住所又ハ居所ヲ知レサルトキハ此限ニ在ラス

第九條 公告ニ關シテハ五日以上ノ期間ヲ存スルコトヲ要ス但競買ニ付スヘキ物ニ關シテヨリ速ニ競買ヲ爲スコトヲ要スル特別ノ事情アルトキハ此限ニ在ラス

第十條 競買ハ鑑定人ヲシテ其評價ヲ爲シタル後之ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條 金銀及ヒ金銀ノ製品ハ地金銀ノ相場以下ノ代價ヲ以テ之ヲ競買スルコトヲ得ス

第十二條 前條ニ掲ケタル物ヲ競買スル場合ニ於テ競買ノ日ニ相當ナル競買ノ申込ニ付テハ地金銀ノ相場以上ノ代價ノ取引ノ相場アル物ニ付テハ意圖ニ之ヲ競買スルコトヲ得

第十三條 競買ハ其條件ヲ告知シ各競買者ニ對シテ

第三 法律上ノ賣却條件ニ抵觸シテ競買ヲ爲シタルコト又ハ總テノ利害關係人ノ合意ヲ得ズシテ法律上ノ賣却條件ヲ變更シタルコト

第四 競買期日ノ公告ニ第六百五十八條ニ掲ケタル要件ノ記載ナキコト

第五 競買期日ノ公告ハ法律上規定シタル方法ニ依リテ之ヲ爲ササルコト

第六 第六百五十九條ニ規定シタル期間ヲ存セザリシコト

第七 第六百六十五條第二項及ヒ第六百六十六條第一項ノ規定ニ違背シタルコト

第八 第六百六十四條ノ規定ニ違背シ最高價競買人ナリト呼ヒケタルコト

第六百七十三條 異議ハ他ノ利害關係人ノ權利ニ關スル理由ニ基テハ之ヲ許サズ

第六百七十四條 裁判所ハ異議ノ申立ヲ正當トスルトキハ競落ヲ許サズ

第六百七十二條第一號乃至第八號ニ掲ケタル事項ノ一アルトキハ職權ヲ以テ競落ヲ許サズ但第一號ノ場合ニ於テハ競買シタル不動産ヲ讓渡スルコトヲ得サルモノナルトキ又ハ競買手續ノ停止ヲ爲シタルトキニ限り

賣物ニ付キ競買ノ申込ニ當リシニ始メ最高價競買ノ申込人ニ對シテ競落ノ告知ヲ爲スニ因リテ終了ス

第十四條 執達吏ハ競買調査ヲ作リ之ニシテ左ノ事項ヲ記載シ署名捺印スヘシ

一 競買委任者ノ氏名住所種別數量及ヒ品質

二 鑑定人ヲシテ評價ヲ爲サシメタルキ

三 第九條ノ場所以及ヒ日時

四 第九條ノ關係ヲ有スル者ニ通知シタルキ

五 利害ノ關係ニ對シテ之ヲ發セザリシトキハ其事由

六 告知シタル競買ノ條件

七 各競買物ニ對スル競落人ノ氏名及ヒ其申込價額

八 競買ヲ停止シタルトキ又ハ競落ヲ爲サリシトキハ其事由

九 競買ノ開始及ヒ完結ノ日時

第十號ノ場合ニ於テハ能力若クハ資格ノ欠缺ヲ除去セラレサルトキニ限り

第三號ノ場合ニ於テハ利害關係人手續ノ續行ニ付キ承認セサルトキニ限り

第六百七十五條 數箇ノ不動産ヲ競買ニ付シタル場合ニ於テ或ル不動産ノ賣得金ヲ以テ各債權者ニ辨濟ヲ爲シ及ヒ強制執行ノ費用ヲ償フニ足ル可キトキハ他ノ不動産ニ付テハ競落ヲ許サズ

第六百七十六條 第六百七十二條及ヒ第六百七十四條ノ規定ニ從ヒ全ク競落ヲ許ササル場合ニ於テ更ニ競買ヲ許ス可キトキハ職權ヲ以テ新競買期日ヲ定ム可シ

新競買期日ハ少ナクモ十四日ノ後タル可シ

第六百七十七條 前條ノ規定ニ從ヒテ新競買期日ヲ定ムル場合ノ外競落ヲ許シ又ハ許ササル決定ノ言渡ヲ爲ス可シ

競落期日ノ調査ニ付テハ第六百二十九條乃至第三百三十二條及ヒ第三百三十四條ノ規定ヲ準用ス

第六百七十八條 競買期日ト競落期日トノ間ニ天災其他ノ事變ニ因リ不動産カ著シク毀損シタルトキハ最高價競買人タル呼上ヲ受ケタル者ハ其競買ヲ

十一 競賣調書ヲ作りタル場所及
 競賣調書ニハ委任者又ハ其代理人
 シテ署名捺印セシメ且競賣ノ公告
 ラ爲シ及ヒ通知ヲ發シタルコトヲ證
 スル書面及ヒ委任狀ヲ添付スルコト
 ヲ要ス
 第十五條 委任者ノ請求ニ因リ競賣調
 書ノ原本ヲ交付スルコトヲ要ス
 第十六條 競賣ノ費用ハ競賣ノ完結後
 金及ヒ競落セザリシ物ハ返還ナク之
 ヲ受取ルベキ者ニ交付シ又ハ其者ノ
 爲メ之ヲ供託スルコトヲ要ス
 第十七條 競賣ハ競賣ニ付キ正副二
 通ノ計算書ヲ作リ其正本ハ計算ニ關
 シ其副本ハ之ヲ競賣調書ニ添付スヘ
 シ
 第十八條 競賣ニ付キ利害ノ關係ヲ有
 スル者ハ競賣ノ完結ニ至ルマテ其手
 續ニ關スル執達吏ノ處分ニ付キ其所
 屬區裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコト
 ヲ得
 第十九條 競賣ハ申立人ニ之ヲ通知スヘ
 キ
 取消ス權利アリ其毀損ノ著シキヤ否ハ裁判所事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム
 第六百七十九條 競落ヲ許ス決定ニハ競賣ヲ爲シタル不動產、競落人及ヒ競
 落ヲ許シタル競買價額ヲ掲ケ又特別ノ賣却條件ヲ以テ競落ヲ爲シタルトキ
 ハ其條件ヲモ掲ケ可シ
 右決定ハ之ヲ旨渡ス外尙ホ裁判所ノ揭示板ニ揭示シテ公告ス可シ
 第六百八十條 利害關係人ハ競落ノ許否ニ付テテノ決定ニ因リ損失ヲ被ル可
 キ場合ニ於テハ其決定ニ對シ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
 競落ヲ許ス可キ理由ナキコト又ハ決定ニ掲ケタル以外ノ條件ヲ以テ許ス可
 キコトヲ主張スル競落人又ハ競落ヲ求メ之ヲ許ス可キコトヲ主張スル競買
 人モ亦即時抗告ヲ爲スコトヲ得
 右抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス
 第二項ノ場合ニ於テ競落ヲ求メタル競買人ハ其申出タル價額ニ付キ拘束
 ヲ受ケルモノトス
 第六百八十一條 競落ヲ許ササル決定ニ對スル抗告ハ此法律ニ掲ケル總テノ
 不許ノ原因ヲキコトナ理由トスルコトニ限リ之ヲ爲スコトヲ得
 競落ヲ許シタル決定ニ對スル抗告ハ此法律ニ掲ケル競落ノ許可ニ對スル異

此裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ル
 コトヲ得
 第十八條 前條ノ規定ニ依リテ異議ノ
 申立アリタルコトト雖モ裁判所ハ競賣ノ
 停止ヲ命ズルコトヲ得但停止ニ因リ
 テ著シキ損害ヲ生スル虞アルトキハ
 此限ニ在ラズ
 第十九條 第三者カ競賣ノ目的物ニ關
 シテ訴ヲ提起シタルコトヲ證明シタ
 ルトキハ執達吏ハ其競賣ヲ停止スル
 コトヲ要ス
 物ノ保管ニ付キ過分ノ費用ヲ要スル
 トキ又ハ返還ノ爲メ著シク物ノ價額
 ヲ減少スル虞アルトキハ執達吏ハ競
 賣ヲ續行シテ賣得金ヲ供託スルコト
 ヲ得
 第二十條 前二條ノ規定ニ依リテ競賣
 ヲ停止シタル場合ニ於テハ執達吏ハ
 相當ノ方法ヲ以テ競賣ノ目的物ヲ保
 管スルコトヲ要ス此場合ニ於ケル競
 賣手續及ヒ保管ノ費用ハ委任者ノ負
 担トス
 第二十一條 競賣ノ委任ハ競落ノ告知
 議ノ原因ノ一ノ理由トスルトキ又ハ競落決定カ競落期日ノ調査ノ旨趣ニ抵
 觸シタルコトヲ理由トスルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得
 取消ノ訴者ケハ原狀回復ノ訴ノ要件ヲ理由トスル抗告ハ前二項ノ規定ニ依
 リ妨ケザルモノトス
 第六百八十二條 抗告裁判所ハ必要ナル場合ニ於テハ反對陳述ヲ爲サシムル
 爲メ抗告人ノ相手方ヲ定ム可シ
 一ノ決定ニ關スル數箇ノ抗告ハ互ニ之ヲ併合ス可シ
 第六百七十三條 及ヒ第六百七十四條ノ規定ハ抗告審ニ亦之ヲ準用ス
 第六百八十三條 執行裁判所ノ決定ヲ變更シ又ハ廢棄シタル抗告裁判所ノ裁
 判ハ執行裁判所之ヲ裁判所ノ揭示板ニ揭示シテ公告ス可シ
 第六百八十四條 競落ヲ許ササル決定確定シタルトキハ競落人及ヒ競落ヲ求
 メタル競買人ハ其競買ノ義務ヲ免カレ
 第六百八十五條 第六百七十八條ノ場合ニ於テ競買取消ノ爲メ競落ヲ許サザ
 ルトキハ第六百五十五條乃至第六百五十七條ノ規定ヲ準用ス
 第六百八十六條 競落人ハ競落ヲ許ス決定ニ因リテ不動產ノ所有權ヲ取得ス
 ルモノトス

アルマテ之ヲ取消スコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テハ競買手續ノ費用
 第三章ノ規定ニ依リテ競買ノ留置
 第二十條ノ規定ニ依リテ競買ノ留置
 先取特權者ノ債權者ノ債權者ノ債權者
 民法ノ規定ニ依リテ競買ノ留置
 民事訴訟法第六百四十一條第一項ノ
 規定ハ競買ヲ爲スヘキ裁判所ノ管轄
 第二十三條ノ規定ニ依リテ競買ノ留置
 最高裁判所申立人ハ競買ノ留置
 第二十四條ノ規定ニ依リテ競買ノ留置
 申立書ニハ差ノ事項ヲ記載シ申立人
 又ハ其代理人ノ署名捺印スヘシ
 債務者及ビ所有者ノ氏名、住
 所、競買ノ代價ノ額、競買ノ表示
 年月日
 五、裁判所

第六百八十七條 競落人ハ代金ノ全額ヲ支拂ヒタル後ニ非サレハ不動産ノ引
 渡ヲ求ムルコトヲ得ス
 競落人若クハ債權者競落ヲ許ス決定アリテ引渡アルマテ管理人カシテ
 不動産ヲ管理セシメシコトヲ申立テタルトキハ裁判所ハ之ヲ命ス可シ
 債務者カ引渡ヲ拒ミタルトキハ債權者ノ申立ニ因リ裁判所ハ
 執達吏ヲシテ債務者ノ占有ヲ解キ其不動産ヲ管理人ニ引渡サシム可シ
 第六百八十八條 競落人カ代金支拂期日ニ其義務ヲ完全ニ履行セサルトキハ
 裁判所ハ職權ヲ以テ不動産ノ再競買ヲ命ス可シ
 最初ノ競買ノ爲ニ定メタル最低競買價額其他賣却條件ハ再競買ノ手續ニモ
 亦之ヲ適用ス
 再競買期日ハ少クテモ十四日ノ後タル可シ
 競落人カ再競買期日ノ三日前マテニ買入代金及ヒ手續ノ費用ヲ支拂ヒタル
 キハ再競買手續ヲ取消ス可シ
 再競買ヲ爲ストキハ前シテ競落人ハ競買ニ加ハルコトヲ許サズ且再度ノ競買
 代價ガ最初ノ競買代價ヨリ低キトキハ不足ノ額及ヒ手續ノ費用ヲ負擔シ其
 高キトキハ剩餘ノ額ヲ請ルコトヲ得ス

申立書ニハ競買ニ付スヘキ不動産ニ
 關スル登記簿ノ謄本及ヒ代理人ニ依
 リテ申立書ニ添付スル其委任狀ヲ添
 附スルコトヲ要ス
 民事訴訟法第六百四十三條第一項第
 二號ノ規定ハ第五號ノ申立ニテ準用ス
 第二十五條ノ規定ハ第五號ノ申立ニテ
 以テ之ヲ爲ス
 開始決定ニハ申立人ノ氏名、住所及
 以テ之ヲ爲ス
 民事訴訟法第六百三十九條ノ規定ハ
 開始決定ニテ準用ス
 第二十六條ノ規定ハ開始決定ヲ爲ス
 タルコトヲ競買ニ付スヘキ不動産ニ
 關スル登記簿ニ記載スヘキ旨ヲ其管
 轄登記所ニ囑託スヘシ
 民事訴訟法第六百五十一條第二項、
 第六百五十二條及ヒ第六百五十三條
 ノ規定ハ前項ノ場合ニテ準用ス
 第二十七條ノ規定ハ競買期日及ヒ競
 買所カ開始決定ヲ爲シ

第六百八十九條 共有物持分ノ強制競買ニ付テハ債權者ノ債權ノ爲メ債務者
 ノ持分ニ付キ強制競買ノ申立アリタルコトヲ登記簿ニ記入ス但ヒ他ノ共有者
 ニハ其強制競買ノ申立ヲ通知ス可シ
 最低競買價額ハ共有物全部ノ評價額ニ基キ債務者ノ持分ニ付キ之ヲ定ム可
 シ
 第六百九十條 競買申立カ競落ヲ許スルコト無クシテ完結シタルトキハ裁判
 所ハ第六百五十一條ノ規定ニ從ヒテ爲シタル記入ノ抹消ヲ登記簿ニ囑託
 ス可シ
 第六百九十一條 競落ヲ許ス決定確定スルトキハ買却代金ガ配當ニ與カル各
 債權者ヲ満足セシムルニ足ラサル場合ニ於テハ民法、商法及ヒ特別法ニ從
 ヒテ之ヲ配當ス可シ
 第六百九十二條 各債權者ハ競落期日マテニ其債權ノ元金、利息、費用其他
 附帶ノ債權ノ計算書ヲ提出ス可シ
 前項ノ規定ニ從ハサル債權者ニ付テハ第六百二十八條第二項ノ規定ヲ準用
 ス
 第六百九十三條 代金ノ支拂及ヒ配當ハ競落ヲ許ス決定ノ確定後ニ裁判所カ

定メテ之ヲ公告スルコトヲ要ス
競買ノ期日ハ競買手續ノ利害關係人
左ニ記載シタル者ヲ利害關係人トス
一 申立人
二 債務者及ビ所有者
三 登記簿ニ登記シタル不動産上
ノ權利者
四 不動産上ノ權利者トシテ其權
利ヲ證明シタル者
第二十八條 裁判所ハ鑑定人ヲシテ競
買ニ付スヘキ不動産ノ評價額ヲサシ
メ其評價額ヲ以テ最低競買價額トス
第二十九條 競買期日ノ公告ニハ第二
十二條ニ掲ケタル者ノ申立ニ因リテ
競買ヲ爲ス旨ノ外民事訴訟法第六百
五十八條第一號乃至第三號、第五號
乃至第七號、第九號及ヒ第十號ニ掲
ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス
民事訴訟法第六百六十一條ノ規定ハ
前項ノ公告ニ之ヲ準用ス
第三十條 競買期日、其開始、競買調書
及ヒ競買終局ノ告知ニ關スル民事訴
訟法第六百五十九條第六百六十二條

職權ヲ以テ定ムル期日ニ於テ之ヲ爲ス
此期日ニハ利害關係人、執行力アル正本ニ因ラズシテ配當ヲ要求スル債權
者及ビ競落人ヲ呼出ス可シ
第六百九十四條 期日ニ於テハ先ツ配當ス可キ不動産ノ賣却代金ノ幾許ナル
ヤヲ定ム可シ
左ノモノヲ賣却代金トス
第一 代金
第二 不動産カ果實其他金銭ニ見替ルコトヲ得ヘキ利益ヲ生スル場合ニ
於テハ競落決定旨減ヨリ代金支拂マテノ利息
代金支拂ハ裁判所ニ之ヲ爲ス可シ
最高競買價額ノ保證ノ爲メ預リタル金額ハ代金ニ之ヲ算入ス
第六百九十五條 裁判所ハ出頭シタル利害關係人及ビ執行力アル正本ニ因ラ
ズシテ配當ヲ要求スル債權者ヲ訊問シテ配當表ヲ確定ス可シ
第六百九十六條 配當表ニハ賣却代金、各債權者債權ノ元金、利息、費用及
ビ配當ノ順位並ニ配當ノ割合ヲ記載ス可シ
若シ出頭シタル總テノ利害關係人及ビ執行力アル正本ニ因ラズシテ配當ヲ

乃至第六百六十九條ノ規定ハ本章ノ
第三十一條ニ準用ス
第三十一條 競買期日ニ相當ノ競買申
込ヲキトキハ裁判所ハ更ニ期日ヲ定
メテ競買ヲ爲スヘシ此場合ニ於テハ
民事訴訟法第六百七十條ノ規定ヲ準
用ス
第三十二條 競落期日ハ民事訴訟法第
六百六十條ノ規定ニ從ヒ裁判所ニ於
テ之ヲ開ク
第三十三條 競落ノ手續、競落ノ計サレ
テ之ヲ開ク、競落ノ履行及ヒ競落人
ノ義務ノ履行ノ場合ニ於ケル再競買
ノ期日ハ民事訴訟法第六百七十一條
乃至第六百七十四條、第六百七十六
條乃至第六百八十三條、第六百八十
七條及ヒ第六百八十八條ノ規定ハ本
章ノ競買ニ之ヲ準用ス
第三十四條 競買人ハ競落ヲ許ス決定
カ確定シタル後直チニ代價ヲ裁判所
ニ支拂フコトヲ要ス此場合ニ於テハ
裁判所ハ其裁判ノ附屬ニ於テ競落人
ノ負擔シタル債權ノ移轉ノ登記ヲ管
轄裁判所ニ囑託スル代價ノ中ヨリ競買ノ

要求スル債權者一致シタルトキハ其一致ニ基キ配當表ヲ作ル可シ
第六百九十七條 配當表ニ對スル異議ノ完結及ヒ配當表ノ實施ニ付テハ第六
百三十條以下ノ規定ヲ準用ス但以下數條ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタルモノ
ハ此限ニ在ラス
第六百九十八條 期日ニ出頭シタル債權者ハ各債權者ノ債權ニ對シ又ハ其債
權ノ爲メ主張スル順位ニ對シ異議ヲ申立ツル權利アリ
出頭シタル各債權者ハ自己ノ利害ニ關シテハ他ノ債權者ニ對シ前項ト同一
ノ權利アリ
執行スルヲ得ヘキ債權ニ對スル債權者ノ異議ハ第五百四十五條、第五百四
十七條及ヒ第五百四十八條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ完結ス
第六百九十九條 競落人ハ賣却條件ニ因リ不動産ノ負擔ヲ引受ケル外配當表
ノ實施ニ際シ買入代金ノ額ニ滿ツルヲ限リ關係債權者ノ承諾ヲ得テ買入
代金ノ支拂ニ換ヘ債務ヲ引受ケルコトヲ得若シ債權者競落人ナルトキハ其
債權ノ配當額ヲ買入代金ノ額ニ滿ツル限リ買入代金トシテ之ヲ計算スル
ニ因リテ消滅ス然レトモ引受ケ可キ債務又ハ計算ス可キ競落人ノ債權ニ對
シ適當ナル異議アルトキハ之ニ相當スル代價ヲ支拂ヒ又ハ保證ヲ立ツ可シ

費用ヲ控除シ其殘金ハ遲滞ナク之ヲ
受取ルヘキ者ニ交付スルコトヲ要ス
第三十四條 裁判所ハ競買期日ノ公告
ヲ爲ス前申立ニ因リ競買ニ代ヘテ入
札拂ヒヲ爲スヘシ此場合ニ於テハ民
事訴訟法第七百三條乃至第七百五
條ノ規定ニ依ル外本章ノ規定ヲ準用
ス
第三十五條 競買ヲ爲サシテ競買手
續ヲ完結シタルトキハ裁判所ハ第二
十六條ノ規定ニ依リテ爲シタル登記
ノ抹消ヲ囑託スヘシ
第三十六條 登記シタル船舶ノ競買ハ
申立ニ因リ且當時ノ碇泊港又ハ船舶
ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所之ヲ爲
ス
第三十七條 競買ノ申立書ニハ船舶所
有者並ニ船長ノ姓名、住所、船舶所
示及ビ競買ノ原因ヲ記載シ且船舶登
記簿ノ謄本及ビ官ノ認可ヲ得タルコトヲ
合ニ於テハ其認可ヲ得タルコトヲ要
スル書面ヲ附添スルコトヲ要ス
第三十八條 競買期日ノ公告ニハ申立
ニ因リテ競買ヲ爲ス旨ノ外船舶ノ表

第七百條 配當表ヲ實施シタル後裁判所ハ配當調書及ビ競落決定ノ正本ヲ登
記判事ニ送付シテ左ノ諸件ヲ囑託ス可シ
第一 競落人ノ所有權ノ登記
第二 競落人ノ引受ケサル不動産上負擔記入ノ抹消
第三 第六百五十一條ノ規定ニ從ヒ爲シタル記入ノ抹消
右登記及ビ抹消ニ關スル總テノ費用ハ競落人之ヲ負擔ス可シ
第七百一條 數多ノ差押債權者ノ爲メ同時ニ爲ス可キ不動産ノ競買手續ニ付
テハ前數條ノ規定ヲ準用ス
第七百二條 裁判所ハ競買期日ノ公告前利害關係人ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ
以テ競買ニ換ヘテ入札拂ヒ命スルコトヲ得但入札拂ヒ付テハ以下數條 於
テ別段ノ規定ナキモハ前數條ノ規定ヲ準用ス
第七百三條 入札ハ入札期日ニ於テ執達吏ニ之ヲ差出ス可シ
入札ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス
第一 入札人ノ姓名及ビ住所
第二 不動産ノ表示
第三 入札價額

示及ビ其碇泊港又ハ現在ノ場所ヲ記
載スルコトヲ要ス
第三十九條 前章ノ規定及ビ民事訴訟
法第七百二十九條第七百二十五條ノ
規定ハ船舶ノ競買ニ之ヲ準用ス
第四十條 債權者ハ第三十八條ノ規定
ニ依リテ債權者ハ第三取得者ニ競買ヲ請
求スル債權者ハ第三取得者ニ競買ヲ請
當不動産所在地ノ區裁判所ニ競買ノ
申立ヲ爲シ且擔保ノ認許ヲ求ムルコ
トヲ要ス
前項ノ規定ニ依ラサル競買ノ請求ハ
無効トス
第四十一條 競買ノ申立書ニハ左ノ事
項ヲ記載シ請求債權者之ニ署名、捺
印スヘシ
一 債務者ノ姓名、住所
二 擔當不動産ノ表示
三 第三取得者及ビ讓渡人ノ姓名
住所
四 擔保ノ表示
五 第三取得者カ提供シタル金額

第七百四條 執達吏ハ入札人ノ面前ニ於テ入札ヲ開封シ之ヲ朗讀ス可シ
二人以上同價額ノ入札アルトキハ執達吏ハ其者ヲシテ追加ノ入札ヲ爲サジ
メ最高價入札人ヲ定ム
一定ノ金額ヲ以テ入札價額ヲ表セスシテ他ノ入札價額ニ對スル比例ヲ以テ
價額ヲ表シタル入札ハ之ヲ許サス
第七百五條 最高價入札人タル呼上ヲ受ケタル者第六百六十四條ノ規定ニ從
ヒ保證ヲ立シ可キ求ヲ受ケルモ之ヲ立テサルトキハ其次位ノ入札人ヲ以テ
最高價入札人ト定ム但此場合ニ於テハ最初呼上ヲ受ケタル者ハ其入札價額
ト次位ノ入札價額トノ差金ヲ負擔スル義務アリ
第三款 強制管理
第七百六條 強制管理ニ付テハ第六百四十二條、第六百四十三條、第六百四十
四條第一項第三項及ビ第六百五十一條乃至第六百五十四條ノ規定ヲ準用ス
不動産カ債權者ノ債權ニ付キ不動産上ノ義務ヲ負フタル場合ニ於テハ第六
百四十三條第一號第二號ニ依リ提出ス可キ證書ハ不動産ヲ債務者カ占有ス
ルコトヲ疏明スル證書ヲ以テ足ル
第七百七條 裁判所ハ強制管理開始ノ決定ニ於テ債務者カ管理人ノ事務ニ干

六 請求者力定メタル増價金額
 七 年月日
 八 裁判所
 九 申立書ニハ民法第三百八十三條ノ送達ヲ受ケタル日ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス
 十 民事訴訟法第六百四十三條第一項第三號乃至第五號第二項及ヒ第三項ノ規定ハ本條ノ申立ニ之ヲ準用ス
 十一 第四十二條 裁判所ハ擔保ノ許否ニ付キ期日ヲ定メ決定ヲ以テ其裁判ヲ爲スヘシ
 十二 期日ニハ請求債權者及ヒ第三取得者ヲ呼出タスヘシ
 十三 擔保ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス
 十四 第四十三條 競賣ノ請求ハ擔保ヲ認許セサル裁判ニ因リテ當然其效力ヲ失フ
 十五 民法第三百八十四條ニ定メタル期間内ニ第三取得者ニ對シテ競賣ノ請求書ヲ送達シタル他ノ債權者ハ前項ノ裁判アリタル日ヨリ三日内ニ第四十四條ノ申立ヲ爲スコトヲ得
 十六 第四十四條 裁判所カ擔保ヲ認許シタル

涉スルコト及ヒ不動産ノ收益ニ付キ處分スルコトヲ禁シ又不動産ノ收益ノ給付ヲ爲ス可キ第三者アルトキハ其第三者ニ其後ノ給付ヲ管理人ニ爲スコキコトヲ命ス可シ
 既ニ收穫シ若クハ收穫ス可ク又ハ期限ノ到來シ若クハ到來ス可キ果實ハ收益ニ屬ス
 開始決定ハ第三者ニ對シテハ之ヲ送達スルニ因リ其效力ヲ生ズ此送達ハ職權ヲ以テ之ヲ爲ス
 第七百八條 裁判所ハ強制管理開始ノ決定ヲ爲シタル不動産ニ付キ強制管理ノ申立アルモ更ニ開始ノ決定ヲ爲スコトヲ得ス
 右申立ハ執行記録ニ添付スルニ依リ配當要求ノ效力ヲ生シ又既ニ開始シタル強制管理ノ取消ト爲リタルトキハ開始決定ヲ受ケタル效力ヲ生ス
 假差押ノ命令アリタル不動産ニ付テハ本條ノ規定ヲ適用セス
 第七百九條 配當要求ハ執行力アル正本ニ因リ且裁判所ノ所在地ニ住居ヲ有ス事務所ヲ有セサル者ハ假住所ヲ選定シテ執行裁判所ニ之ヲ爲スコシ
 第七百十條 執行裁判所ハ前二條ノ申立及ヒ要求アリタル債權者債權者及ヒ管理人ニ通知ス可シ

ルトキハ競賣手續ノ開始ノ決定ヲ爲スヘシ
 決定ニハ認許シタル擔保ヲ表示シ且第四十一條第二項第一號乃至第三號第六號及ヒ第七號ニ掲ケタル事項ヲ記載スヘシ
 第二十五條 第二項第三項及ヒ第二十六條第一項ノ規定ハ本條ノ決定ニ之ヲ準用ス
 第四十五條 第二十七條第一項及ヒ第二十八條ノ規定ハ増價競賣ニ之ヲ準用ス
 左ニ記載シタル者ヲ利害關係人トス
 一 債權者
 二 債務者
 三 債權者及ヒ讓渡人
 四 登記簿ニ登記シタル不動産上ノ權利者
 五 不動産上ノ權利者トシテ其權利ヲ證明シタル者
 第四十六條 競賣ノ公告ニハ増價競賣ノ申立ニ因リテ競賣ヲ爲ス旨及ヒ請求者ノ定メタル増價金額ノ外民事訴訟法第六百五十八條第一號乃至第三號ハ第七號、第九號、第九號及ヒ第十號ニ掲ケタル事項ヲ記載スヘシ

第七百十一條 管理人ハ裁判所之ヲ任命ス但債權者ハ適當ノ人ヲ推薦スルコトヲ得
 管理人ハ管理及ヒ收益ノ爲メ自ら不動産ヲ占有スル權ヲ有ス此場合ニ於テ抵抗ヲ受ケルコトキハ執達吏ヲ立會ハシムルコトヲ得
 管理人ノ任命ハ債務者ニ代リ第三者ノ給付ス可キ收益ヲ取立ツル權ヲ授與スルモノトス
 第七百十二條 裁判所ハ債權者及ヒ債務者ヲ審訊シタル後又適當トスル場合ニ於テハ鑑定人ヲ立會ハシメタル上管理人ニ管理ニ關シ必要ナル指揮ヲ爲シ又管理人ニ與フ可キ報酬ヲ定メ且管理人ノ業務施行ヲ監督ス可シ
 裁判所ハ管理人ニ保證ヲ立テシメ又ハ貳拾圓以下ノ過料ヲ言渡シ又ハ其職ヲ免スルコトヲ得
 第七百十三條 第三者不動産ニ付キ強制管理ヲ許スコトヲ妨クル權利ヲ主張スルトキハ第五百四十九條ノ規定ヲ準用ス
 第七百十四條 管理人ハ直チニ不動産ニ付キ得タル收益ヨリ其不動産ノ負擔ニ依リ租稅其他ノ公課ヲ扣除シタル後別段ノ手續ヲ要セスシテ管理ノ費用ヲ辨濟シ其殘額ノ配當ニ付キ債權者間ニ協議調ハサルトキハ其旨ヲ區裁判

民事訴訟法 強制執行

第三十三條及七民事訴訟法第六百五十九條乃至第六百六十九條、第六百七十一條乃至第六百七十四條、第六百七十六條乃至第六百八十三條、第六百八十七條ノ規定ハ本章ノ競買及競落ノ手續ニ之ヲ準用スルコトヲ定メ、手続ニ違ハズシテ競買者カ定メタル増價額ニ達スル競買者カ定メタル増價額ニ達スル競買者カ人トシテ、民事訴訟法第六百七十八條ノ規定ニ依リ最高價競買人ガ其競買ヲ取消シタルトキハ裁判所ハ更ニ競買期日及ヒ競落期日ヲ定メテ之ヲ公告スルコトヲ要ス

第四十八條 増價競買ノ擔保ハ競落代價ノ完済ニ因リテ其效力ヲ失フ

第四十九條 裁判所ハ競買請求者ノ申立ニ因リ競買ニ代ヘテ入札拂テ爲スル此場合ニ於テハ民事訴訟法第七百三條乃至第七百五條ノ規定ニ依リ外本章ノ規定ヲ準用ス

第五十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(三十二年勅令第百二十

所ニ届出ツ可シ
前項ノ届出アリタルトキハ裁判所ハ第六百九十一條、第六百九十六條乃至第六百九十八條ノ規定ヲ準用シテ配當表ヲ作り其配當表ニ基キ管理人ナシテ債權者ニ支拂ヲ爲サシム可シ

第七百十五條 管理人ハ毎年及ヒ其業務施行ノ終了後各債權者、債務者及ヒ裁判所ニ計算書ヲ差出ス可シ

各債權者及ヒ債務者ハ計算書ノ送達アリタルヨリ七日ノ期間内ニ執行裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

右期間内ニ異議ノ申立ナキトキハ計算ニ付キ全ク異議アケ且管理人ノ卸任ヲ承諾シタルモノト看做ス

異議ノ申立アルトキハ裁判所ハ管理人ヲ審訊シタル後之ヲ裁判ス可シ若シ異議ノ申立ナク又ハ申立タル異議ヲ完結シタルトキハ裁判所ハ管理人ヲシテ卸任セシム可シ

第七百十六條 強制管理ノ取消ハ裁判所ノ決定ヲ以テ之ヲ爲ス

此取消ハ各債權者不動産ノ收益ヲ以テ辨済ヲ受ケタルトキハ職權ヲ以テ之ヲ爲ス

三號ヲ以テ同年七月十六日ヨリ施行ス

第五十一條 明治二十三年法律第九十二號増價競買法ハ本法發布ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

● 執達吏手数料

規則

(明治二十三年法律第五十二條)

第一條 執達吏ハ此規則ニ從ヒ手数料ヲ受ク

第二條 書類送達ノ手数料ハ一通ニ付七錢トス(明治四十四年改正)

第三條 有體動産及未タ土地ヨリ離レサル果實並爲管證券其他證書ヲ以テ移轉スルコトヲ得ル證券ノ差押、假差押ニ付テノ手数料ハ左ノ區別ニ從フ(同上改正)

執行スヘキ債權額 手数料
貳拾圓マテ 四拾錢

若シ管理執行ノ爲メ特別ノ費用ヲ要スルトキ債權者カ必要ナル金額ヲ豫納セサルニ於テハ裁判所ハ強制管理ノ取消ヲ命スルコトヲ得

裁判所ハ右ノ取消ヲ決定スル際登記判事ニ強制管理ニ關スル記入ノ抹消ヲ囑託ス可シ

第三節 船舶ニ對スル強制執行

第七百十七條 船舶其他ノ海船ニ對スル強制執行ハ不動産ノ強制競買ニ關スル規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス但事柄ノ性質ニ因リテ差異ノ顯ハルルトキ又ハ以下數條ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタルトキハ此限ニ在ラス

端舟其他擄權ノミヨリ以テ運轉シ又ハ主トシテ擄權ヲ以テ運轉スル舟ニハ本節ノ規定ヲ適用セス

第七百十八條 船舶ノ強制競買ニ付テハ船舶カ差押ノ當時碇泊スル港ノ區域判所ヲ以テ管轄執行裁判所トス

第七百十九條 船舶ノ執行手續中差押ノ港ニ之ヲ碇泊セシム可シ然レトモ商業上利益ノ爲メ適當トスル場合ニ於テハ裁判所ハ總テノ利害關係人ノ申立ニ因リ航行ヲ許スコトヲ得

第七百二十條 強制競買ニ付テノ申立ニハ左ノ證書ヲ添附ス可シ

五拾圓マテ 六拾錢
 百圓マテ 九拾錢
 貳百五拾圓マテ 壹圓貳拾錢
 五百圓マテ 壹圓五拾錢
 千圓マテ 壹圓八十錢
 千圓ヲ超ユルトキハ貳圓四拾錢
 トス
 假差押ヲ爲シタル者ニ對スル差押ニ付テノ手数料ハ前項ノ手数料ノ半額トス(同上追加)
 若シ執務三時間以上ニ渉ルトキハ一時間毎ニ本條ニ定メタル手数料ノ十分ノ三ヲ加フ但其執務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス
 第四條 執達吏差押、假差押ヲ爲スヘキ場所ニ臨ムト雖差押フヘキ物ナキトキ又ハ差押フヘキ物ヲ換價スルモ強制執行ノ費用ヲ償フテ剩餘ヲ得ル見込ナキトキハ前條ニ定メタル手数料ノ半額ヲ受ク

第一 債務者カ所有者ナル場合ニ於テハ其所有者トシテ船舶ヲ占有スルコト又船長ナル場合ニ於テハ船長トシテ船舶ヲ指揮スルコトヲ疏明スルニ足ル可キ證書
 第二 船舶カ船舶登記簿ニ登記アル場合ニ於テハ其船舶ニ關スル有效ナル各登記事項ヲ包含シタル登記簿ノ抄本
 債權者ハ公簿ヲ主管スル官廳力違隔ノ地ニ在ルトキハ第二號ノ抄本ノ求アラントトテ執行裁判所ニ申立ツルコトヲ得
 第七百二十一條 裁判所ハ債權者ノ申立ニ因リ船舶ノ監守及ヒ保存ノ爲メ必要ナル處分ヲ爲サシム可シ
 此處分ヲ爲シタルトキハ開始決定ノ途途前ト雖モ差押ノ效力ヲ生ス
 若シ此處分ヲ履行スル爲メ債權者カ必要ナル金額ヲ豫納セザルトキハ裁判所ハ之ヲ取消スコトヲ得
 第七百二十二條 船長ニ對シ爲シタル判決ニ基キ船舶債權者ノ爲メ船舶ノ差押ヲ爲ストキハ其差押ハ所有者ニ對シテモ效力アリ此場合ニ於テハ所有者モ亦利害關係人トス

料ノ半額ヲ受ク
 第五條 民事訴訟法第五百五十六條、第五百五十八條第六項、第六百十五條ノ場合及既ニ差押、假差押ニ著手シタル執達吏ノ死亡若クハ其他ノ理由ニ依リ委任ノ消滅シタルトキ物ヲ換價スル爲其委任ヲ引受ケタル場合ニ於テハ執達吏ハ第三條ニ定メタル手数料ノ半額ヲ受ク
 第六條 特定ノ動産又ハ代替物ノ一定ノ數量ヲ債務者ヨリ取上ケ之ヲ債權者ニ引渡ス場合ニ於テハ其手数料ヲ壹圓トス若シ執務二時間以上ニ渉ルトキハ一時間毎ニ貳拾錢ヲ加フ但其執務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス(同上改正)
 前項ノ場合ニ於テ執達吏其場所ニ臨ムト雖引渡スヘキ物ナキトキハ前項ニ定メタル手数料ノ半額ヲ受ク

差押後所有若クハ船長ノ變更アルモ手續ノ續行ヲ妨ケス
 差押後新ニ船長ト爲リタル者ハ之ヲ利害關係人トス此場合ニ於テハ前船長ハ其關係人タル債務ヲ免カル
 第七百二十三條 船舶カ差押ノ當時其裁判所管轄内ニ存セザルトキハ顯ハルトキハ其手續ヲ取消スヘ可シ
 第七百二十四條 競賣期日ノ公告ニハ第六百五十八條第一號ニ掲ケタル旨趣ニ換ヘテ船舶ノ表示及ヒ其碇泊ノ場所ヲ掲クヘシ
 第七百二十五條 定繫港ノ區裁判所管轄外ニ於テ差押ヲ爲シタルトキハ執行裁判所ハ競賣期日ノ公告ヲ定繫港ノ區裁判所ニ送付シ其裁判所ノ揭示板ニ揭示ス可キコトヲ囑託ス可シ
 第七百二十六條 船舶ノ股分ニ對スル強制執行ハ第六百二十五條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス其執行ニ付テハ定繫港ノ區裁判所ノ管轄ス
 第七百二十七條 債權者ハ差押命令ノ申請ニ債務者カ船舶ノ股分ニ付キ所有權ヲ有スルコトヲ證ス可キ船舶登記簿ノ抄本又ハ信用ス可キ證明書ヲ添附ス可シ
 差押命令ハ債務者ノ外船舶管理人ニモ之ヲ送達ス可シ

第七條 民事訴訟法第七百三十一條第

一項又ハ民事訴訟法第七百三十三條
第一項ノ決定ニ基キ執行ヲ爲ス場合
ニ於テハ執行三時間以内ハ手数料ヲ
壹圓トシ若シ其執行三時間以上ニ涉
ルトキハ一時間毎ニ貳拾錢ヲ加フ但
其執行一時間ニ滿タサルモ一時間ト
看做シテ算定ス(同上改正)
前項ノ場合ニ於テ執達吏其場所ニ臨
ムト雖船舶アラサルトキハ前項ニ定
メタル手数料ノ半額ヲ受ク
第七條ノ二 前二條ノ規定ハ假處分ノ
執行ノ手数料ニ之ヲ準用ス
第八條 民事訴訟法第六百四十三條第
三項ニ依リ不動産ノ取調ヲ爲ス場合
ニ於テハ第三條ニ定メタル區別ニ從
ヒ其手数料ヲ受ク
第九條 動産、不動産及船舶ノ競賣ニ
付テノ手数料ハ左ノ區別ニ從フ(同

差押ハ此命令ヲ船舶管理人ニ送達スルニ因リ債務者ニ送達スルト同一ノ効
力ヲ生ス

第七百二十八條 船舶股分ノ競賣代金ノ配當ニ付テハ第六百二十六條以下ノ
規定ヲ準用ス

第七百二十九條 外國ノ船舶ヲ差押ヘタルトキ又ハ登記簿、登記セサル船舶
ヲ差押ヘタルトキハ登記簿ニ記入ス可キ手續ニ關スル規定ヲ適用セス

第三章 金錢ノ支拂ヲ目的トセサル債權ニ付テノ

強制執行

第七百三十條 債務者カ特定ノ動産又ハ代管物ノ一定ノ數量ヲ引渡ス可キト
キハ執達吏ハ之ヲ債務者ヨリ取上ケテ債權者ニ引渡ス可シ

第七百三十一條 債務者カ不動産又ハ人ノ住居スル船舶ヲ引渡シ又ハ明渡ス
可キトキハ執達吏ハ債務者ノ占有ヲ解キ債權者ニ其占有ヲ得セシム可シ

此強制執行ハ債權者又ハ其代理人カ受取ノ爲メ出頭シタルトキニ限り之ヲ
爲スコトヲ得
強制執行ノ目的物ニ非サル動産ハ執達吏之ヲ取除キテ債務者ニ引渡ス可シ

七但書削除同上改正)

競賣金額	手数料
貳拾圓マテ	七拾錢
五拾圓マテ	壹圓貳拾錢
百圓マテ	壹圓八拾錢
貳百五拾圓マテ	貳圓四拾錢
五百圓マテ	參圓
千圓マテ	四圓五十錢
以上千圓毎ニ壹圓ヲ加フ但千圓 ニ滿タサルモ千圓ト看做シテ算 定ス	

任意競賣ニ付テモ亦前項ニ同シ
第十條 執達吏執行行爲ヲ爲スヘキ場
所ニ臨マサル以前ニ民事訴訟法第五
百五十條ニ依リ又ハ委任ノ消滅ニ依
リ強制執行ヲ止メタルトキ又ハ支拂
若クハ引渡ニ依リ強制執行ノ委任終
了シタルトキハ各本條ニ定メタル手
數料ノ十分ノ三ヲ受ク但第九條ノ場

若シ債務者不在ナルトキハ其代理人又ハ債務者ノ成長シタル家族若クハ雇
人ニ之ヲ引渡ス可シ

債務者及ヒ前項ニ掲ケタル者不在ナルトキハ執達吏ハ右ノ動産ヲ債務者ノ
費用ニテ保管ニ付ス可シ

債務者カ其動産ノ受取ヲ怠ルトキハ執達吏ハ執行裁判所ノ許可ヲ得テ差押
物ノ競賣ニ關スル規定ニ從ヒテ之ヲ賣却シ其費用ヲ扣除シタル後其代金ヲ
供託ス可シ

第七百三十二條 引渡ス可キ物カ第三者ノ手中ニ存スルトキハ債務者ノ引渡
ノ請求ハ申立ニ因リ金錢債權ノ差押ニ關スル規定ニ從ヒテ之ヲ債權者ニ轉
付ス可シ

第七百三十三條 民法第四百十四條第二項及ヒ第三項ノ場合ニ於テハ第一審
ノ受訴裁判所ハ申立ニ因リ民法ノ規定ニ從ヒテ決定ヲ爲ス(民法施行法第
十五四條ヲ以テ本項改正)

債權者ハ同時ニ其行爲ヲ爲スニ因リ生ス可キ費用ヲ豫メ債務者ニ支拂ヲ爲
サシムル決定ノ宣言アラントキハ申立ツルコトヲ得但其行爲ヲ爲スニ因リ
此ヨリ多額ノ費用ヲ生スルトキ後日其請求ヲ爲ス權利ヲ妨ケス

合ニ於テハ其手数料ヲ四拾錢トス
(同上)

第十一條 執達吏執行行爲ヲ爲スヘキ場所ニ臨ミタル後民事訴訟法第五百五十條ニ依リ又ハ委任ノ消滅ニ依リ強制執行ヲ止メタルトキ又ハ支拂若シタルトキハ各本條ニ定メタル手数料ノ半額ヲ受ケ但第九條ノ場合ニ於テハ其手数料ヲ六十錢トス(同上)

第十二條 第三條乃至第十一條ノ手数料ヲ受クヘキ行爲ニハ強制執行ノ場合ニ於ケル左ノ行爲ヲ包含ス
第一 警察上ノ援助ヲ求メ又ハ證人鑑定人ノ立會ヲ爲サシムルコト
第二 執行行爲ニ屬スル備付其他ノ通知ヲ爲シ又ハ書類ノ送達ヲ爲ス
第三 記名證券ヲ買主ノ氏名ニ書換

第七百三十四條 債務ノ性質カ強制履行ヲ許ス場合ニ於テ第一審ノ受訴裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ相當ノ期間ヲ定メ債務者カ其期間内ニ履行ヲ爲ササルトキハ其期限ノ期間ニ應ジ一定ノ賠償ヲ爲スヘキコト又ハ直チニ損害ノ賠償ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ要ス(民法施行法第五十五條ヲ以テ改正)

第七百三十五條 前二條ノ決定ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得但決定前債務者ヲ審訊ス可シ

第七百三十六條 債務者カ權利關係ノ成立ヲ認諾ス可キコト又ハ其他ノ意思ノ陳述ヲ爲ス可キコトノ判決ヲ受ケタルトキハ其判決ノ確定ヲ以テ認諾又ハ意思ノ陳述ヲ爲ス可キ場合ニ於テハ第五百十八條及ヒ第五百二十條ノ規定ニ從ヒ執行力アル正本ヲ付與シタルトキ其效力ヲ生ス

第四章 假差押及ヒ假處分

第七百三十七條 假差押ハ金錢ノ債權又ハ金錢ノ債權ニ換フルコトヲ得ヘキ請求ニ付キ動産又ハ不動産ニ對スル強制執行ヲ保全スル爲メ之ヲ爲スコトヲ得

假差押ハ未タ期限ニ至ラサル請求ニ付テモ亦之ヲ爲スコトヲ得

ヘ及必要ナル陳述ヲ債務者ニ代リ爲スコト
第四 支拂其他ノ給付、差押金錢及及賣却金ヲ受取り、交付シ若クハ供託シ又ハ受取證書ヲ交付シ又ハ差押物ヲ還付スルコト
第五 就賣ノ公告ヲ爲スコト
第十三條 執達吏ハ立替金トシテ左ノ費用ノ辨濟ヲ受ケ
第一 書記料
第二 郵便料、電信料
第三 公告料
第四 證人鑑定人ノ手當
第五 職工、役夫ノ手當
第六 有價證券ノ記名書換及流通ヲ止メタル證券ノ流通ヲ回復スル爲メノ費用
第七 人及物ノ送致費用
第八 物ノ保存並監視ノ費用

第七百三十八條 假差押ハ之ヲ爲サシムル判決ノ執行ヲ爲スコト能ハス又ハ判決ノ執行ヲ爲スニ著シキ困難ヲ生スル恐アルトキ殊ニ外國ニ於テ判決ノ執行ヲ爲スニ至ル可キトキハ之ヲ爲スコトヲ得

第七百三十九條 假差押ノ命令ハ假ニ差押フ可キ物ノ所在地ヲ管轄スル區域ノ判所又ハ本案ノ管轄裁判所之ヲ管轄ス

第七百四十條 假差押ノ申請ニハ左ノ諸件ヲ掲ケ可シ
第一 請求ノ表示若シ其請求カ一定ノ金額ニ係ラサルトキハ其價額
第二 假差押ノ理由タル事實ノ表示
請求及ヒ假差押ノ理由ハ之ヲ説明ス可シ
申請ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第七百四十一條 假差押ノ申請ニ付テノ裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

請求又ハ假差押ノ理由ヲ説明セサルトキト雖モ假差押ニ因リ債務者ニ生ス可キ損害ノ爲メ債權者カ裁判所ノ自由ナル意見ヲ以テ定ムル保證ヲ立テタルトキハ裁判所ハ假差押ヲ命スルコトヲ得

又請求及ヒ假差押ノ理由ヲ説明シタルトキト雖モ裁判所ハ保證ヲ立テシメ

第九 果實收穫ノ費用

第十 旅費宿泊料(同上)

第十四條 前條ノ書記料ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ受ク

第一 法律ニ依リ又ハ利害關係人ノ求ニ依リ證書及記録中ニ存スル書類ノ謄本ヲ作リタルトキ但法律ニ依リ交付スヘキ送達證書ノ謄本ハ此限ニ在ラス

第二 供託ヲ爲スニ際シ執行裁判所ニ差出スヘキ届書ヲ作リタルトキ
第三 差押命令ノ送達後第三債務者ノ爲ス陳述ヲ筆記シタルトキ
書記料ハ半枚十二行二十字詰ニ付參錢トス但十二行ニ滿タサルモ半枚ト看做シテ算定ス(同上)
第十五條 強制執行ニ關セサル告知及催告ヲ爲ストキハ其手数料拾五錢ヲ受ク(同上)

假差押ヲ命スルコトヲ得

保證ヲ立テタルトキハ其保證ヲ立テタルコト及ヒ如何ナル方法ヲ以テ之ヲ立テタルコトヲ假差押ノ命令ニ記載ス可シ

第七百四十二條 假差押ノ申請ニ付テノ裁判ハ口頭辯論ヲ爲ス場合ニ於テハ終局判決ヲ以テ之ヲ爲シ其他ノ場合ニ於テハ決定ヲ以テ之ヲ爲ス

假差押ノ申請ヲ却下シ又ハ保證ヲ立テシムル裁判ハ債務者ニ之ヲ通知スルコトヲ要セス
第七百四十三條 假差押ノ命令ニハ假差押ノ執行ヲ停止スルコトヲ得ル爲メ又ハ執行シタル假差押ヲ取消スコトヲ得ル爲メ債務者ヨリ供託ス可キ金額ヲ記載ス可シ

第七百四十四條 債務者ハ假差押決定ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得此異議ニ付テハ假差押ノ取消又ハ變更ヲ申立ツル理由ヲ開示ス可シ
異議ノ申立ハ假差押ノ執行ヲ停止セス

第七百四十五條 異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ口頭辯論ノ爲 當事者ヲ呼出ス可シ
裁判所ハ終局判決ヲ以テ假差押ノ全部若クハ一分ノ認可・變更又ハ取消ヲ

第十六條 拒絕證書ヲ作成スル場合ニ

於テハ其手数料ヲ五十錢トス若シ執務一時間以上ニ滿ルトキハ一時間毎ニ貳拾錢ヲ加フ但其執務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス(同上)

第十六條ノ二 執行記録其他ノ書類ノ閲覧ニ付テノ手数料ハ既濟ノ書類ニ限リ一回ニ付拾錢トス

第十六條ノ三 手数料ノ定ナキ事項ニ付テハ最類似スル事項ト同一ノ手数料ヲ受ク

第十七條 證人ニ支給スヘキ日當ハ貳拾錢以下鑑定人ニ支給スヘキ日當ハ五拾錢以下トス執達吏土地ノ情況ニ從ヒ之ヲ支給シ若シ一里以上ノ地ヨリ呼出シタルトキハ第十八條ノ規定ニ從ヒ旅費ヲ支給ス
第十八條 執達吏自己ノ役場ヨリ一里

言渡シ又自由ナル意見ヲ以テ定ムル保證ヲ立ツ可キコトノ條件ヲ附シテ之ヲ言渡スコトヲ得

第七百四十六條 本案ノ未ダ繫屬セザルトキハ假差押裁判所ハ債務者ノ申立ニ因リ口頭辯論ヲ經スシテ相當ニ定ムル期間内ニ訴ヲ起ス可キコトヲ債權者ニ命ス可シ
此期間ヲ徒過シタル後ハ債務者ノ申立ニ因リ終局判決ヲ以テ假差押ヲ取消ス可シ

第七百四十七條 債務者ハ假差押ノ理由消滅シ其他事情ノ變更シタルトキ又ハ裁判所ノ自由ナル意見ヲ以テ定ム可キ保證ヲ立テントノ提供ヲ爲シタルトキハ假差押ノ認可後ト雖モ假差押ノ取消ヲ申立ツルコトヲ得
此申立ニ付テハ終局判決ヲ以テ之ヲ裁判ス其裁判ハ假差押ヲ命シタル裁判所又本案力既ニ繫屬シタルトキハ本案ノ裁判所之ヲ爲ス

第七百四十八條 假差押ノ執行ニ付テハ強制執行ニ關スル規定ヲ準用ス但以下數條ニ於テ差異ノ生スルトキハ此限ニ在ラス
第七百四十九條 假差押ノ命令ニハ其命令ヲ發シタル後債權者又ハ債務者ニ於テ承繼アル場合ニ限リ執行文ヲ附記スルコトヲ要ス

以上ノ地ニ至リ職務ヲ行フトキハ一
 里毎ニ拾五錢以下ノ旅費ヲ受ク但一
 里ニ滿タサルモ一里ト看做シテ算定
 ス(同上)

右旅費及宿泊料ノ額ハ控訴院長ノ認
 可ヲ經テ地方裁判所長之ヲ定ム(同
 上)

第十九條 執達吏ハ總テノ事務ヲ擔任
 スルニ當リ手数料及立替金ノ概算額
 ナ委任者ヨリ豫納セシム若シ豫納セ
 サルトキハ委任ニ應セサルコトヲ得但
 裁判所及檢事局ノ命令ニ依ルトキ又
 ハ訴訟上ノ救助ヲ受ケタル者ノ爲ニ
 事務ヲ擔任スルトキハ此限ニ在ラス

第二十條 執達吏ハ委任ノ終了シタル
 後手数料及立替金ノ辨濟ヲ受ケヘキ
 モノトス但民事訴訟法第五百五十四
 條ニ規定シタル場合ハ此限ニ在ラス

第二十一條 執達吏裁判所及檢事局ノ

假差押命令ノ執行ハ命令ヲ言渡シ又ハ中立人ニ命令ヲ送達シタルヨリ十四
 日ノ期間ヲ経過スルトキハ之ヲ爲スコトヲ許サス

右執行ハ債務者ニ差押命令ヲ送達スル前ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

第七百五十條 動産ニ對スル假差押ノ執行ハ各差押ト同一ノ原則ニ從ヒテ之
 ナ爲ス

債權ノ假差押ニ付テハ其命令ヲ發シタル裁判所ヲ以テ管轄執行裁判所トス

債權ノ假差押ニ付テハ第三債務者ニ對シ債權者ニ支拂ヲ爲スコトヲ禁スル
 命令ヲ發ス可シ

假差押ノ金額ハ之ヲ供託ス可シ其他假差押物ノ競賣及ヒ假差押有價證券ノ
 換價ハ一時之ヲ爲サス然レトモ假差押物ニ著シキ價額ノ減少ヲ生スル恐ア
 レトキ又ハ其貯藏ニ付キ不相應ナル費用ヲ生ス可キトキハ執行裁判所ハ申
 立ニ因リ其物ヲ競賣シ賣得金ヲ供託ス可キ旨ヲ執達吏ニ命スルコトヲ得

第七百五十一條 不動産ニ對スル假差押ノ執行ハ假差押ノ命令ヲ登記簿ニ記
 入スルニ因リテ之ヲ爲ス

第七百五十二條 假差押執行ノ爲メ強制管理ヲ爲ス場合ニ於テハ保全ス可キ
 債權ニ相當スル金額ヲ取立テ之ヲ供託ス可シ

命令ニ依リ其職務ヲ行フ爲ニ要シタ
 ル立替金ハ三箇月毎ニ確定シテ之ヲ
 支給ス

右立替金ハ國庫ヨリ之ヲ支辨ス

第二十二條 訴訟上ノ救助ヲ付與シタ
 ル場合ニ於テハ執達吏ノ立替金ハ國
 庫ヨリ支辨ス但債務者ヨリ辨濟シ能
 ハサル場合ニ限ル

第二十三條 執達吏ハ其職務執行ニ付
 作リタル書類ノ正本又ハ謄本ニ手數
 料及立替金ノ額ヲ附記スヘシ又職務
 時間ニ應シ其辨濟ヲ受ケヘキトキハ
 調書ニ其職務時間ヲ附記スヘシ若シ
 之ヲ附記セサルトキハ最短ノ時間ニ
 付テ定メタル金額ヲ以テ算定ス

附則
 (明治四十四年執達吏手數
 料規則中改正法律ノ附則)

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七百五十三條 船舶ニ對スル假差押ノ執行ハ假差押ノ當時碇泊スル港ニ碇
 泊セシムルコトニ因リテ之ヲ爲ス裁判所ハ債權者ノ申立ニ因リ船舶ノ監守
 及ヒ保存ノ爲メ必要ナル處分ヲ爲ス

第七百五十四條 假差押命令ニ於テ定メタル金額ヲ供託シタルトキハ執行裁
 判所ハ執行シタル假差押ヲ取消ス可シ

假差押ノ履行ニ付キ特別ノ費用ヲ要シ且之カ爲メ必要ナル金額ヲ債權者カ
 豫納セサルトキモ亦執行裁判所ハ假差押ノ取消ヲ命スルコトヲ得

右裁判ハ口頭辨論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

假差押ヲ取消ス決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第七百五十五條 係争物ニ關スル假處分ハ現狀ノ變更ニ因リ當事者一方ノ權
 利ノ實行ヲ爲スコト能ハス又ハ之ヲ爲スニ著シキ困難ヲ生スル恐アルトキ
 之ヲ許ス

第七百五十六條 假處分ノ命令其他ノ手續ニ付テハ假差押ノ命令及ヒ手續ニ
 關スル規定ヲ準用ス但以下數條ニ於テ差異ヲ生スルトキハ此限ニ在ラス

第七百五十七條 假處分ノ命令ハ本案ノ管轄裁判所之ヲ管轄ス

右裁判ハ急迫ナル場合ニ於テハ口頭辨論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

本法施行ノ際未タ完結セザル事項ニ付テノ手取料及立替金ハ従前ノ規定ニ依ル

書式補遺

(上欄に脱漏せしもの及更に必要のもの掲ぐ)

○支拂命令ニ對スル異議申立書 (民訴三八八)

住所族稱職業
債權者 氏 名
債務者 氏 名

右債權者ノ申請ニ因リ明治年月日送達ヲ受ケタル御座ル御座リ何月何日何號支拂命令ニ債務者ニ於テ應スル義務無之候間此段異議申立候也
年月日
右異議申立人(債務者) 氏 名
何區裁判所監督判事某殿 名

第七百五十八條 裁判所ハ其意見ヲ以テ申立ノ目的ヲ達スルニ必要ナル處分ヲ定ム

假處分ハ保管人ヲ置キ又ハ相手方ニ行爲ヲ命シ若クハ之ヲ禁シ又ハ給付ヲ命スルコトヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

假處分ヲ以テ不動産ヲ讓渡シ又ハ抵當ト爲スコトヲ禁シタルトキハ裁判所ハ第七百五十一條ノ規定ヲ準用シテ登記簿ニ其禁止ヲ記入セシム可シ

第七百五十九條 特別ノ事情アルトキニ限り保證ヲ立テシメテ假處分ノ取消ヲ許スコトヲ得

第七百六十條 假處分ハ争アル權利關係ニ付キ假ノ地位ヲ定ムル爲ニモ亦之ヲ爲スコトヲ得但し其處分ハ殊ニ繼續スル權利關係ニ付キ著シキ損害ヲ避ケ若クハ急迫ナル強暴ヲ防ケ爲メ又ハ其他ノ理由ニ因リ之ヲ必要トスルトキニ限ル

第七百六十一條 急迫ナル場合ニ於テハ係争物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ハ假處分ノ當否ニ付テノ口頭辯論ヲ爲メ本案ノ管轄裁判所ニ相手方ヲ呼出スコキ申立ノ期間ヲ定メ假處分ヲ命スルコトヲ得

此期間ヲ徒過シタル後區裁判所ハ申立ニ因リ其命シタル假處分ヲ取消ス可シ

家資分産宣告申立

住所族稱職業
申立人(債權者) 氏 名
同 上 何 某
被申立人(債務者) 氏 名
同 上 何 某

一金何圓 辨濟不足額

債務額金何圓ノ内何圓辨濟ノ殘額

右被申立人何裁判所明治何年何月何號執行力アル判決正本(公證人何某ノ作成シタル執行力アル公正證書)ニ因リ申立人ニ對シテ金何圓ノ債務ヲ負ヒ居ル處之カ履行ヲ爲サ、ルニ依リ被申立人所有ノ有体動産ニ對シテ強制執行ヲ爲シタルニ實得金何程ヲ受領シタルノミ(又ハ差押ヘキモノナク)ナルヲ以テ申立人ハ更ニ被申立人ノ資力有無ヲ調査シタル處別紙證

右裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

第七百六十二條 本章ノ規定ニ於ケル本案ノ管轄裁判所ハ第一審裁判所トス但し本案カ控訴審ニ繫屬スルトキニ限り控訴裁判所トス

第七百六十三條 急迫ナル場合ニ於テ口頭辯論ヲ要セサルモノニ限り裁判長ハ本章ノ申立ニ付キ裁判ヲ爲スコトヲ得

第七編 公示催告手續

第七百六十四條 請求又ハ權利ノ届出ヲ爲サザル爲メノ裁判上ノ公示催告ハ其届出ヲ爲サザルトキハ失權ヲ生スル效力ヲ以テ法律ニ定メタル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

公示催告手續ハ區裁判所之ヲ管轄ス

第七百六十五條 公示催告ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

此申立ニ付テノ裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

申立ヲ許スコトキハ裁判所ハ公示催告ヲ爲スコク其公示催告ニハ殊ニ左ノ諸件ヲ掲ケ可シ

- 第一 申立人ノ表示
- 第二 請求又ハ權利ヲ公示催告期日マテニ届出ツ可キコトノ催告

明書ノ如ク被申立人ニハ全ク債務辨
濟ノ資力ナキヲ明白ニ御座候間資
分産者ノ宣告相成度此段申請候也

證據書類ノ表示

- 一 何裁判所ノ執行力アル判決止
本(又ハ公正證書謄本) 一通
- 二 何執達吏ノ差押調書寫 一通
- 一 何々證明書 一通

年月日 右 申立人 何 某

何區裁判所監督判事某殿

○供託書式(用紙美濃判)

○供託書

府縣郡市町村番地 何 某
供託者 何 某
(第三者ニ於テ供託ヲ爲ストキハ供託者第三者ト記入スヘシ)

第三 風出ヲ爲ササルニ因リ生ズ可キ失權ノ表示

第四 公示催告期日ノ指定

第七百六十六條 公示催告ニ付テノ公告ハ裁判所ノ揭示板ニ揭示シ及ヒ官報
又ハ公報ニ掲載シテ之ヲ爲シ其他法律ニ別段ノ規定ヲ設ケサルトキハ第百
五十七條第三項ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス

第七百六十七條 公示催告ヲ官報又ハ公報ニ掲載シタル日ト公示催告期日ト
ノ間ニハ法律ニ別段ノ規定ヲ設ケサルトキハ少ナクトモ二个月ノ時間ヲ存
スルコトヲ要ス

第七百六十八條 公示催告期日ノ終リタル後ト雖モ除權判決前ニ届出ヲ爲ス
トキハ適當ナル時間ニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第七百六十九條 除權判決ハ申立ニ因リテ之ヲ爲ス
右判決前ニ詳細ナル探知ヲ爲ス可キ旨ヲ命スルコトヲ得

除權判決ハ申立ヲ却下スル決定及ヒ除權判決ニ附シタル制限又ハ留保ニ對
シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第七百七十條 申立人ノ申立ノ理由トシテ主張シタル權利ヲ争フコトノ届出
アリタルトキハ其事情ニ從ヒ届出テタル權利ニ付テノ裁判確定スルマテ公

一金何圓也
又何々公債證書額面何圓也

全額拂込未済ノモノハ其ノ
拂込額ヲ左側ニ記入スルコ
トヲ要ス以下之ニ同シ

何圓奈何第何番又ハ何第
何番ヨリ第何番マテ何枚
但何年何月又ハ何期渡以降利札付

又ハ
一何銀行又ハ何會社株券額面何圓也
記號番號枚數記載方前ニ同シ

又ハ
一何々 同 前ニ同シ

供託ノ原因
供託スヘキ法令ノ條項

供託物ヲ受取ルヘキ者ノ指定
反對給付ノ目的物

官廳又ハ訴訟事件名及裁判所名

示催告手續ヲ中止シ又ハ除權判決ニ於テ届出テタル權利ヲ留保ス可シ
第七百七十一條 申立人カ公示催告期日ニ出頭セサルトキハ其申立ニ因リ新
期日ヲ定ム可シ此申立ハ公示催告期日ヨリ六個月ノ期間内ニ限リ之ヲ爲ス
コトヲ許ス

第七百七十二條 公示催告手續ヲ完結スル爲メ新期日ヲ定メタルトキハ其期
日ノ公告ヲ爲スコトヲ要セス

第七百七十三條 裁判所ハ除權判決ノ重要ナル旨趣ヲ官報又ハ公報ニ掲載シ
テ公告ヲ爲スコトヲ得

第七百七十四條 除權判決ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス
除權判決ニ對シテハ左ノ場合ニ於テ申立人ニ對スル訴ヲ以テ催告裁判所ノ
所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ不服ヲ申立ツルコトヲ得

第一 法律ニ於テ公示催告手續ヲ許ス場合ニ非サルトキ
第二 公示催告ニ付テノ公告ヲ爲サス又ハ法律ニ定メタル方法ヲ以テ公
告ヲ爲ササルトキ

第三 公示催告ノ期間ヲ遵守セサルトキ

第四 判決ヲ爲ス判事カ法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタルトキ

右供託ス

年月日

右

何

某

何金庫宛

○請求書

一金何圓也

何々公債證書(又ハ何々銀行株券)(又ハ何會社株券)何圓何年何月(又ハ何期)渡利息(又ハ配當金)(又ハ何年何月償還金)何年月何日第何號供託受領證ノ分

前書金額御拂渡相成度(又ハ別紙委任狀相添)請求候也

年月日

府縣郡市町村番地

何金庫宛

何 某

第五 請求又ハ權利ノ届出アリタルニ拘ハラズ判決ニ於テ其届出ヲ法律ニ從ヒ願ミサルトキ

第六 第四百六十九條第一號乃至第五號ノ場合ニ於テ原狀回復ノ訴ヲ許ス條件ノ存スルトキ

第七百七十五條 不服申立ノ訴ハ一ヶ月ノ不變期間内ニ之ヲ起ス可シ此期間ハ原告カ除權判決ヲ知リタル日ヲ以テ始マル然レトモ前條第四號及ヒ第六號ニ掲ケタル不服申立ノ理田ノ一ニ基キ訴ヲ起シ且原告カ右ノ日ニ其理由ヲ知ラザリシ場合ニ於テハ其期間ハ不服ノ理由ノ原告ニ知レタル日ヲ始マル

除權判決ノ言渡ノ日ヨリ起算シテ五年ノ滿了後ハ此訴ヲ起スコトヲ得ス

第七百七十六條 裁判所ハ第二百二十條ノ條件ノ存セザルトキト雖モ數箇ノ公示催告ノ併合ヲ命スルコトヲ得

第七百七十七條 盜取セラレ又ハ紛失若クハ滅失シタル手形其他商法ニ無効ト爲シ得ヘキコトヲ定メタル證書ノ無効宣言ノ爲ニ爲ス公示催告手續ニ付テハ以下數條ノ特別規定ヲ適用ス

此規定ハ法律上公示催告手續ヲ許ス他ノ證書ニ付キ其法律中ニ特別規定ヲ設ケサル限りハ之ヲ適用ス

第七百七十八條 無記名證券又ハ裏書ヲ以テ移轉シ得ヘク且略式裏書ヲ付シタル證書ニ付テハ最終ノ所持人公示催告手續ヲ申立ツル權アリ

此他ノ證書ニ付テハ證書ニ因リ權利ヲ主張シ得ヘキ者此申立ヲ爲ス權アリ

第七百七十九條 公示催告手續ハ證書ニ表示シタル履行地ノ裁判所之ヲ管轄ス若シ證書ニ其履行地ヲ表示セザルトキハ發行人カ普通裁判籍ヲ有スル地

ノ裁判所之ヲ管轄シ其裁判所ナキトキハ發行人カ發行ノ當時普通裁判籍ヲ有セシ地ノ裁判所之ヲ管轄ス

證書ヲ發行スル原因タル請求ヲ登記簿ニ記入シタルトキハ其物ノ所在地ノ裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第七百八十條 申立人ハ申立ノ證據トシテ左ノ手續ヲ爲ス可シ

第一 證書ノ謄本ヲ差出シ又ハ證書ノ重要ナル旨趣及ヒ證書ヲ十分ニ認知スルニ必要ナル諸件ヲ開示スルコト

第二 證書ノ盜竊、紛失、滅失及ヒ公示催告手續ヲ申立ツルコトヲ得ルノ理由タル事實ヲ疏明スルコト

第七百八十一條 公示催告中ニ公示催告期日マテニ權利ヲ裁判所ニ届出テ且其證書ヲ提出ス可キ旨ヲ證書ノ所持人ニ催告ス可ク又失權トシテ證書ノ無

○利札領收證書

一利札券面額何圓也

何

何

但何年何月何日第何號供託受領證ノ何公債證書又ハ何銀行若クハ何會社債券額面何圓ニ對スル

何年何月又ハ何期渡ノ分

右領收候也

年月日

府縣郡市町村番地

供託者 何 某

何金庫宛

○供託物拂渡請求書

○供託受領證一葉毎ニ請求書ヲ作所スルコトヲ要ス

一金何圓也

幾分ノトキハ請求額ノ七部ニ何年何月何日第何號供託受領證ノ内ト肩書スヘシ

民事訴訟法 公示催告

二二三

又ハ
一何々公債證券類面何圓也
何圓券何第何番又ハ何第何番ヨリ第何番マテ何枚
又ハ
一何銀行又ハ何會社株券類面何圓也
同記號番號枚數記載方前ニ同シ
又ハ
一何々々前前ニ同シ
前書ノ(金額又ハ不償證券)供託者ノ指定ニ依リ又ハ何年法律勅令何省令第何號ニ依リ若クハ裁判ニ依リ
(供託者ニ於テ取戻チナサントスル場合ハ何々ノ事由ニ依リ云々ト記載スル)拂渡相受度別紙證明書並ニ供託受領證相添請求候也
年月日
府縣都市町村番地
受取人(又ハ供託者)何 某◎
何金庫宛

効宣言ヲ爲ス可キ旨ヲ戒示ス可シ
第七百八十二條 公示催告ノ公告ハ裁判所ノ揭示板ニ揭示シ且官報又ハ公報ニ掲載シ及ヒ新聞紙ニ三回掲載シテ之ヲ爲ス
公示催告裁判所ノ所在地ニ取引所アルトキハ取引所ニモ亦此公告ヲ揭示ス可シ
第七百八十三條 公示催告ヲ官報又ハ公報ニ掲載シタル日ト公示催告期日トノ間ニハ少ナクトモ六ヶ月ノ時間ヲ存スルコトヲ要ス
第七百八十四條 除權判決ニ於テハ證書ヲ無効ナリト宣言ス可シ
除權判決ノ重要ナル旨趣ハ官報又ハ公報ヲ以テ之ヲ公告ス可シ
不服申立ノ訴ニ因リ判決ヲ以テ無効宣言ヲ取消シタルトキハ其判決ノ確定後官報又ハ公報ヲ以テ之ヲ公告ス可シ
第七百八十五條 除權判決アリタルトキハ其申立人ハ證書ニ因リ義務ヲ負擔スル者ニ對シテ證書ニ因レル權利ヲ主張スルコトヲ得
第八編 仲裁手續
第七百八十六條 一名又ハ數名ノ仲裁人ヲシテ等ノ判斷ヲ爲サシムル合意ハ當事者カ係争物ニ付キ和解ヲ爲ス權利アル場合ニ限リ其效力ヲ有ス

○領收證書
何年何月何日第何號供託證ノ内一金何圓也
又ハ
一何々公債證券類面何圓也
何圓券何第何番又ハ何第何番ヨリ第何番マテ何枚
又ハ
一何銀行又ハ何會社株券類面何圓也
同
又ハ
一何々々前前ニ同シ
前書ノ(金額又ハ不償證券)正ニ領收候也
年月日
府縣都市町村番地
受取人 何 某◎
何金庫宛

第七百八十七條 將來ノ争ニ關スル仲裁契約ハ一定ノ權利關係及ヒ其關係ヨリ生スル争ニ關セザルトキハ其效力ヲ有セス
第七百八十八條 仲裁契約ニ仲裁人ノ選定ニ關スル定ナキトキハ當事者ハ各一名ノ仲裁人ヲ選定ス
第七百八十九條 當事者ノ雙方仲裁人ヲ選定スル權利ヲ有スルトキハ先ニ手續ヲ爲シ一方ハ書面ヲ以テ相手方ニ其選定シタル仲裁人ヲ指示シ且七日ノ期間内ニ同一ノ手續ヲ爲ス可キ旨ヲ催告ス可シ
右期間ヲ徒過シタルトキハ管轄裁判所ハ先ニ手續ヲ爲ス一方ノ申立ニ因リ仲裁人ヲ選定ス
第七百九十條 當事者ノ一方ハ相手方ニ仲裁人選定ノ通知ヲ爲シタル後ハ相手方ニ對シテ其選定ニ齟齬セラル
第七百九十一條 仲裁契約ヲ以テ選定シタルニ非サル仲裁人カ死亡シ又ハ其他ノ理由ニ因リ欠缺シ又ハ其職務ノ引受若クハ施行ヲ拒ミタルトキハ其仲裁人ヲ選定シタル當事者ハ相手方ノ催告ニ因リ七日ノ期間内ニ他ノ仲裁人ヲ選定ス可シ此期間ヲ徒過シタルトキハ管轄裁判所ハ其催告ヲ爲シタル者ノ申立ニ因リ仲裁人ヲ選定ス可シ

○請求書
府縣郡市町村番地 某
何年何月何日第何號受領證
一金何圓也
又ハ
一何々公債證書額面何圓也
何圓券何第何番又ハ第何番ヨリ第何番マテ何枚
又ハ
一何銀行又ハ何會社株券額面何圓也
同 記號番號記載方前ニ
又ハ
一何 同 前ニ同シ
金何圓也
又ハ
何々公債證書額面何圓也
何圓券何第何番又ハ第何番ヨリ第何番マテ何枚
又ハ
何銀行何會社株券額面何圓也
同 記號番號記載方前ニ同シ

第七百九十二條 當事者ハ判事ヲ忌避スル權利アルト同一ノ理由及ヒ條件ヲ以テ仲裁人ヲ忌避スルコトヲ得
此他仲裁契約ヲ以テ選定シタルニ非サル仲裁人カ其責務ノ履行ヲ不當ニ遅延スルトキハ亦之ヲ忌避スルコトヲ得
無能力者、啞者、啞者及ヒ公權ノ剝奪又ハ停止中ノ者ハ之ヲ忌避スルコトヲ得
第七百九十三條 仲裁契約ハ當事者ノ合意ヲ以テ左ノ場合ノ爲メ豫定ヲ爲サザリシトキハ其效力ヲ失フ
第一 契約ニ於テ一定ノ人ヲ仲裁人ニ選定シ其仲裁人中ノ或ル人カ死亡シ又ハ其他ノ理由ニ因リ欠缺シ又ハ其職務ノ引受ヲ拒ミ又ハ仲裁人ノ取結ヒタル契約ヲ解キ又ハ其責務ノ履行ヲ不當ニ遅延シタルトキ
第二 仲裁人カ其意見ノ可否同數ナル旨ヲ當事者ニ通知シタルトキ
第七百九十四條 仲裁人ハ仲裁判斷前ニ當事者ヲ審訊シ且必要トスル限りハ爭ノ原因タル事件關係ヲ探知ス可シ
仲裁手續ニ付キ當事者ノ合意ヲササル場合ニ於テハ其手續ハ仲裁人ノ意見ヲ以テ之ヲ定ム

又ハ
府縣郡市町村番地 同 前ニ同シ
受取人 同 某
右ハ何々ノ事由ニ依リ内譯ノ通拂渡
證據百候ニ付分割拂渡スコトヲ要ス
依テ別紙供託受領證相添請求候也
年月日
官廳又ハ裁判所名 氏 名
何金庫宛

第七百九十五條 仲裁人ハ其面前ニ出頭スル證人及ヒ鑑定人ヲ訊問スルコトヲ得
仲裁人ハ證人又ハ鑑定人ヲシテ宣誓ヲ爲サシムル權ナシ
第七百九十六條 仲裁人ノ必要ト認ムル判斷上ノ行為ニシテ仲裁人ノ爲スコトヲ得サルモノハ當事者ノ申立ニ因リ管轄裁判所之ヲ爲スコトヲ得但申立ナ相當ト認メタルトキニ限ル
證人又ハ鑑定人ニ供述ヲ命ジタル裁判所ハ證據ヲ述フルコト又ハ鑑定ヲ爲スコトヲ拒ミタル場合ニ於テ必要ナル裁判ナモ亦爲ス權アリ
第七百九十七條 仲裁人ハ當事者カ仲裁手續ヲ許ス可カラサルコトヲ主張スルトキ殊ニ法律上有效ナル仲裁契約ノ成立セサルコト、仲裁契約カ判斷ス可キ爭ニ關係セサルコト又ハ仲裁人カ其職務ヲ履行スル權ナキコトヲ主張スルトキ雖モ仲裁手續ヲ續行シ且仲裁判斷ヲ爲スコトヲ得
第七百九十八條 數名ノ仲裁人カ仲裁判斷ヲ爲スコトキハ過半數ヲ以テ其判斷ヲ爲スコトヲ得但仲裁契約ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス
第七百九十九條 仲裁判斷ニハ其作リタル年月日ヲ記載シテ仲裁人之ニ署名捺印ス可シ

○利息請求書
何年何月何日何號何託受領證ノ金
何圓ニ對スル利息付拂相成度請求候
也

年月日
府縣郡市町村番地
受取人 何 某[㊦]
何金庫宛

(利息記入式)
一金何圓也
利子額利率年何分何厘

金何圓也
利子額何圓ニ對スル何年
何月ヨリ何年何月マテ

右之通ニ候也
年月日 何 金 庫[㊦]

(現金領收ノ式)
前書之金額正ニ領收候也
年月日

仲裁人ノ署名捺印シタル判断ノ正本ハ之ヲ當事者ニ送達シ其原本ハ送達ノ
證書ヲ添ヘテ管轄裁判所ノ書記課ニ之ヲ預ケ置ク可シ

第八百條 仲裁判断ハ當事者間ニ於テ確定シタル裁判所ノ判決ト同一ノ效力
ヲ有ス

第八百一條 仲裁判断ノ取消ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ申立ツルコトヲ得

第一 仲裁手續ヲ許ス可カラザリシトキ

第二 仲裁判断ガ法律上禁止ノ行為ヲ爲ス可キ旨ヲ當事者ニ言渡シタル
トキ

第三 當事者カ仲裁手續ニ於テ法律ノ規定ニ從ヒ代理セラレザリシトキ

第四 仲裁手續ニ於テ當事者ヲ審訊セザリシトキ

第五 仲裁判断ノ理由ヲ附セザリシトキ

第六 第四百六十九條第一號乃至第五號ノ場合ニ於テ原状回復ノ訴ヲ許
ス條件ノ存スルトキ

仲裁判断ノ取消ハ當事者カ別段ノ合意ヲ爲シタルトキハ本條第四號及ヒ第
五號ニ掲ケタル理由ニ因リ之ヲ爲スコトヲ得ス

第八百二條 仲裁判断ニ因リ爲ス強制執行ハ執行判決ヲ以テ其許ス可キコト

受取人 何 某[㊦]
日本銀行本支店宛
又ハ其代理店

○營業保證金ニ係ル供託金
利息請求書

何年何月何日第何號何託金何圓ニ對
スル何年何月ヨリ何年何月ニ至ル利
息付拂相成度請求候也

年月日
府縣郡市町村番地
受取人 何 某[㊦]
何金庫宛

ワ言渡シタルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得
右執行判決ハ仲裁判断ノ取消ヲ申立ツルコトヲ得ヘキ理由ノ存スルトキハ
之ヲ爲スコトヲ得ス

第八百三條 執行判決ヲ爲シタル後ハ仲裁判断ノ取消ハ第八百一條第六號ニ
掲ケタル理由ニ因リテノミ之ヲ申立ツルコトヲ得但當事者カ自己ノ過失ニ
非スシテ前手續ニ於テ取消ノ理由ヲ主張スル能ハザリシコトヲ疏明シタル
トキニ限ル

第八百四條 仲裁判断取消ノ訴ハ前條ノ場合ニ於テハ一个月ノ不變期間内ニ
之ヲ起スコシ

右期間ハ當事者カ取消ノ理由ヲ知リタル日ヲ以テ始マル然レトモ執行判決
ノ確定前ニハ始マラサルモノトス但執行判決ノ確定ト爲リタリタル日ヨリ
起算シテ五年ノ滿了後ハ此訴ヲ起スコトヲ許サス

仲裁判断ヲ取消ストキハ執行判決ノ取消ヲモ亦言渡スコシ

第八百五條 仲裁人ヲ選定シ若クハ忌避スルコト、仲裁契約ノ消滅スルコト、
仲裁手續ヲ許ス可カラサルコト、仲裁判断ヲ取消スコト又ハ執行判決ヲ爲
スコトヲ目的トスル訴ニ付テハ仲裁契約ニ指定シタル區域裁判所又ハ地方裁

判所之ヲ管轄シ其指定ナキトキハ請求ヲ裁判上主張スル場合ニ於テ管轄ヲ有ス可キ區裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄ス
前項ニ依リ管轄有スル裁判所數箇アルトキハ當事者又ハ仲裁人カ最初ニ關係セシメタル裁判所之ヲ管轄ス

●民事訴訟法施行條例(明治二十三月十七日法律第五十號)

- 第一條 民事訴訟法實施前ニ提起シタル訴訟ニ付テノ爾後ノ訴訟手續ハ民事訴訟法ニ依リテ之ヲ完結ス
- 第二條 民事訴訟法實施前ニ開席ノ儘言渡シタル裁判ニ對シテハ民事訴訟法ニ依リ故障ヲ申立ツルコトヲ得
故障ノ期間ハ新法ニ依リ其實施ノ日ヨリ起算ス但其期間カ舊法ノ控訴上告期限ヲ超過スルトキハ其期限ニ從フ
- 第三條 民事訴訟法實施前ニ言渡シタル裁判ニ對スル控訴上告期限ハ新法ノ控訴上告期間ニ依リ其實施ノ日ヨリ起算ス但其期間カ舊法ノ控訴上告期限ヲ超過スルトキハ其期限ニ從フ

民事訴訟法 施行條例

- 第四條 民事訴訟法實施前ニ確定シタル裁判ニ對シテハ民事訴訟法ニ依リ再審ヲ求ムル訴ヲ爲スコトヲ得但民事訴訟法實施前ニ再審ノ條件生シタルトキハ其條件ノ生シタル日ヨリ再審ノ期間ヲ起算ス
- 第五條 民事訴訟法實施前ニ言渡シタル裁判ノ強制執行ハ民事訴訟法ニ依リテ之ヲ完結ス但シ既ニ身代限ノ揭示ヲ爲シ又ハ公賣ニ著手シタル事件ハ其手續ノ終了マテハ舊法ニ從フ
- 第六條 民事訴訟法實施前ニ言渡シタル裁判ノ執行命令ヲ得サル場合ニ於テ民事訴訟法第四百九十九條ノ規定ニ從ヒ證明書ヲ要スル者ハ其訴訟記録ノ存在スル裁判所ニ之ヲ求ムルコトヲ得
- 第七條 民事訴訟法實施前既ニ勸解ヲ出願シ未タ完結ニ至ラサル事件ハ民事訴訟法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ區裁判所繼續シテ之ヲ完結スルコトヲ得
- 第八條 民事訴訟法ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲ス可キ職務ハ市町村長ヲ置カサル地ニ在テハ其職務ヲ行フ吏員ニ屬ス
- 第九條 民事訴訟法ニ於テ親族ト稱スル者ハ當分ノ內刑法ノ親屬例ニ依ル

第十條 婚姻離婚及養子ノ縁組離縁ニ關スル訴ニ付テハ特別ノ慣例アルモノハ當分ノ内其慣例ニ從フ

第十一條 明治八年第六號布告ハ當分ノ内其效力ヲ有スルモノトス（八年第六號布告ハ民法施行法第九條ヲ以テ廢止）

第十二條 明治十年第十九號布告控訴上告手續第十六條中大審院トアルテ上告裁判所ト改メ該條ハ當分ノ内其效力ヲ有スルモノトス

人事訴訟手續法 (明治三十一年六月 法律第三號)

第一章 婚姻事件及ヒ養子縁組事件ニ關スル手續

第一條 婚姻ノ無効若クハ取消、離婚又ハ夫婦ノ同居ヲ目的トスル訴ハ夫方普通裁判所ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ之ヲ有シタル地ノ地、裁判所ノ管轄ニ專屬ス但縁組事件ニ附帶シテ婚姻ノ取消又ハ離婚請求ヲ爲ス場合ハ此限ニ在ラス

前項ノ普通裁判所ハ日本ニ住所ナキトキ又ハ日本ノ住所ノ知レサルトキハ居所ニ依リ居所ナキトキ又ハ居所ノ知レサルトキハ最後ノ住所ニ依リテ定マル

最後ノ住所ナキトキ又ハ其住所ノ知レサルトキハ司法省令ヲ以テ指定シタル地ヲ住所トス

第二條 夫婦ノ一方カ提起スル婚姻ノ無効又ハ取消ノ訴ニ於テハ其配偶者ヲ以テ相手方トス

第三者カ提起スル前項ノ訴ニ於テハ夫婦ヲ以テ相手方トシ夫婦ノ一方カ死

人事訴訟手續法

人事訴訟ニハ婚姻、縁組、私生子、親權、隱居、禁治産、失踪等ノ身分能力ニ關スル訴訟ナリ

人事訴訟ノ手續ハ大體ニ於テ民事訴訟法ノ規定ニ準用スルモノナレ共本法ニ特別ノ規定ニ關シテのみ適用スル訴訟手續ヲ規定シタリ

人事訴訟ノ管轄裁判所 人事訴訟ノ管轄裁判所ニ於テ各事件ニ付キ何裁判所ニ於テ管轄スル旨明規シあり

人事訴訟ノ管轄ハ專屬管轄ナリ故ニ民事訴訟ノ如ク當事者相方ノ便宜上合意を以テ他ノ裁判所ノ裁判を受くること能はず

人事訴訟ノ當事者 婚姻、縁組ニ關シテ争ハナキ者ハ相互ノ身分能力ニ付きて争ハナキ者ハ相互ニ爲リ被シ共又親族及檢事ハ原告ニ爲リ被告ニ爲リ又申立人及申立人ニ爲ルこと多し

人事訴訟は無能力者も訴訟能力あり
故に親権者後見人保佐人夫妻の同意
なくして訴訟を爲すことを得
人事訴訟は人の
身分能力に關す
訴訟なるを以て公益に重大なる關
係あり、故に檢事は公益の爲人事
訴訟に關涉し或は原告被告を爲り或
當事者の意思如何に拘はらず控訴上
告抗告等を爲し或は口頭辯論に立會
して意見を陳述するものなり

○婚姻無効の訴

住所族稱職業
原告 氏名
被告 氏名
(夫又は妻)
請求の目的
原告被告間の婚姻は無効なりとの判
決を受けるを以て本訴の目的とす
事實及理由
原告は米國出稼申明治年月日何所何

世シタル後ハ其生存者ヲ以テ相手方トス
前三項ノ規定ニ依リテ相手方トスヘキ者カ死亡シタル後ハ檢事ヲ以テ相手
方トス
檢事カ當事者ト爲リタル後相手方カ死亡シタルトキハ本案ノ訴訟手續受繼
ノ爲メ裁判所ハ辯護士ヲ承繼人トシテ選定スルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ辯護士ニ報酬ヲ與ヘシムルコトヲ得其額ハ裁
判所ノ意見ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
第三條 無能力者カ婚姻ノ無効若クハ取消、離婚又ハ同居ニ關スル訴訟行爲
ヲ爲スニハ其法定代理人保佐人又ハ夫ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス
無能力者カ前項ノ訴訟行爲ヲ爲サントスルトキハ受訴訟裁判所ノ裁判長ハ
申立ニ因リ辯護士ヲ訴訟代理人ニ選任スルコトヲ要ス
無能力者カ前項ノ申立ヲ爲サルトキト雖モ受訴訟裁判所ノ裁判長ハ辯護士
ヲ訴訟代理人ニ選任スベキ旨ヲ命ジ又ハ職權ヲ以テ其選任ヲ爲スコトヲ得
前條第五項ノ規定ニ受訴訟裁判所ノ裁判長カ辯護士ヲ訴訟代理人ニ選任シタ
ル場合ニ之ヲ適用ス

其の媒介に依り被告と結婚し結婚届
に署名捺印の上郵送し被告を代人と
して戸籍吏に提出し受理せられたり
然るに今般歸國して被告本人を見れ
ば全く人違にて原告の結婚本を見れ
しは被告の妹たりとなり依りて婚姻
は無効に候
原告被告間の婚姻ハ無効とすとの判
決相成度候
一、證據方法
原告被告の証言
二、媒介人某の証言
三、戸籍謄本
年月日 原告 氏名 印
何地方裁判所 何事案 第 号

○婚姻取消の訴

住所族稱職業
原告 氏名
被告 氏名
請求の目的
被告 氏名

第四條 夫婦ノ一方カ禁治産者ナルトキハ其後見人ハ親族會ノ同意ヲ得テ離
婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得
禁治産者ノ配偶者カ其後見人タルトキハ後見監督人ハ親族會ノ同意ヲ得テ
前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得
第五條 婚姻事件ニ付テハ檢事ハ辯論ニ立會ヒテ意見ヲ述フルコトヲ要ス
檢事ハ受命判事又ハ受託判事ノ審問ニ立會ヒテ意見ヲ述フルコトヲ得
事件及ヒ期日ハ檢事ニ之ヲ通知シ檢事カ立會ヒタル場合ニ於テハ其氏名及
ヒ申立ヲ調書ニ記載スベシ
第六條 檢事ハ當事者ト爲ラサルトキト雖モ婚姻ヲ維持スルタメ事實及ヒ證
據方法ヲ提出スルコトヲ得
第七條 婚姻ノ無効ノ訴、其取消ノ訴、離婚ノ訴及ヒ同居ノ訴ハ之ヲ併合シ
又ハ反訴トシテ之ヲ提起スルコトヲ得他ノ訴ハ之ヲ前項ノ訴ニ併合シ又ハ
其反訴トシテ提起スルコトヲ得但扶養ノ請求、訴ノ原因タル事實ニ因リ
テ生シタル損害賠償ノ請求及ヒ民法ノ規定ニ依リ婚姻事件ニ附帶シテ爲ス
コトヲ得ル縁組ノ取消又ハ離縁ノ請求ハ此限ニ在ラス

人、訴訟手續法

一、原告被告間の婚姻取消を以て本訴の目的とする

事實及理由
原告は被告某女と明治年月日結婚し同日其届出を爲したるに被告某女は曾て何所何某と結婚し離婚後六ヶ月を経過せざるに原告と再婚したることを發見致し候依て原告は婚姻の取消を請求する次第に御座候

原告某被告某女間の婚姻は之を取消すの御判決相成度候

證據方法
一、戸籍謄本
年月日
原告 氏 名印
被告 氏 名

何地方裁判所長判事某殿

○夫婦同居の訴
住所族稱職業
原告 氏 名
被告 氏 名

第八條 婚姻事件ニ付テハ第一審又ハ控訴審ニ於ケル辯論ノ終結ニ至ルマテ訴若クハ其事由ハ變更シ之ヲ併合シ、又ハ反訴ヲ提起スルコトヲ得

第九條 婚姻ノ無效若クハ取消又ハ離婚ノ訴ニ付キ棄却ノ言渡ヲ受ケタル原告ハ訴若クハ其事由ハ變更又ハ併合ニ依リ主張スルコトヲ得ヘカリシ事實ニ基キテ獨立ノ訴ニ基キテ獨立ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

被告ハ反訴ノ事由トシテ主張スルコトヲ得ヘカリシ事實ニ基キテ獨立ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

第十條 民事訴訟法第百一十一條第二項、第三項及ヒ第三百三十五條乃至第三百四十一條ノ規定ハ婚姻事件ニ之ヲ適用セス同法第二百二十九條中請求ノ認諾ニ關スル規定亦同シ

裁判上ノ自白ニ關スル規則ハ婚姻事件ニ之ヲ適用セス

民事訴訟法第二百十條ノ規定ハ婚姻事件ノ控訴審ニ之ヲ適用セス

第十一條 婚姻事件ノ被告カ第一審ニ於ケル最初ノ辯論ノ期日ニ出頭セサルトキハ更ニ其期日ヲ定ムルコトヲ要ス但被告カ公示送達ニ依リテ呼出テ受ケタル場合ハ此限ニ在ラズ

請求の目的
被告は原告と同居すべき旨判決を受けるを以て本訴の目的とする

事實及理由
被告は原告の妻なるに拘はらず同居を肯せざるに依り本訴提起致し候

一定の申立
被告は原告と同居すべしとの判決受度候

證據方法
一、戸籍謄本
年月日
原告 氏 名印
被告 氏 名

何地方裁判所長判事某殿

○離婚の訴
住所族稱職業
原告 氏 名
被告 氏 名

請求の目的
夫某に對し離婚を請求す

事實及理由
原告は明治年月日被告と結婚し同月

前項ノ場合ヲ除ク外被告カ期日ニ出頭セサルトキト雖モ辯論ヲ命シ且判決ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ民事訴訟法第二百四十八條及ヒ第四百二十九條ノ規定ヲ適用セス

九條ノ規定ヲ適用セス

前二項ノ規定ハ反訴ノ被告ニ之ヲ適用ス

第十二條 裁判所ハ婚姻事件ニ付キ當事者ニ自身出頭ヲ命シ當事者又ハ檢事カ提出シタル事實ニ付キ訊問ヲ爲スコトヲ得

當事者カ出頭スルコト能ハサルトキ又ハ遠隔ノ地ニ在ルトキハ受命判事又ハ受託判事ヲシテ訊問ヲ爲サシムルコトヲ得

出頭セサル當事者ニハ出頭セサル證人ニ關スル民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第十三條 和譜ノ調フヘキ見込アルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ一回ニ限り一年ヲ超エサル期間離婚ノ訴ニ關スル手續ヲ中止スルコトヲ得

第十四條 裁判所ハ婚姻ヲ維持スル爲メ職權ヲ以テ證據調ヲ爲シ且當事者カ提出セサル事實ヲ斟酌スルコトヲ得但シ其事實及ヒ證據調ノ結果ニ付キ當事者ヲ訊問スヘシ

第十五條 婚姻ノ無效若クハ取消又ハ離婚ヲ言渡シタル判決ハ職權ヲ以テ之

人事訴訟手續法

結婚届出を爲したる處爾來被告は非常の放蕩に於て毎に花柳の巷に定を容れ家に在る時は細の事にも原告を打擲し到底同居に耐へざる處待を加ふるに及び止むなく離婚の訴を提起する次第に御座候

依て被告何某に對し離婚の御判決相成度候

證據方法
人證を以て立證致し候

年 月 日 原告 右 氏 名印
何地方裁判所長 列事 某 殿

○縁組申請の訴
住所 族稱 職業
原告 右 氏 名
被告 右 氏 名

原告被告間の縁組の取消を請求するを以て本訴の目的とす

之ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 檢事ハ他ノ者ヲ訴テ提起シタル場合ニ於テモ申立ヲ爲シテ訴訟手續ヲ進行シ又ハ上訴ヲ爲スコトヲ得但夫婦ノ一方カ死亡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三十三條 檢事カ上訴ヲ爲ストキハ前審ノ當事者ノ全員ヲ以テ相手方トス

當事者ノ一人カ上訴ヲ爲ストキハ前審ノ他ノ當事者及ヒ當事者タリシ檢事ヲ以テ相手方トス

第二十四條 養子縁組ノ無効若クハ取消又ハ離婚ヲ目的トスル訴ハ養親カ普通裁判籍ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ之ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス但婚姻事件ニ附帶シテ縁組ノ取消又ハ離婚ヲ請求ヲ爲ス場合ハ此限ニ在ラス

第二十五條 養親カ禁治産者ナルトキハ第四條第一項ノ規定ヲ準用ス

養子カ禁治産者ナルトキハ實方ノ直系尊屬又ハ實家ノ戸主ハ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

事實及理由
原告は明治年月日被告を養子として縁組せられ共當時原告は未成年者たるを以て取消を請求する次第に御座候

一定の申立
原告某被告某間の養子縁組に之を取消すの判決受度候

證據方法
一、月 籍 謄 本
年 月 日 原告 右 氏 名印
何地方裁判所長 列事 某 殿

○同上容辨書
住所 族稱 職業
原告 右 氏 名
被告 右 氏 名

事實及理由
被告は明治年月日原告の養子となりしこと及び當時原告が未成年者たりしことは原告主張の通りなり然れ

之ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 檢事ハ他ノ者ヲ訴テ提起シタル場合ニ於テモ申立ヲ爲シテ訴訟手續ヲ進行シ又ハ上訴ヲ爲スコトヲ得但夫婦ノ一方カ死亡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三十三條 檢事カ上訴ヲ爲ストキハ前審ノ當事者ノ全員ヲ以テ相手方トス

當事者ノ一人カ上訴ヲ爲ストキハ前審ノ他ノ當事者及ヒ當事者タリシ檢事ヲ以テ相手方トス

第二十四條 養子縁組ノ無効若クハ取消又ハ離婚ヲ目的トスル訴ハ養親カ普通裁判籍ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ之ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス但婚姻事件ニ附帶シテ縁組ノ取消又ハ離婚ヲ請求ヲ爲ス場合ハ此限ニ在ラス

第二十五條 養親カ禁治産者ナルトキハ第四條第一項ノ規定ヲ準用ス

養子カ禁治産者ナルトキハ實方ノ直系尊屬又ハ實家ノ戸主ハ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

人事訴訟手続法

共原告は成年となりし後六ヶ月間縁組の取消を請求せざりしに依り最早取消請求権なきものに御座候

原告の請求を棄却すの御判決相成度候

年月日 原告 右 被告 氏 名印

何地方裁判所民事部長判事某殿

○離婚の訴

住所族稱職業 原告 氏 名

住所族稱職業 被告 氏 名

被告なる養子某の離婚を請求す

原告は明治年月日被告を養子とし其届出を爲せしむるは明治年月日布哇に出稼したる後三年以上生死不明に付離婚を請求する義に御座候

一定の申立

第三十六條 第二條第二項、第三項、第二條、第三條及ヒ第五條乃至第十八條ノ規定ハ養子縁組事件ニ之ヲ準用ス

第二章 親子關係事件、相續人廢除事件及ヒ

隱居事件ニ關スル手續

第二十七條 子ノ不認、認知、其認知ノ無效若クハ取消又ハ民法第八百二十四條ノ規定ニ依リ父ヲ定ムルコトヲ目的トスル訴ハ子が普通裁判籍ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ之ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第二十八條 夫カ禁治産者ナルトキハ其後見人ハ親族會ノ同意ヲ得テ不認ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

第二十九條 夫ガ子ノ出生前又ハ不認ノ訴ヲ提起セスシテ民法第八百三十五條ノ期間内ニ死亡シタルトキハ其子ノ爲メニ相續權ヲ害セラルベキ者其他夫ノ三親等内ハ血族ニ限リ不認ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ不認ノ訴ハ夫ノ死亡ノ日ヨリ一年内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

被告某に對シ離婚の御判決相成度候

年月日 原告 右 被告 氏 名印

○私生子認知之訴

住所族稱職業 原告 氏 名

住所族稱職業 被告 氏 名

原告は明治年月日被告を生みたる私生子何某を被告に認知せしむるを本訴請求の目的とす

原告は明治年月日被告を認知し居りし處原告は明治年月日頃より妊娠し明治年月日何某を生みたり依て被告に認知之請求を爲すこと再三なるも被告は言を左右に托

夫カ不認ノ訴ヲ提起シタル後死亡シタルトキハ第一項ニ掲ケタル者ニ於テ訴訟手續ヲ受繼クコトヲ得

第三十條 父ヲ定ムルコトヲ目的トスル訴ハ子、母、母ノ配偶者又ハ其前配偶者ヨリ之ヲ提起スルコトヲ得

母ノ配偶者及ヒ其前配偶者ハ互ニ其相手方ト爲ル

子又ハ母カ提起スル第一項ノ訴ニ於テハ母ノ配偶者及ヒ其前配偶者ヲ以テ相手方トシ其一人カ死亡シタル後ハ其生存者ヲ以テ相手トス

第三十一條 親權者クハ財産管理權ノ喪失又ハ失權ノ取消シヲ目的トスル訴ハ親權ヲ行フ者カ普通裁判籍ヲ有スル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第三十二條 失權ノ取消ヲ目的トスル訴ニ付テハ現ニ親權者クハ管理權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ以テ相手方トス

第三十三條 推定家督相續人若クハ推定遺產相續人ノ廢除又ハ其廢除ノ取消ヲ目的トスル訴ハ被相續人カ普通裁判籍ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ之ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第三十四條 廢除ノ取消ヲ目的トスル訴ニ付テハ廢除ニ因リテ推定家督相續

して之に應ぜず正なく本訴提起致候
 一定の申立
 被告は明治年月日原告の生みたる私生子某を認知せしむべきの判決受度候
 證據方法
 一、被告より之の書状
 何通
 年、月、日、原告有氏 名印
 何地方裁判所長判事某殿

○子より父に對し
 實子確認の訴
 住所族稱職業
 原告有氏 名
 被告有氏 名

請求の目的
 被告に對し原告は被告の實子たることを確證し原告に被告の實子たることを認めしむべきの判決提起致し候

人又は推定遺産相續人ト爲リタル者ヲ以テ相手方トス
 第三十五條 隠居ノ無効又ハ取消ノ目的トスル訴ハ隠居者カ普通裁判籍ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ之ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス
 第三十六條 隠居者カ提起スル隠居ノ無効又ハ取消ノ訴ニ於テハ家督相續人ヲ以テ相手方トス
 家督相續人ガ提起スル前項ノ訴ニ於テハ隠居者ヲ以テ相手方トス
 隠居者及ヒ家督相續人ニ非サル者カ提起スル前項ノ訴ニ於テハ隠居者及ヒ家督相續人ヲ以テ相手方トシ其一人カ死亡シタル後ニ其生存者ヲ以テ相手方トス
 第三十七條 檢事ハ本章ニ掲ケタル訴ニ付キ事實及ヒ證據方法ヲ提出スルコトヲ得
 裁判所ハ職權ヲ以テ證據調ヲ爲シ且當事者カ提出セサル事實ヲ斟酌スルコトヲ得但其實質及ヒ證據調ノ結果ニ付キ當事者ヲ訊問スヘシ
 第三十八條 本章ニ掲ケタル訴ニ付キ原告ノ申立ニ相當スル言渡ヲ爲シタル判決ハ職權ヲ以テ之ヲ當事者ニ送達スヘシ

原告は原告の母が被告と結婚中懐胎し離婚後二百日以内に何所に於て生みたる者に御座候依て原告は被告の子たるに相違なきを以て本訴提起致し候
 一定の申立
 被告は原告某が被告の實子たることを確證し原告に被告の實子たることを認めしむべきの御判決相成度候
 證據方法
 一、戸籍簿本
 年、月、日、原告有氏 名印
 何地方裁判所長判事某殿

○親權喪失の訴
 住所族稱職業
 原告有氏 名
 被告有氏 名

請求の目的
 被告の親權喪失を請求するを以て目的とす

第三十九條 第一條第二項、第三項第三條、第五條、第七條第二項、第十條乃至第十二條及ヒ第十六條乃至第十八條ノ規定ハ本章ニ掲ケタル訴ニ之ヲ準用ス
 第七條第一項、第八條及ヒ第九條ノ規定ハ第三十一條、第三十三條及ヒ第三十五條ニ掲ケタル訴、子ノ認知ノ無効ノ訴及ヒ其取消ノ訴ニ之ヲ準用ス
 第二十二條乃至第二十三條ノ規定ハ親權又ハ財産管理權ノ喪失ノ目的トスル訴及ヒ隠居ノ取消ノ訴ニ之ヲ準用ス
 第二條第三項乃至第五項ノ規定ハ第三十條第二項、第三項、第三十四條及ヒ第三十六條ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第三章 禁治産及ヒ準禁治産ニ關スル手續
 第四十條 禁治産ノ申立ハ禁治産ノ宣告ヲ受ケヘキ者カ普通裁判籍ヲ有スル地ノ區裁判所ノ管轄ニ專屬ス
 第四十一條 第一條第二項ノ規定ハ前項ノ裁判籍ニ之ヲ準用ス
 第四十二條 妻カ夫ノ禁治産ノ申立ヲ爲スニハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス
 第四十三條 申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得申立ニハ其原因ヲ

事實及理由
 被告の長男某未成年なるに因り被告に於て親權行使中の處被告は遊蕩に耽り子の監督を怠り顧みざるの狀に於て親權を濫用して子の財産を抵當に入借金を遊蕩の費に充つる等の行跡有之候間本訴提起致し候而して原告は被告の長男某の親族なるに依り本訴の原告と相成候るに依り一定の申立を親權喪失の宣告相成度候
 被告の長男某に對する親權喪失の宣告相成度候
 一、戸籍謄本
 一、月籍簿
 一、人證
 年月日
 右原告氏 名印
 何地方裁判所長判事某殿
 ○推定家督相続人
 廢際の訴
 住所族稱職業

ル事實及ヒ證據ヲ法ヲ表示スヘシ
 第四十三條 裁判所ハ禁治産ノ手續ノ開始前診斷書ノ提出ヲ命スルコトヲ得
 第四十四條 禁治産ノ手續ハ之ヲ公行セス
 第四十五條 檢事ハ他ノ者カ禁治産ノ申立ヲ爲シタル場合ニ於テモ申立ヲ爲シテ其手續ヲ進行シ且期日ニ立會ヒテ意見ヲ述フルコトヲ得
 事件及期日ハ檢事ニ之ヲ通知シ檢事カ立會ヒタル場合ニ於テハ其氏名及ヒ申立ヲ調査ニ記載スヘシ
 第四十六條 裁判所ハ申立ニ表示シタル事實及ヒ證據方法ヲ斟酌シ職權ヲ以テ心神ノ狀況ニ關スル探知及ヒ必要ト認ムル證據調ヲ爲ヘシ
 民事訴訟法第二編第一章第六節及ヒ第七節ノ規定ハ證人及ヒ鑑定人ノ訊問ニ之ヲ準用ス
 第四十七條 裁判所ハ鑑定人ノ立會ヲ以テ禁治産ノ宣告ヲ受クヘキ者ヲ訊問スヘシ但其訊問ヲ爲シ難キトキ又ハ其者ノ健康ニ害アルトキハ此限ニ在ラズ
 前項ノ訊問ハ受託判事ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

原告氏 名
 被告氏 名
 一請求の目的
 被告何某の推定家督相続人の廢除を求む
 事實及理由
 被告は原告の長男にして嫡出子なるに因り法定推定家督相続人なれ共金を浪費するを以て禁治産の宣告を受け已に數年を経過するも尙改悔の狀なく到底原告の家督を相続せしむべきに無候
 一定の申立を親權喪失の宣告に對し原告の法定推定家督相続人たることヲ廢除するこの判決受度候
 證據方法
 一、准禁治産宣告書正本寫
 一、人證
 年月日
 右原告氏 名印
 何地方裁判所長判事某殿

第四十八條 禁治産ノ宣告ハ心神ノ狀況ニ付キ鑑定人ヲ訊問シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
 第四十九條 禁治産ノ申立ニ關スル手續ノ費用ハ禁治産ノ宣告アリタル場合ニ於テハ禁治産者ノ負擔トス
 二於テハ禁治産者ノ負擔トス
 前項ノ場合ヲ除ク外手續ノ費用ハ申立人ノ負擔トス但檢事カ申立ヲ爲シタル場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス
 第五十條 裁判所ハ禁治産ノ宣告ヲ爲スニ至ルマテ其宣告ヲ受クヘキ者ノ監護又ハ其財産ノ保存ニ付キ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得禁治産ノ宣告ヲ爲シタル後其處分ヲ必要ト認ムルトキ亦同シ
 第五十一條 禁治産ノ申立ヲ却下シタル決定ハ職權ヲ以テ之ヲ申立人及ヒ檢事ニ送達スヘシ
 禁治産ヲ宣告シタル決定ハ職權ヲ以テ申立人、檢事及ヒ禁治産者ノ法定代理人又ハ法律ニ依リ後見人ト爲ルヘキ者ニ之ヲ送達スヘシ
 第五十二條 禁治産ヲ宣告シタル決定ハ禁治産者ノ法定代理人又ハ法律ニ依リ後見人ト爲ルヘキ者カ其送達ヲ受ケタル日ヨリ效力ヲ生ス

○推定家督相續人
廢除取消の訴

請求の目的
原告 氏 名
被告 氏 名
同 原告 氏 名
同 被告 氏 名
原告は、被相續人何某に對する推定家督相續人廢除の取消を請求す。理由は、原告は、被相續人何某の長男にして法定推定家督相續人たりし處、病氣の爲家政を執る能はず、明治年月日親族會の同意を得父の訴に因り推定家督相續人を廢除せられたる男たる被告は、推定家督相續人となり居たり、然るに原告は、爾來遺業の結果全く平癒し身體精神共に舊に復し候依て茲に廢除の取消を求むる所以に御座候。

法定代理人又ハ法律ニ依リ後見人ト爲ルハキ者ナキ場合ニ於テハ檢事カ送達ヲ受ケタル日ヨリ效力ヲ生スルニ依リ、
第五十條 裁判所ハ禁治産ヲ宣告シタル決定ヲ送達シタルトキハ直チニ之ヲ公告スルニシ、
第五十四條 申立人及ヒ檢事ハ禁治産ノ申立ヲ却下シタル決定ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得、
第四十三條 乃至第四十六條ノ規定ハ抗告裁判所ノ手續ニ之ヲ準用ス、
第五十五條 民法ノ規定ニ依リテ禁治産ノ申立ヲ爲スコトヲ得ル者ハ其宣告ニ對テ一ヶ月内ニ訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得、
前項ノ期間ハ禁治産者ニ對シテハ禁治産ノ宣告ヲ知りタル日ヨリ之ヲ起算シ、其他ニ對シテハ決定カ效力ヲ生ジタル日ヨリ之ヲ起算ス、
第五十六條 前條第一項ノ訴ハ禁治産ノ宣告ヲ爲シタル區裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ管轄ニ專屬ス、
第五十七條 第五十五條第一項ノ訴ニ於テハ禁治産ノ申立人ヲ以テ相手方トシ、
第六十條 禁治産ノ宣告ニ對シテハ、
第六十一條 禁治産ノ宣告ニ對シテハ、
第六十二條 禁治産ノ宣告ニ對シテハ、

○隱居取消の訴

對する推定家督相續人の廢除は之を取消すこの判決受度候
原告 氏 名
被告 氏 名
同 原告 氏 名
同 被告 氏 名
原告は、被相續人何某の長男にして法定推定家督相續人たりし處、病氣の爲家政を執る能はず、明治年月日親族會の同意を得父の訴に因り推定家督相續人を廢除せられたる男たる被告は、推定家督相續人となり居たり、然るに原告は、爾來遺業の結果全く平癒し身體精神共に舊に復し候依て茲に廢除の取消を求むる所以に御座候。

禁治産ノ申立人カ死亡シタ後檢事ヲ以テ相手方トシ檢事カ提起スル前項ノ訴ニ於テハ禁治産者ノ法定代理人ヲ以テ相手方トス、
第五十八條 第五十五條第一項ノ訴ハ他ノ訴ヲ併合シ又ハ之ニ對シテ反訴ヲ提起スルコトヲ得、
第五十九條 第二條第四項、第五項、第三條、第五條、第十條、第十一條、第十三條、第十七條及第十七條ノ規定ハ、第十五條第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス、
第六十條 裁判所カ第五十五條第二項ノ訴ヲ理由アリト認ムルトキハ禁治産ヲ宣告シタル決定ヲ取消スルコトヲ得、
第六十一條 禁治産ノ宣告ニ對シテハ、
第六十二條 禁治産ノ宣告ニ對シテハ、
第六十三條 禁治産ノ宣告ニ對シテハ、

被告某、疾病の爲家政を執る能はず
 其の事由を以て明治年月日何地方裁
 判所の許可を得て隠居を爲し被告某
 然に被告某の疾病は極めて軽く決
 然に家政を執るに耐へざるは、この
 のにあらす、被告某が早く家政を
 相續せんこの野心より被告某の欺む
 きに御座候依て茲に隠居取消の訴を提
 起して原告は被告兩名の親族に御座
 候一定の申立
 被告の隠居は之を取消すとの御判決
 相成度候
 證據方法
 一、戸籍謄本
 一、人證
 一、鑑定を申請し被告某の疾病の輕き
 ことを立證致候
 年月日 右
 原告 氏 名印
 何地方裁判所長判事某殿

スベシ
 前項ノ判決力確定シタルトキハ第一審ノ受訴裁判所ハ之ヲ公告スベシ
 第六十三條 禁治産ノ原因止ミタルコトヲ理由トシテ其宣告ヲ取消シテ
 申立ハ禁治産者カ普通裁判籍ヲ有スル地ノ區裁判所ノ管轄ニ專屬ス
 第一條第二項及ヒ第四十二條乃至第四十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準
 用ス
 第六十四條 前條第一項ノ申立ニ關スル手續ノ費用ハ禁治産ノ宣告ヲ取消ア
 リタル場合ニ於テハ禁治産者ノ負擔トス
 前項ノ場合ヲ除ク外手續ノ費用ハ申立人ノ負擔トス但檢事カ申立ヲ爲シタ
 ル場合ニ於テハ、庫ノ負擔トス
 第六十五條 禁治産ノ取消ノ申立ヲ却下シタル決定ハ職權ヲ以テ之ヲ申立人
 ニ送達ス
 禁治産ヲ取消シタル決定ハ職權ヲ以テ之ヲ申立人、檢事及ヒ禁治産者ニ送
 達スヘシ第六十二條第二項ノ規定ハ此決定ニ之ヲ適用ス
 檢事ハ前項ノ決定ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行停止ノ效

○禁治産宣告の申立

住所族稱職業
 申立人 氏 名
 同 被申立人 氏 名
 原因たる事實
 被申立人は數年前より腦病に患ひ居
 りし、近時病勢益々白痴に相成り全
 く心神喪失の状況に陥り候
 依て被申立人父某に對し禁治産の宣
 告相成度候
 證據方法
 一、鑑定を申請し被申立人ハ心神喪失
 の状態にあることを立證致し候
 年月日 右
 申立人 氏 名印
 何區裁判所監督判事某殿

○禁治産宣告に對する不服の訴

カチ有ス
 第六十六條 禁治産ノ取消ヲ申立ツルコトヲ得ル者ハ其申立ヲ却下シタル決
 定ニ對シテ不服ヲ申立ツコトヲ得
 第五十六條乃至第六十條、第六十一條第一項及ヒ第六十二條ノ規定ハ前項
 ノ訴ニ之ヲ適用ス
 第六十七條 準禁治産ニ關スル手續ニハ本章ノ規定ヲ適用ス
 第四十三條、第四十七條及ヒ第四十八條ノ規定ハ浪費者ニ之ヲ適用セス
 第三條第二項乃至第四項ノ規定ハ準禁治産者ニ之ヲ適用セス
 第六十八條 準禁治産ノ取消ヲ申立ツルコトヲ得ル者ハ民法第十二條第二項
 ノ規定ニ依リテ爲シタル宣告ノ取消又ハ變更ヲ申立ツルコトヲ得此場合ニ
 於テハ準禁治産ノ取消ニ關スル規定ヲ適用ス
 第六十九條 本章ノ規定ニ依リテ爲スヘキ公告ノ方法ハ司法大臣之ヲ定ム
 第四章 失踪ニ關スル手續
 第七十條 失踪ノ宣告及其宣告ノ取消ニハ以下數條ニ定メタルモノノ外民事
 訴訟法第七百二十五條乃至第七百七十五條ノ規定ヲ適用ス

民事訴訟手續法

住所族稱職業
原告 氏 名
被告 氏 名

一定の目的
何所何某の禁治産宣告を取消せん
ことを求む

何所何某の禁治産宣告の申立に依り
何年月日何某に對し禁治産宣告せら
れたり然れ共之全く醫師の鑑定粗瀆
に基因するものに御座候依て茲に親
族なる原告より不服の訴を提起致し
候

一定の申立
何所何某の禁治産宣告を取消
すとの判決相成度候

證據方法
一、更に鑑定を申請し何某の心神喪失
の状況にあらざることを立證致し候

明治 年 月 日 右
何所何某 原告 氏 名
何所何某 被告 氏 名
何所何某 裁判所長 氏 名

第七十一條 失踪ノ宣告又ハ其取消ノ申立ハ不在者ノ住所ノ區裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第七十二條 公示催告ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一 不在者ハ公示催告期日マテニ其生存ノ届出ヲ爲スヘキ其届出ヲ爲ササルトキハ失踪ノ宣告ヲ受クヘキコト
二 不在者ノ生死ヲ知ル者ハ公示催告期日マテニ其ノ届出ヲ爲スヘキコト

公示催告期間ハ六個月以上ナルコトヲ要ス

第七十三條 不在者ノ生出後百年以上ヲ經過シタル場合ニ於テハ公示催告ノ公告ハ裁判所ノ揭示板ニ揭示スルヲ以テ足ル

前項ノ場合ニ於テハ公示催告期間ハ其公告ノ日ヨリ二個月以上ナルヲ以テ足ル

第七十四條 檢事ハ失踪ノ宣告又ハ其取消ノ申立ニ付キ意見ヲ述ヘ且審問ヲ爲ス場合ニ於テハ之ニ立會フコトヲ得

○禁治産宣告取消
の申立

住所族稱職業
申立人 氏 名
被申立人 氏 名

何所何某の禁治産宣告の申立に依り
何年月日何某に對し禁治産宣告せら
れたり然れ共之全く醫師の鑑定粗瀆
に基因するものに御座候依て茲に親
族なる原告より不服の訴を提起致し
候

一定の申立
何所何某の禁治産宣告を取消
すとの判決相成度候

證據方法
一、更に鑑定を申請し何某の心神喪失
の状況にあらざることを立證致し候

明治 年 月 日 右
何所何某 原告 氏 名
何所何某 被告 氏 名
何所何某 裁判所長 氏 名

第四十二條第二項、第四十五條第二項及ヒ第四十六條ノ規定ハ本章ノ手續ニ之ヲ準用ス

第七十五條 各利害關係人ハ共同ノ申立人トシテ手續ニ加ハリ又ハ申立人ニ代リテ手續ヲ續行スルコトヲ得

第七十六條 不在者カ其生存ノ届出ヲ爲シタル場合ニ於テ申立人カ其事實ヲ認メサルトキハ判決ノ確定ニ至ルマテ公示催告手續ヲ中止スヘシ

第七十七條 失踪ノ宣告ニ關スル手續ノ費用ハ失踪ノ宣告アリタル場合ニ於テハ相続財産ノ負擔トシ其他ノ場合ニ於テハ申立人ノ負擔トス

第七十八條 失踪ノ宣告ノ判決ニ對シテ不服ヲ申立ツル訴ハ利害關係人ヨリ之ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ訴ニ付テハ失踪ノ宣告ノ申立人カ死亡シタル後ハ檢事ヲ以テ相手方トス此場合ニ於テハ第二條第四項及ヒ第五項ノ規定ヲ準用ス

第七十九條 數個ノ不服申立ノ訴アルトキハ裁判所ハ之ヲ併合スヘシ此場合ニ於テハ民事訴訟法第三十條ノ規定ヲ適用ス

第八十條 民法第三十二條ニ依ル失踪ノ宣告ノ取消ハ其判決ニ對スル不服申立

○失踪宣告の公示

住居所 郡 村 番地 氏名
 何區裁判所監督判事某殿 名印
 申立人 氏名
 何區裁判所監督判事某殿 名印

○失踪宣告の申立

住居所 郡 村 番地 氏名
 何區裁判所監督判事某殿 名印
 申立人 氏名

立ノ訴ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ得但失踪者ノ生存スルコトヲ理由トスル
 場合ニ於テハ民事訴訟法第七十五條ノ規定ヲ適用セス

附 則

第八十一條 本法ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第八十二條 明治二十三年法律第四號其他從前ノ法令ニシテ本法ノ規定ニ
 抵觸シ又ハ重複スルモノハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
 第八十三條 本法施行前ニ提起シタル訴訟ニシテ其判決確定セサルモノニハ本
 法ノ規定ヲ適用ス

人事訴訟手續法第一條第三項ノ住
所地指定(明治三十一年司
法省令第八號)

人事訴訟手續法第二章ニ依リ爲ス
へキ公告方法(明治卅一年司
法省令第九號)

人事訴訟手續法第一條第三項ノ場合ニ於テハ東京市ヲ以テ住所地トス

何縣郡町村番地 氏名
 被申立人 氏名
 事實及理由
 申立人は去る明治年月日申立人
 對し失踪宣告の爲め公示催告の申立を
 爲し既に期間中公示催告相成候も今
 一何等の申出無之候
 依て被申立人に對し失踪の宣告相成
 度申立候也
 右申立候也
 申立人 氏名
 何區裁判所監督判事某殿 名印

○失踪宣告取消の訴

住居所 郡 村 番地 氏名
 原告 氏名
 同 被告 氏名
 明治年月日何裁判所に於て原告に對
 し音渡されたる失踪宣告の取消を求

人事訴訟手續法第三章ノ規定ニ依リ爲スへキ公告ハ裁判ノ要旨ヲ官報及七法
 人ノ登記ノ公告ニ付キ選定シタル新聞紙上ニ少クモ一回掲載シテ之ヲ爲スへ
 シ但上級裁判所ノ裁判ノ公告ハ其所在地ノ區裁判所カ選定シタル新聞紙ニ掲
 載シテ之ヲ爲スヘシ
 前項ノ新聞紙ナキトハ新聞紙上ノ公告ニ代ヘ裁判所ノ揭示場ニ揭示シテ之ヲ
 爲スヘシ

(上欄ヨリ續ク)

事實及理由
 何裁判所に被告の申立に依り明治年月日原告に對し失踪を宣告せられたり
 然共原告は去る月日米國より歸郷致候に付該宣告の取消を請求する次第に
 御座候
 原告に對する失踪の宣告は之を取消すとの御判決相成度候
 年月日 右 原告 氏名
 何區裁判所監督判事某殿 名印

人事訴訟手續法

○非訟事件手続法中の書式

居住許可申請
住所族稱職業
申請人 何 某
法定の家督相續人又は家督相續人となることを承認したる者 何 某
申請の原因及事實
申請の月主なるも明治何年月日より何病に罹り別診断の通り全く家政を執ることを能はず然るに申請人は年滿六十歳未滿なるを以て民法第七百五十條に依り家督相續人の承認を得て本件許可申請をなす所以なり
右隱居御許可相成度候也
證據書類の表示
一、戸籍謄本 壹通
一、醫師の診断書 壹通
住所族稱職業
申請人 何 某
相續承認者 何 何
何區裁判所判事何某殿
年 月 日 右 何 某印

○廢家許可申請

住所族稱職業
申請人 何 某
申請人は先代何某の家督を相續して月主となりたる者なれ共申請人の本家は何々事由に因り絶家せしを以て分家の月主たる申請人は之を再興致候依り民法第七百六十二條の二項に依り茲に廢家の許可を申請する次第に御座候
申請人の廢家許可相成度候也
證據書類の表示
一、戸籍謄本 貳通
一、月籍謄本 貳通
住所族稱職業
申請人 何 某
被相續人 何府縣郡市町村番地
右被相續人何某は明治何年月日死亡したるも其法定又は
何區裁判所判事何某殿
年 月 日 右 何 某印
○定督相續人選定許可の申請
住所族稱職業
申請人 何 某
被相續人 何府縣郡市町村番地
何區裁判所判事何某殿
年 月 日 右 何 某印

○親族會招集申請書

指定家督相續人なきを以て民法第九百八十三條に依り被相續人の弟何某を其家督相續人に選定致候
右被相續人何某の相續人として被相續人の弟何某を選定すること許可相成度候也
證據書類の表示
一、戸籍謄本 壹通
年 月 日 右 何 某印
何區裁判所判事何某殿

注意

申請の趣旨
右未成年者何某の親族會を何所に於て招集相成度別紙親族會員指名及族會の招集を通知のせらるべき者の氏名書相添え右及申請候也
證據書類
一、戸籍謄本 壹通
何區裁判所判事何某殿
年 月 日 右 何 某印
以上の書式は非訟事件手続法中に掲載すへきものなれ共便宜上茲に提出せり。
其他商業登記に關する書式は不動産登記法上綱に掲ぐ

改正非訟事件手續法

(明治三十一年法律第十四號ニテ發布
明治三十二年法律第五十一號ニテ改正
明治四十四年法律第七十四號ニテ改正)

第一編 總則

第一條 裁判所ノ管轄ニ屬スル非訟事件ニ付テハ本法其
他ノ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本編ノ規定ヲ
適用ス

第二條 裁判所ノ土地ノ管轄方住所ニ依リテ定マル場合
ニ於テ日本ニ住所ナキトキ又ハ日本ノ住所ノ知レサル
トキハ居所地ノ裁判所ヲ以テ管轄裁判所トス
居所ナキトキ又ハ居所ノ知レサルトキハ最後ノ住所地
ノ裁判所ヲ以テ管轄裁判所トス
最後ノ住所ナキトキ又ハ其住所ノ知レサルトキハ財産
ノ所在地又ハ司法大臣ノ指定シタル地ノ裁判所ヲ以テ

管轄裁判所トス相續開始地ノ裁判所カ管轄裁判所ナル
場合ニ於テ相續カ外國ニ於テ開始シタルトキ亦同シ

第三條 數個ノ管轄裁判所アル場合ニ於テハ最初事件ノ
申立ヲ受ケタル裁判所其事件ヲ管轄ス

第四條 管轄裁判所ノ指定ハ裁判所構成法第十條第一號
ニ掲ケタル場合ノ外數個ノ裁判所ノ土地ノ管轄ニ付キ
疑アルトキ之ヲ爲ス

民事訴訟法第二十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用
ス

第五條 裁判所職員ノ除斥ニ關スル民事訴訟法ノ規定ハ
非訟事件ニ之ヲ準用ス

第六條 事件ノ關係人ハ訴訟能力者ヲシテ代理セシムル
コトヲ得但自身出頭ヲ命セラレタルトキハ此限ニ在ラ
ズ

裁判所ハ辯護士ニ非スシテ代理ヲ營業トスル者ニ退斥

非訟事件手續法 總則

ヲ命スルコトヲ得此命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七條 民事訴訟法第六十四條ノ規定ハ前條第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス但裁判所ハ職權ヲ以テ私署證書ニ認證ヲ受クヘキ旨ヲ命スルコトヲ得此命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第八條 申立及ヒ陳述ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

民事訴訟法第三百三十五條ノ規定ハ口頭ノ申立及ヒ陳述ニ之ヲ準用ス

第九條 申立ニハ左ノ事項ヲ記載シ申立人又ハ代理人之

- 一 署名、捺印スヘシ
- 二 申立人ノ氏名、住所
- 三 代理人ニ依リテ申立ヲ爲ストキハ其氏名、住所
- 四 申立ノ趣旨及其原因タル事實

四 年月日

五 裁判所ノ表示

證據書類アルトキハ其原本又ハ謄本ヲ添附スヘシ

第十條 期日、期間、説明ノ方法、人證及ヒ鑑定ニ關スル民事訴訟法ノ規定ハ非訟事件ニ之ヲ準用ス

第十一條 裁判所ハ職權ヲ以テ事實ノ探知及ヒ必要ト認ムル證據調ヲ爲スヘシ

第十二條 事實ノ探知、呼出、告知及ヒ裁判ノ執行ニ關スル行爲ハ之ヲ囑託スルコトヲ得

第十三條 審問ハ之ヲ公行セズ但裁判所ハ相當ト認ムル者ニ傍聽ヲ許スコトヲ得

第十四條 證人又ハ鑑定人ノ訊問ニ付テハ調書ヲ作ラシメ其他ノ審問ニ付テハ必要ト認ムル場合ニ限り之ヲ作ラシムヘシ

第十五條 檢事ハ事件ニ付キ意見ヲ述ヘ審問ヲ爲ス場合

ニ於テハ之ニ立會フコトヲ得

事件及ヒ審問期日ハ檢事ニ之ヲ通知スヘシ

第十六條 裁判所其他ノ官廳、檢事及ヒ公吏ハ其職務上檢事ノ請求ニ因リテ裁判ヲ爲スヘキ場合カ生シタルコトヲ知りタルトキハ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ通知スヘシ

第十七條 裁判ハ決定ヲ以テ之ヲ爲ス

裁判ノ原本ニハ判事署名、捺印スヘシ但申立書又ハ調書ニ裁判ヲ記載シ判事之ニ署名、捺印シテ原本ニ代フルコトヲ得

裁判ノ正本及ヒ謄本ニハ書記署名、捺印シ且正本ニハ裁判所ノ印ヲ捺印スヘシ

第十八條 裁判ハ之ヲ受クル者ニ告知スルニ因リテ其效力ヲ生ス

裁判ノ告知ハ裁判所ノ相當ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ

爲ス

告知ノ方法、場所及ヒ年月日ハ之ヲ裁判ノ原本ニ記入スヘシ

第十九條 裁判所ハ裁判ヲ爲シタル後其裁判ヲ不當ト認ムルトキハ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

申立ニ因リテノミ裁判ヲ爲スヘキ場合ニ於テ申立ヲ却下シタル裁判ハ申立ニ因ルニ非サレハ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

即時抗告ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ル裁判ハ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

第二十條 裁判ニ因リテ權利ヲ害セラレタルトスル者ハ其裁判ニ對シテ抗告ヲ爲スコトヲ得

申立ニ因リテノミ裁判ヲ爲ス場合ニ於テ申立ヲ却下シタル裁判ニ對シテハ申立人ニ限り抗告ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 抗告ハ特ニ定メタル場合ヲ除ク外執行停止

非訟事件手續法 總則

ノ效力ヲ有セス
第二十二條 即時抗告ノ期間ハ裁判ノ告知ノ日ヨリ之ヲ起算ス

民事訴訟法第七十四條乃至第七十六條ノ規定ハ即時抗告ノ期間ヲ懈怠シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 抗告裁判所ノ裁判ニハ理由ヲ附スルコトヲ要ス

第二十四條 抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ法律ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルトキニ限り抗告ヲ爲スコトヲ得

民事訴訟法第四百三十五條、第四百三十六條及ヒ第四百五十三條ノ規定ハ前項ノ抗告ニ之ヲ準用ス

第二十五條 抗告ニハ前五條ニ定メタルモノヲ除ク外民事訴訟法ノ抗告ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十六條 裁判前ノ手續及ヒ裁判ノ告知ノ費用ハ特ニ

其負擔者ヲ定メタル場合ヲ除ク外事件ノ申立人ノ負擔トス但檢察力申立ヲ爲シタル場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス

第二十七條 裁判所ハ前條ノ費用ニ付キ裁判ヲ爲スコトヲ必要ト認ムルトキハ其額ヲ確定シテ事件ノ裁判ト共ニ之ヲ爲スヘシ

第二十八條 裁判所ハ特別ノ事情アルトキハ本法ノ規定ニ依リテ費用ヲ負擔スヘキ者ニ非サル關係人ニ費用ノ全部又ハ一部ノ負擔ヲ命スルコトヲ得

第二十九條 民事訴訟法第八十條第一項ノ規定ハ共同ニテ費用ヲ負擔スヘキ者數人アル場合ニ之ヲ準用ス

第三十條 費用ノ裁判ニ對シテハ其負擔ヲ命セラレタル者ニ限り不服ヲ申立ツルコトヲ得

民事訴訟法第八十二條第一項ノ規定ハ前項ノ申立ニ之ヲ準用ス

第三十一條 費用ノ債權者ハ費用ノ裁判ニ基キテ強制執行ヲ爲スコトヲ得

民事訴訟法第六編ノ規定ハ前項ノ強制執行ニ之ヲ準用ス但執行ヲ爲ス前裁判ヲ達達スルコトヲ要セス

費用ノ裁判ニ對スル抗告アリタルトキハ民事訴訟法第五百條ノ規定ヲ準用ス

第三十二條 職權ヲ以テ爲ス探知、證據調、呼出、告知其他必要ナル處分ノ費用ハ國庫ニ於テ之ヲ立替フヘシ

第三十三條 本編ニ於ケル申立トハ申立、申請及ヒ申述ヲ謂フ

第二編 民事非訟事件

第一章 法人ニ關スル事件

第三十四條 民法第四十條ニ定メタル事件ハ法人ノ設立者ガ死亡ノ時ニ有シタル住所ノ區裁判所ノ管轄トス法人ノ設立者ガ日本ニ住所ヲ有セザリシトキ又ハ其住

所ガ知レザルトキハ其死亡ノ時ノ居所地又ハ法人設立地ノ區裁判所ノ管轄トス

第三十五條 假理事又ハ特別代理人ノ選任ハ法人ノ主たる事務所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

法人ノ解散及ヒ清算ノ監督ハ其主たる事務所所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

第三十六條 裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ法人ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十七條 第三百三十六條乃至第三百三十八條及ヒ第七十五條乃至第七十七條ノ規定ハ法人ノ清算人ニ之ヲ準用ス

第二章 財産ノ管理ニ關スル事件

第三十八條 不在者ノ財産ノ管理ニ關スル事件ハ其住所地ノ區裁判所ノ管轄トス

第三十九條 裁判所ハ管理人ヲ選任シ又ハ改任スヘキ場

合ニ於テハ利害關係人ノ意見ヲ聽クコトヲ得

第四十條 裁判所ハ何時ニテモ其選任シタル管理人ヲ改任スルコトヲ得此裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

管理人ハ其任務ヲ辭セントスルトキハ裁判所ニ其旨ヲ届出ツヘシ此場合ニ於テハ裁判所ハ更ニ管理人ヲ選任スヘシ

第四十一條 裁判所ハ其選任シタル管理人ニ財産ノ狀況ヲ報告シ且管理ノ計算ヲ爲スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得民法第二十七條第二項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ不在者カ置キタル管理人ニモ前項ノ手續ヲ命スルコトヲ得前二項ノ命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得

第四十二條 利害關係人ハ前條ノ報告及ヒ計算ニ關スル書類ノ閲覧ヲ申請シ又ハ手数料ヲ納付シテ其謄本ノ交付ヲ申請スルコトヲ得

六
檢事ハ前項ノ書類ヲ閲覧スルコトヲ得

第四十三條 民法第六百四十四條、第六百四十六條、第六百四十七條及ヒ第六百五十條ノ規定ハ裁判所ヲ選任シタル管理人ニ之ヲ準用ス

第四十四條 裁判所ハ管理人ヲシテ擔保ヲ供セシメタル後其増減、變更又ハ免除ヲ命スルコトヲ得

第四十五條 裁判所ハ管理人ノ不動産又ハ船舶ノ上ニ抵押權ヲ設定スヘキコトヲ命シタルトキハ其設定ノ登記ヲ囑託スルコトヲ得

前項ノ囑託ニハ抵押權ノ設定ヲ命シタル裁判ノ謄本ヲ添附スヘシ

前二項ノ規定ハ設定シタル抵押權ノ變更又ハ消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

第四十六條 裁判所カ財産ノ封印ヲ命シタル場合ニ於テハ管轄區裁判所之ヲ爲ス

利害關係人、管理人及ヒ檢事ハ封印ノ手續ニ立會フコトヲ得

第四十七條 左ニ掲ケタル物ニハ封印ヲ爲スヘカラス

一 日用品

二 封印ヲ爲スニ適セサル物

三 第三者ノ占有ニ屬スル物但其提出ヲ拒マサルトキハ此限ニ在ラス

第四十八條 封印ニハ判事ノ職印ヲ用ユヘシ

民事訴訟法第五百三十六條ノ規定ハ封印ノ手續ニ之ヲ準用ス

第四十九條 裁判所ハ封印ヲ爲シタルトキハ財産ノ保管者ヲ選任スヘシ

第四十條、民法第六百五十八條第一項、第六百五十九條乃至第六百六十一條及ヒ第六百六十四條ノ規定ハ裁判所ヲ選任シタル保管者ニ之ヲ準用ス但民法第六百六

十條ノ通知ハ之ヲ檢事ニ爲スコトヲ要ス

第五十條 封印ヲ爲シタルトキハ書記ハ直チニ調査ヲ作ルヘシ

調査ニハ左ノ事項ヲ記載シ判事、書記及ヒ立會人之ニ署名、捺印スヘシ

一 封印ヲ命シタル裁判ノ表示

二 封印ノ手續ヲ爲シタル場所、年月日及ヒ其事由

三 申立人ノ氏名、住所

四 封印ヲ爲シタル物件、家屋又ハ倉庫

五 封印ヲ爲ササリシ物件ノ概略及ヒ其事由

調査ハ二通ヲ作り其一通ハ之ヲ裁判所ニ保存シ其一通ハ之ヲ保管者ニ交付シテ受領證ヲ取置クヘシ

第五十一條 裁判所ハ利害關係人、管理人又ハ檢事ノ請求ニ因リ民法第二十五條第二項及ヒ本法第五十九條以外ノ場所ニ於テモ封印ノ除去ヲ命スルコトヲ得

非訟事件手續法 民事非訟事件

第四十六條、第五十條第一項及民事訴訟法第五百三十六條ノ規定ハ封印ノ除去ニ之ヲ準用ス
保管者ハ封印ノ除去ニ立會フコトヲ得
第五十二條、裁判所ハ豫メ封印ヲ除去スヘキ期日ヲ定メ申立人、利害關係人、保管者、管理人及ヒ檢事ニ之ヲ告知スヘシ

利害關係人、管理人及ヒ檢事ハ前項ノ期日前ニ裁判所ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得但民法第二百五條第二項及民法第五十九條ノ場合ハ此限ニ在ラス
異議ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス
第五十三條、異議ノ申立アリタルトキハ其申立ノ取下又ハ却下ノ後ニ非サレハ封印ヲ除去スルコトヲ得ス
封印ヲ除去シタルトキハ直チニ書記又ハ公證人ヲシテ財産ノ目錄ヲ調製セシムヘシ
但民法第二十五條第二項又ハ民法第五十九條ノ場合ニ

於テ立會人カ之ヲ調製セサルコトニ同意シタルトキハ此限ニ在ラス

第五十四條、封印ノ除去ノ調書ニハ左ノ事項ヲ記載シ判事、書記及ヒ立會人之ニ署名、捺印スヘシ

- 一、封印ノ除去ヲ命シタル裁判ノ表示
 - 二、封印ノ除去ヲ爲シタル場所、年月日及ヒ其事由
 - 三、申立人ノ氏名、住所
 - 四、異議ノ申立ナカリシコト又ハ其申立ノ取下若クハ却下アリタルコト
 - 五、財産ノ目錄ヲ調製セシメ又ハ之ヲ調製セシメサリシコト
 - 六、封印ノ状況及ヒ異狀アルトキハ其事由
- 第五十五條、管理人カ調製スヘキ財産ノ目錄ニハ左ノ事項ヲ記載シ管理人及ヒ立會人之ニ署名、捺印スヘシ

- 一、調製ノ場所、年月日及ヒ其事由
 - 二、申立人ノ氏名、住所
 - 三、不動産ノ表示
 - 四、動産ノ種類及ヒ數量
 - 五、債權及ヒ債務ノ表示
 - 六、帳簿、證券其他ノ書類
- 財産ノ目錄ハ二通ヲ調製シ其一通ハ管理人ノヲ保管シ其一通ハ之ヲ裁判所ニ提出スヘシ
第四十六條第二項ノ規定ハ財産ノ目錄ノ調製ニ之ヲ準用ス
第五十六條、民法第二十七條第一項及第二項ノ場合ニ於テ裁判所ハ公證人ヲシテ財産ノ目錄ヲ調製セシムヘキ旨ヲ管理人ニ命スルコトヲ得管理人カ調製シタル目錄ヲ不充分ト認メタルトキ亦同シ
前項ノ命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

非訟事件手續法 民事非訟事件

前條ノ規定ハ本條第一項又ハ第五十三條第二項ノ規定ニ依リテ書記又ハ公證人カ財産ノ目錄ヲ調製スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第五十七條、利害關係人ハ財産ノ目錄ヲ閱覽ヲ申請シ又ハ手數料ヲ納付シテ其謄本ノ交付ヲ申請スルコトヲ得檢事ハ財産ノ目錄ヲ閱覽スルコトヲ得
第五十八條、裁判所ハ不在者ノ財産ヲ賣却セシムヘキ場合ニ於テハ競賣法ノ規定ニ依リテ之ヲ賣却スヘキコトヲ命スヘシ
第五十九條、本人カ自ラ其財産ヲ管理スルコトヲ得ルニ至リタルトキ又ハ其死亡カ分明ト爲リ若クハ失踪ノ宣告アリタルトキハ裁判所ハ本人、利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ其命シタル處分ヲ取消スヘシ
第六十條、利害關係人ハ不在者ノ財産ノ管理若クハ保存ニ付キ處分ヲ命シ、其處分ヲ取消シ又ハ管理人ニ其權

限ヲ超ユル行爲ヲ爲スコトヲ許可シタル裁判ニ對シテ
抗告ヲ爲スコトヲ得

不在者カ證キタル管理人ハ其改任ヲ命シタル裁判ニ對
シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ノ期間ハ管理人カ裁
判ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ起算ス

第六十一條 裁判所カ職權ヲ以テ裁判ヲ爲シ又ハ申請ニ
相當スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ裁判前ノ手續及
ヒ裁判ノ告知ノ費用ハ不在者ノ財産ノ負擔トス裁判所
ノ命シタル處分ニ付キ必要ナル費用亦同シ

第六十二條 裁判所カ抗告人ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲
シタル場合ニ於テハ抗告手續ノ費用及ヒ抗告人ノ負擔
ニ歸シタル前審ノ費用ハ不在者ノ財産ノ負擔トス

第六十三條 民法第八百九十二條第二項乃至第四項ノ財
産ノ管理ニ關スル事件ハ子ノ住所地ノ區裁判所ノ管轄
トス

第三者カ敗人ノ子ニ財産ヲ與ヘタル場合ニ於テ其住所
カ異ナルトキハ年少ノ子ノ住所地ノ區裁判所ノ管轄ト
ス

第六十四條 第三者カ被後見人ニ與ヘタル財産ノ管理ニ
關スル事件ハ被後見人ノ住所地ノ區裁判所ノ管轄トス

第六十五條 民法第一千二百一十一條第二項、第三項及ヒ第十
五十二條ノ相續財産ノ管理又ハ保存ニ關スル事件ハ相
續開始地ノ區裁判所ノ管轄トス

第六十六條 民法第九百七十八條ノ遺產ノ管理ニ關スル
事件ハ相續人ノ廢除又ハ取消ノ請求ニ付キ第一審ニ於
テ訴ヲ受ケタル裁判所ノ管轄トス

第六十七條 民法第一千四十三條ノ相續財産ノ管理ニ關ス
ル事件ハ財産分離ノ請求ニ付キ第一審ニ於テ訴ヲ受ケ
タル裁判所ノ管轄トス

第六十八條 第三十九條乃至第六十二條ノ規定ハ前五條

ニ掲ケタル事件ニ之ヲ準用ス

第六十九條 民法第一千五十二條第二項ノ公告ニハ左ノ事
項ヲ記載スヘシ

- 一 申立人ノ氏名、住所
- 二 被相續人ノ氏名、身分、職業及ヒ最後ノ住所
- 三 被相續人ノ出生及ヒ死亡ノ場所並ニ其年月日
- 四 管理人ノ氏名、住所

第七十條 民法第一千五十八條ノ公告ニハ左ノ事項ヲ記載
スヘシ

- 一 前條第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項
- 二 相續人ハ一定ノ期間内ニ其權利ヲ主張スヘキ旨
ノ催告

第七十一條 民事訴訟法第七百六十六條ニ定メタル公告
ノ方法ハ前二號ノ公告ニ之ヲ準用ス

第三章 裁判上ノ代位ニ關ス

ル事件

第七十二條 債權者ハ自己ノ債權ノ期限前ニ債務者ノ權
利ヲ行ハサレハ其債權ヲ保全スルコト能ハス又ハ之ヲ
保全スルニ困難ヲ生スル虞アルトキハ裁判上ノ代位ヲ
申請スルコトヲ得

第七十三條 裁判上ノ代位ハ債權者カ普通裁判籍ヲ有ス
ル地ノ區裁判所ノ管轄トス

第七十四條 代位ノ申請ニハ第九條ニ掲ケタル事項ノ外
左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 債務者及ヒ第三債務者ノ氏名、住所
- 二 申請人ノ保全セントスル債權及ヒ其行ハントス
ル權利ノ表示

非訟事件手續法 民事非訟事件

第七十六條 申請ヲ許可シタル裁判ハ職權ヲ以テ之ヲ債

務者ニ告知スヘシ

前項ノ告知ヲ受ケタル債務者ハ其權利ノ處分ヲ爲スコ

トヲ得ス

第七十七條 申請ヲ却下シタル裁判ニ對シテハ即時抗告

ヲ爲スコトヲ得

申請ヲ許可シタル裁判ニ對シテハ債務者ハ即時抗告ヲ

爲スコトヲ得抗告ノ期間ハ債權者カ裁判ノ告知ヲ受ケ

タル日ヨリ之ヲ起算ス

第七十八條 抗告手續ノ費用及ヒ抗告人ノ負擔ニ歸シタ

ル前審ノ費用ニ付テハ申請人及ヒ抗告人ヲ當事者ト看

做シ民事訴訟法第七十二條第一項ノ規定ニ從ヒテ其負

擔者ヲ定ム

第七十九條 第十三條及ヒ第十五條ノ規定ハ本章ノ手續

ニ之ヲ適用セス

第四章 保存、供託、保管及ヒ鑑定

ニ關スル事件

第八十條 民法第二百六十二條第三項ノ證書保存者ノ指

定ハ共有者ノ分割アリタル地ノ區裁判所ノ管轄トス

裁判所ハ裁判ヲ爲ス前共有者ヲ訊問スヘシ

裁判所カ第一項ノ指定ヲ爲シタル場合ニ於テハ其手續

ノ費用ハ共有者ノ全員ノ負擔トス

第八十一條 民法第四百九十五條第二項ノ供託所ノ指定

及ヒ供託物保管者ノ選任ハ債務履行地ノ區裁判所ノ管

轄トス

裁判所カ第一項ノ指定及ヒ選任ヲ爲シタル場合ニ於テ

ハ其手續ノ費用ハ債權者ノ負擔トス

第八十二條 第四十條、民法第六百五十八條第一項、第

六百五十九條乃至第六百六十一條及ヒ第六百六十四條

ノ規定ハ前條ノ保管者ニ之ヲ準用ス但民法第六百六十

條ノ通知ハ辨濟者ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第八十三條 第八十一條ノ規定ハ民法第四百九十七條ノ

裁判所ノ許可ニ之ヲ準用ス

第八十三條ノ二 第八十一條第一項及ヒ第二項ノ規定ハ

民法第三百五十四條ニ依リ質物ヲ以テ直チニ辨濟ニ充

ツルコトヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

裁判所カ申請ヲ許可シタル場合ニ於テハ其手續ノ費用

ハ債務者ノ負擔トス

第八十四條 民法第五百八十二條ノ鑑定人ノ選任、呼出

及ヒ訊問ハ不動産所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

裁判所カ前項ノ選任ヲ爲シタル場合ニ於テハ其手續ノ

費用ハ買主ノ負擔トス呼出及ヒ訊問ノ費用亦同シ

第八十五條 民法第三十三條第二項、第三十四條及

第七千三百三十二條第二項ノ鑑定人ノ選任、呼出及ヒ訊

問ハ相續開始地ノ區裁判所ノ管轄トス

第八十六條 民法第四十七條及ヒ第五十條ノ場合ニ

於ケル鑑定人ノ選任、呼出及ヒ訊問ハ第六十七條ニ定

メタル裁判所ノ管轄トス

第八十七條 民法第三十三條第二項、第三十四條第

千四十七條及ヒ第五十條ノ場合ニ於ケル鑑定人ノ選

任ニ關スル費用ハ相續財產ノ負擔トス

第八十八條 第十五條ノ規定ハ本章ノ手續ニ之ヲ適用

セス

第八十九條 本章ノ規定ニ依リテ指定若クハ選任ヲ爲シ

又ハ許可ヲ與ヘタル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコ

トヲ得ス

第五章 隱居、廢家、子ノ懲戒、

家督相續人及ヒ親族會ニ關スル

事件

非訟事件手續法

民事非訟事件

第九十條 隱居ノ許可ハ隱居ヲ爲サントスル戸主ノ住所
地ノ區裁判所ノ管轄トス

許可ノ申請ニハ法定ノ推定家督相續人ヲ表示シ又ハ家
督相續人タルヘキコトヲ承認シタル者ヲ表示シ且其者
ヲシテ署名、捺印セシムヘシ

隱居ノ許可ヲ與ヘタル裁判ニ對シテハ抗告ヲ爲スコト
ヲ得ス

第九十一條 廢家ノ許可ハ廢家セントスル戸主ノ住所
地ノ區裁判所ノ管轄トス

利害關係人及ヒ檢事ハ前項ノ許可ヲ與ヘタル裁判ニ對
シテ抗告ヲ爲スコトヲ得

第九十二條 子ノ懲戒ニ關スル事件ハ子ノ住所地ノ區裁
判所ノ管轄トス

コトヲ得

第七十八條ノ規定ハ前項ノ抗告ニ之ヲ準用ス

第九十三條 民法第九百七十八條ノ戸主權ノ行使ニ付キ
必要ナル處分ハ第六十六條ニ定メタル裁判所ノ管轄ト
ス

第九十四條 家督相續人ノ選定ニ關スル許可ハ相續開始
地ノ區裁判所ノ管轄トス

裁判所カ申請ニ相當スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ
其手續ノ費用ハ相續財產ノ負擔トス

第九十五條 親族及ヒ檢事ハ前項ノ許可ヲ與ヘタル裁判
ニ對シテ抗告ヲ爲スコトヲ得

第九十六條 無能力者ノ爲メニ設ケヘキ親族會ニ關スル
事件ハ其者ノ住所地ノ區裁判所ノ管轄トス

其手續ノ費用ハ無能力者ノ負擔トス

第九十七條 家督相續人ノ選定ノ爲メニ開ケヘキ親族會
ニ關スル事件ハ相續開始地ノ區裁判所ノ管轄トス

裁判所カ申請ニ相當スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ
其手續ノ費用ハ相續財產ノ負擔トス

第九十八條 前二條ニ掲ケサル事件ノ爲メニ開ケヘキ親
族會ニ關シテハ事件ノ本人ノ住所地ノ區裁判所ヲ以テ
管轄裁判所トス

裁判所カ申請ニ相當スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ
其手續ノ費用ハ事件ノ本人ノ負擔トス

第九十九條 裁判所ハ親族會員又ハ其補缺員ノ選定ニ付
キ申請人又ハ民法第九百四十四條ニ掲ケタル者ヲシテ
會員タルニ適當ナル者ヲ指名セシムルコトヲ得

第一百條 親族會員タルコトヲ辭セントスル者ハ裁判所ニ
其申請ヲ爲スヘシ

前項ノ申請ニ相當スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツル
コトヲ得ス

第一百一條 親族會ノ招集又ハ親族會員ノ辭任ノ申請ヲ却
下シタル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

民法第九百四十四條ニ掲ケタル者ハ親族會員タルコト
ヲ得サル者ノ選任ニ對シテ抗告ヲ爲スコトヲ得

第六十二條ノ規定ハ前二項ノ抗告ニ之ヲ準用ス

第一百二條 親族會員其他民法第九百四十四條ニ掲ケタル
者ハ親族會ノ決議ニ代ハルヘキ裁判ニ對シテ抗告ヲ爲
スコトヲ得

前項ノ裁判ノ申請ヲ却下シタル裁判ニ對シテハ即時抗
告ヲ爲スコトヲ得

第六十二條ノ規定ハ前二項ノ抗告ニ之ヲ準用ス

第六章 相續ノ承認及ヒ拋棄ニ關
スル事件

非訟事件手續法 民事非訟事件

第百三條 民法第十七條第一項但書ニ定メタル期間ノ

仲長ハ相續開始地ノ區裁判所ノ管轄トス

第百四條 相續ノ限定承認又ハ拋棄ノ申述ハ相續開始地

ノ區裁判所ノ管轄トス

第百五條 相續ノ限定承認又ハ拋棄ノ申述ニハ第九條第

一號、第二號、第四號及ヒ第五號ニ掲ケタル事項ノ外左

ノ事項ヲ記載シテ申述人又ハ代理人之ニ署名、捺印ス

ハシ

一 被相續人ノ氏名及ヒ最後ノ住所

第百六條 期間ノ仲長ノ申請又ハ相續ノ限定承認者クハ

拋棄ノ申述ヲ却下シタル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲

スコトヲ得

第百七條 遺言執行者ノ選任及ヒ解任ハ相續開始地ノ區

裁判所ノ管轄トス

裁判所ニ於テ選任シタル遺言執行者カ其任務ヲ辭セシ

トスルトキ又ハ其就職ヲ拒マントスルトキハ相續開始

地ノ區裁判所ニ其申立ヲ爲スヘシ

裁判所カ前二項ニ掲ケタル事件ニ付キ申立ニ相當スル

裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ其手續ノ費用ハ相續財產

ノ負擔トス

第百八條 遺言執行者ヲ選任シタル裁判又ハ其任務ヲ辭

シ若クハ就職ヲ拒ムコトヲ許可シタル裁判ニ對シテハ

不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

遺言執行者ノ選任若クハ解任ノ申請又ハ其任務ヲ辭シ

若クハ就職ヲ拒ム申立ヲ却下シタル裁判ニ對シテハ即

時抗告ヲ爲スコトヲ得

遺言執行者ハ其解任ヲ命ジタル裁判ニ對シテ即時抗告

ヲ爲スコトヲ得抗告ノ期間ハ遺言執行者カ裁判ノ告知

第七章 遺言ノ確認及ヒ執行

第六十二條ノ規定ハ前二項ノ抗告ニ之ヲ準用ス

第百九條 民法第七十六條及ヒ第七十八一條但書ニ定

メタル遺言ノ確認ハ遺言者ノ住所地又ハ相續開始地ノ

區裁判所ノ管轄トス

手続ノ費用ハ遺言者又ハ相續財產ノ負擔トス

第百十條 遺言ノ確認ノ申請ヲ却下シタル裁判ニ對シテ

ハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

利害關係人及ヒ檢事ハ遺言ノ確認ニ對シテ即時抗告ヲ

爲スコトヲ得抗告ノ期間ハ確認ノ申請人カ裁判ノ告知

ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ起算ス

前條第二項ノ規定ハ前二項ノ抗告ニ之ヲ適用ス

第百十一條 遺言書ノ檢認ハ相續開始地ノ區裁判所ノ管

轄トス

第百十二條 遺言書ノ檢認ハ公證人カ記載シタルモノヲ

除ク外遺言ノ方式ニ關スル總テノ事實ヲ調査シテ之ヲ

爲ス

第百十三條 封印アル遺言書ノ開封ニ付テハ豫メ其期日

ヲ定メテ相續人ヲ呼出スヘシ

第百十四條 遺言書ノ提出、開封及ヒ檢認ニ付テハ調査

ヲ作ルヘシ

調査ニハ左ノ事項ヲ記載シ列事書記及ヒ立會人之ニ署

名、捺印スヘシ

一 提出者ノ氏名、住所

二 提出、開封及ヒ檢認ノ年月日

三 立會人ノ氏名、住所

四 訊問シタル證人、鑑定人、相續人其他ノ利害關

係人ノ氏名、住所及ヒ其陳述

五 事實調査ノ結果

第百十五條 裁判所ハ遺言書ノ開封及ヒ檢認ヲ爲シタル

ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ起算ス

トキハ出頭セザリシ債權人其他遺言ノ旨趣ニ關係アル者ニ其旨ヲ告知スヘシ

前項ニ掲ケタル者ハ裁判所ノ許可ヲ得テ前條ノ調書ヲ閲覧スルコトヲ得

第百十六條 遺言書ノ提出、開封並ニ檢認及ヒ其告知ノ費用ハ相續財産ノ負擔トス

第八章 法人及ヒ夫婦財産契約ノ登記

第百十七條 法人ノ登記ニ付テハ法人ノ事務所所在地ノ區裁判所又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第百十八條 夫婦財産契約ノ登記ニ付テハ夫ト爲ルヘキ者ノ住所ノ區裁判所又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス

夫ト爲ルヘキ者カ夫又ハ婚養子ナルトキハ妻ト爲ルヘキ者ノ住所ノ區裁判所又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第百十九條 各登記所ニ法人登記簿及ヒ夫婦財産契約登記簿ヲ備フ

第百二十條 法人設立ノ登記ハ理事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ定款、理事ノ資格ヲ證スル書面及ヒ主務官聽ノ許可書又ハ其認證アル贈本ヲ添附スルコトヲ要ス

第百二十一條 事務故ノ新設又ハ事務所ノ移轉其他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事、理事ノ缺ケタル場合ニ於テハ假理事ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ理事又ハ假理事ノ資格ヲ證スル書面及ヒ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附シ且主務官聽ノ許可ヲ要スルモノニ付テハ其許可書又ハ其認證アル贈本ヲ添附スルコトヲ要ス

前ニ登記ノ申請ヲ爲シタル理事又ハ假理事カ同一登記所ニ第一項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其資格ヲ證スル

書面ヲ添附スルコトヲ要セス

第百二十二條 法人ノ解散ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及ヒ理事カ清算人タラサル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第百二十三條 夫婦財産契約ニ關スル登記ハ契約者雙方ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ夫婦財産契約書又ハ管理者ノ變更若クハ共有財産ノ分割ヲ許可シタル判決ノ謄本又ハ之ニ關スル契約書ヲ添附スルコトヲ要ス

第百二十四條 第百十七條、第二百二條乃至第二百四條ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外國法人ノ登記ニ之ヲ準用ス

第百二十五條 第百四十一條乃至第百五十條、第百五十

非訟事件手續法 商事非訟事件

條ノ三乃至第百五十一條ノ五第百五十四條乃至第百五十七條及第百七十七條ノ規定ハ本章ニ定メタル登記ニ之ヲ準用ス

第三編 商事非訟事件

第一章 會社及ヒ競賣ニ關スル事件

第百二十六條 商法第四十七條、第四十八條、第百一

十八條及ヒ商法施行法第九十五條第二項、第百二十九條第二項、第百十條第二項ニ定メタル事件ハ會社ノ本店所

在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

商法第二百六十條ニ定メタル事件ハ閉鎖ヲ命セラルヘキ外國會社ノ支店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

商法第二百三十三條ニ定メタル事件ハ解散シタル株式會社ノ本店所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

商法第二百八十九條第一項及ヒ第六百十條第一項ニ定

メタル事件ハ競賣ニ附スヘキ物品所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

第二百二十七條 検査役ノ選任ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ取締役又ハ株主之ニ署名捺印スヘシ

- 一 申請ノ事由
- 二 検査ノ目的
- 三 年月日

四 裁判所ノ表示

第二百二十八條 検査役ノ報告ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

裁判所ハ検査ニ付キ説明ヲ必要トスルトキハ検査役ヲ審訊スルコトヲ得

第二百二十九條 商法第二百二十四條第二項ノ規定ニ依ル裁

判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
裁判所ハ裁判ヲ爲ス前發起人及ヒ取締役ノ陳述ヲ聽クヘシ
發起人及ヒ取締役ハ第一項ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百二十九條ノ二 商法第九十八條ノ規定ニ依リ検査役ノ選任ニ關スル裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所ハ取締役及ヒ監査役ノ陳述ヲ聽クヘシ

第二百二十九條ノ三 商法第二百二十四條又ハ第九十八條ノ規定ニ依リ裁判所ハ検査役ヲ選任シタル場合ニ於テハ會社チシテ之ニ報酬ヲ與ヘシムルコトヲ得其額ハ取締役及ヒ監査役ノ陳述ヲ聽キ裁判所之ヲ定ム

第二百二十九條ノ四 前二條ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百三十條 商法第九十八條ノ検査ニ付キ株主總會ノ

招集ヲ必要ト認ムルトキハ裁判所ハ一定ノ期間内ニ其召集ヲ爲スヘキコトヲ命メヘシ

第二百三十一條 商法第十一條第二項ノ規定ニ依リ検査ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ検査ヲ要スル事由、同法第六十一條第二項ノ規定ニ依リ總會招集ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ取締役カ其招集ヲ怠リシ事實ヲ説明スルコトヲ要ス

前項ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二百三十二條 前條ノ規定ニ依ル申請ニ付テハ裁判所ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ裁判ヲ爲スヘシ
申請ヲ認許スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二百三十三條 商法第九十六條第二項ノ規定ニ依ル定款ノ認可ノ申請ハ開業前ニ利息ノ配當ヲ爲スコトヲ要スル事由ヲ説明シ總發起人又ハ總取締役之ヲ爲スヘシ

前項ノ申請ニ對スル裁判ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用ス

第二百三十四條 商法第四十七條、第四十八條及ヒ商法施行法第三條第二項ノ場合ニ於ケル會社ノ解散ノ命令ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

裁判所ハ裁判ヲ爲ス前利害關係人ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ

前二項ノ規定ハ會社ノ申請ニ因リ開業期間ノ伸長ニ付キ裁判ヲ爲ス場合、商法施行法ノ規定ニ依リ會社ノ營業ノ禁止ヲ命スル場合及ヒ日本ニ設立シタル外國會社ノ支店ノ閉鎖ヲ命スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百三十五條 會社及ヒ檢事ハ前條ノ決定ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

抗告裁判所ハ會社ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ抗告手續ノ費用及ヒ抗告人ノ負擔ニ歸シタル前審ノ費用ハ國庫ノ負擔トス

非訟事件手續法 商事非訟事件

第三百三十五條ノ二 會社ノ解散若クハ營業ノ禁止又ハ外國會社ノ支店ノ閉鎖ヲ命スル裁判ヲ確定シタルトキハ裁判所ハ解散シタル會社、營業ヲ禁止セラレタル會社ノ本店及ヒ支店又ハ閉鎖シタル外國會社ノ支店所在地ノ商業登記所ニ其登記ノ囑託ヲ爲スヘシ抗告裁判所カ裁判ヲ爲シタルキ亦同シ

登記所カ前項ノ囑託ヲ受ケタルトキハ外國會社ニ付テハ其支店ノ登記ヲ抹消シ營業ヲ禁止セラレタル會社ニ付テハ其本店及ヒ支店ノ登記ニ其旨ヲ記載スヘシ

第三百三十五條ノ三 第二百二十六條第一項及ヒ前二條ノ規定ハ會社ニ非スシテ商業登記ヲ爲シタル者ニ對シ裁判所カ商法施行法ノ規定ニ依リテ營業ノ禁止ヲ命スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ四 會社ノ設立ヲ無効トスル判決ヲ確定シタルトキハ受訴裁判所ハ會社ノ本店及ヒ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ノ囑託ヲ受ケタルトキハ會社ノ設立ノ無効ナルコトヲ登記スヘシ

第二章 會社ノ清算ニ關スル事件

第三百三十六條 清算人ノ選任又ハ解任ニ關スル事件ハ會社ノ本店所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

第三百三十七條 清算人ノ選任又ハ解任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三百三十八條 左ニ掲ケタル者ハ清算人トシテ之ヲ選任スルコトヲ得ス

- 一 未成年者
- 二 禁治產者及ヒ準禁治產者
- 三 刑罰公權者及ヒ停止公權者
- 四 裁判所ニ於テ解任セラレタル清算人
- 五 破產者

第三百三十八條ノ二 第二百二十九條ノ三及ヒ第二百二十九條ノ四ノ規定ハ裁判所カ清算人ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十八條ノ三 商法第九十條ノ二第二項ノ鑑定人ノ選任、呼出及ヒ訊問ハ會社ノ本店所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

裁判所カ前項ノ選任ヲ爲シタル場合ニ於テハ其手續ノ費用ハ會社ノ負擔トス呼出及ヒ訊問ノ費用亦同シ

第三百三十八條ノ四 第八十八條及ヒ第八十九條ノ規定ハ前條ノ鑑定人ノ選任ノ手續及ヒ裁判ニ之ヲ準用ス

第三章 商業登記

第一節 通則

第三百三十九條 商法ノ規定ニ依リテ登記ノ申請ヲ爲ス者ノ營業所在地ノ區裁判所又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第四百十條 各登記所ニ左ノ商業登記簿ヲ備フ

- 一 商號登記簿
- 二 未成年者登記簿
- 三 妻登記簿
- 四 法定代理人登記簿
- 五 支配人登記簿
- 六 合名會社登記簿
- 七 合資會社登記簿
- 八 株式會社登記簿
- 九 株式合資會社登記簿
- 十 外國會社登記簿

第四百十一條 各登記所ニ各商業登記簿ノ見出帳ヲ備フ

第四百十二條 登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閱覽ヲ許シ又ハ手数料ヲ納付スルトキハ之ニ其謄本若クハ抄本ヲ交付スヘシ

登記所ハ登記上利害ノ關係ヲ疏明シテ申請ヲ爲シタル者ニハ其關係アル部分ニ限り登記簿ノ附屬書類ノ閲覧ヲ許スヘシ

郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

第四百十三條 登記所ハ申請ニ因リ登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコトノ證明ヲ爲スヘシ

第四百十四條 登記シタル事項ノ公告ハ官報及ヒ新聞紙上ニ少クモ一回之ヲ爲スコトヲ要ス

公告ハ之ヲ掲載シタル最終ノ官報及ヒ新聞紙發行ノ日ノ翌日之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百十五條 區裁判所ハ毎年十二月ニ翌年登記事項ノ公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙ヲ選定シ官報及ヒ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙力休刊又ハ廢刊ヲ爲スト

キハ更ニ他ノ新聞紙ヲ選定シ前項ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第四百十六條 區裁判所ハ其管轄内ニ公告ヲ爲サシムルニ適當ナル新聞紙ヲシト認ムルトキハ新聞紙上ノ公告ニ代ヘ登記所及ヒ其管轄内ノ市町村役場ノ揭示場ニ公告ヲ爲スコトヲ得

第四百十七條 登記所ハキ事項ノ登記、其變更又ハ消滅ノ登記ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外當事者ノ申請アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得

第四百十八條 當事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其更正ヲ申請スルコトヲ得

第四百十八條ノ二 當事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記カ商法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其抹消ヲ申請ス

ルコトヲ得

第四百十九條 登記ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人又ハ其代理人之ニ署名、捺印スヘシ

一 申請人ノ氏名、住所、會社カ申請人ナルトキハ其商號及ヒ本店又ハ支店

二 代理人ニ依リテ申請ヲ爲ストキハ其氏名、住所

三 登記ノ目的及ヒ事由

四 年月日

五 登記所ノ表示

第四百五十條 本章ノ規定ニ依リ連署ヲ以テ申請ヲ爲スヘキ場合ニ於テ正當ノ事由ニ因リ連署スルコト能ハサル者アルトキハ其他ノ者ノミニテ申請ヲ爲スコトヲ得

連署ヲ爲スコト能ハサル事由ハ之ヲ證明スルコトヲ要ス

ス

第四百五十條ノ二 官廳ノ許可ヲ要スル事項ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ官廳ノ許可書又ハ其認許アル謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第四百五十條ノ三 本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ニ付キ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ申請スルニハ申請書ニ本店ノ所在地ニ於テ爲シタル登記ヲ證明スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ各本條ニ定メタル書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

第四百五十一條 登記所ハ登記ノ申請カ商法又ハ本章ノ規定ニ適セサルトキハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ決定ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒテ之ヲ申請人ニ送達スルコトヲ要ス

第四百五十一條ノ二 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記カ

訴訟事件手續法 商事非訟事件

商法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナル
 コトヲ發見シタルトキハ登記ヲ爲シタル者ニ對シ一
 月ヲ越エサル期間ヲ定メ其期間内ニ異議ノ申立ナキト
 キハ登記ヲ抹消スヘキ旨ヲ通知スヘシ
 登記ヲ爲シタル者ノ住所又ハ居所カ知レサルトキハ前
 項ノ通知ニ代ヘ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ公
 告スヘシ
 登記所ハ右ノ外相當ト認ムル新聞紙ニ同一ノ公告ヲ揭
 載セシムルコトヲ得
 第二百五十一條ノ三 異議ノ申立アリタルトキハ登記所ハ
 理由ヲ附シタル決定ヲ以テ其裁判ヲ爲スヘシ
 前項ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ
 執行停止ノ效力ヲ有ス
 第二百五十一條ノ四 異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下
 スル裁判ヲ確定シタルトキハ登記所ハ職權ヲ以テ登記
 抹消スヘシ
 第二百五十一條ノ五 前三條ノ規定ハ本店及ヒ支店ノ所在
 地ニ於テ登記スヘキ事項ノ登記ニ付テハ本店ノ所在地
 ニ於テ爲シタル登記ニノミ之ヲ適用ス
 前項ノ場合ニ於テ本店所在地ノ登記所カ登記ヲ抹消シ
 タルトキハ遲滞ナク其旨ヲ支店所在地ノ登記所ニ通知
 スヘシ
 支店所在地ノ登記所カ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲
 滞ナク登記ヲ抹消スヘシ
 第二百五十二條 破産裁判所カ商業登記ヲ爲シタル者ニ對
 シ破産ヲ宣告シタルトキハ其營業所所在地ノ登記所ニ
 其旨ヲ通知スルコトヲ要ス破産手續ノ停止、破産宣告
 ノ取消、破産手續ノ終結又ハ確定シタル協階契約ノ認
 可アリタルトキ亦同シ
 支拂猶豫カ無効ト爲リタル場合ニ於テハ之ヲ認可シタ
 抹消スヘシ

ル裁判所、協階契約ノ認可ヲ受ケタル破産者カ有罪破
 産ノ宣告ヲ受ケ又ハ其協階契約カ取消サレタル場合ニ
 於テハ受訴裁判所ハ前項ノ登記所ニ其旨ヲ通知スルコ
 トヲ要ス
 第二百五十三條 登記所カ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ職
 權ヲ以テ破産者ノ商業登記ニ其通知ヲ受ケタル事項ヲ
 記載スルコトヲ要ス但シ其公告ヲ爲スコトヲ要セス
 第二百五十四條 商業登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル
 場合ニ於テハ司法大臣ハ一定ノ期間ヲ定メテ登記ノ回
 復ニ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得
 第二百五十五條 司法大臣ハ數個ノ登記所ノ管轄ニ屬スヘ
 キ商業登記ノ事務ヲ其一登記所ニ委任スルコトヲ得
 第二百五十六條 登記簿ノ複製其他登記ニ關スル施行細則
 ハ司法大臣之ヲ定ム
 第二百五十七條 不動産登記法第十條、第十三條、第十八
 條、第二十條、第二十二條及ヒ第二十四條ノ規定ハ商
 業登記ニ之ヲ適用ス
 第二節 商號ノ登記
 第二百五十八條 商號ノ登記ハ同市町村内ニ於テハ同一ノ
 營業ノ爲メ他人カ登記シタルモノト判然區別シ得ルト
 キニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
 第二百五十九條 商法施行法第十三條第一項ノ規定ニ依リ
 他人カ登記シタル商號ト同一ノ商號ノ登記ヲ申請スル
 者ハ舊商法施行前ヨリ之ヲ使用スルコトヲ證明スルコ
 トヲ要ス
 第六十條 商號ノ登記ノ申請書ニハ第四百四十九條第二
 項ニ掲ケタル事項ノ外營業ノ種類ヲ記載スヘシ商號ノ
 變更ノ登記ヲ申請スルトキ亦同シ
 第六十一條 商號ノ登記ヲ爲シタル者ノ承繼人カ商號
 ヲ撤用セントスルトキハ其資格ヲ證スル書面ヘハ該受

第三節 未成年者、妻及ヒ法

定代理人ノ登記

證書ヲ添ヘ其登記ノ申請ヲ爲スコトヲ要ス
 商號ノ登記ヲ爲シタル者カ氏、名又ハ住所ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク其登記ヲ申請スヘシ
 第百六十二條 商號ヲ廢止シ又ハ變更シタルトキハ當事者ハ其登記ヲ申請スヘシ
 相續人又ハ法定代理人カ前項ノ申請ヲ爲ストキハ申請書ニ其資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
 第百二十一條 第三項ノ規定ハ本條第一項ノ申請ニ之ヲ準用ス
 第百六十三條 商法第二十四條第一項ノ規定ニ依リテ商號登記ノ抹消ヲ申請スル者ハ其登記上利害ノ關係ヲ有スルコトヲ証明スルコトヲ要ス
 第百六十四條 第百五十一條ノ二乃至第百五十一條ノ四ノ規定ハ前條ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス
 第百六十五條 削除

第百六十六條 未成年者カ商業ヲ營ム場合ニ於テ其登記ヲ申請スルニハ申請書ニ營業ノ種類ヲ記載シ法定代理人ノ同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但法定代理人カ之ニ連署スルトキハ此限ニ在ラズ親權ヲ行フ母又ハ後見人カ同意ヲ爲シタル場合ニ於テハ親族會ノ同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ併セテ添附スルコトヲ要ス繼父、繼母又ハ嫡母カ同意ヲ爲シタルトキ亦同シ
 第百六十七條 妻カ商業ヲ營ム場合ニ於テ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ營業ノ種類ヲ記載シ夫ノ許可ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但夫カ之ニ連署スルトキハ此限ニ在ラス
 夫カ未成年者ナルトキハ前項ノ許可ヲ爲スニ付キ必要

ナル同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ併セテ添附スルコトヲ要ス
 妻カ夫ノ許可ヲ得ルコトヲ要セザル場合ニ於テ營業ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
 第百六十八條 商業ヲ營ムコトノ許可ヲ爲シタル者カ之ヲ取消シ又ハ之ヲ制限シタルトキハ遲滞ナク其登記ノ申請ヲ爲スコトヲ要ス
 第百六十六條 第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第百六十九條 前條ノ規定ニ從ヒテ制限ノ登記ノ申請アリタルトキハ登記所ハ原登記ニ其旨ヲ記載スヘシ
 第百七十條 法定財産制ニ異リタル契約ノ登記ヲ爲シタル妻カ商業ノ登記ヲ申請スルトキ又ハ其商業ノ登記ヲ爲シタル後管理者ノ變更若クハ共有財産ノ分割ノ登記ヲ爲シタルトキハ書面ヲ以テ登記所ニ其届出ヲ爲スコトヲ要ス

トヲ要ス
 前項ノ届出アリタルトキハ登記所ハ當事者ノ商業登記ニ之ヲ記載スヘシ
 第百七十一條 法定代理人カ無能力者ノ爲メニ商業ヲ營ム場合ニ於テ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ法定代理人タル資格ヲ記載シ親族會ノ同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
 第四節 支配人及ヒ會社ノ清算人ノ登記
 第百七十二條 支配人ノ選任ノ登記ハ主人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
 會社カ申請人ナル場合ニ於テハ前項ノ登記ハ其會社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
 第百七十三條 支配人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ第百四十九條第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スル

非訟事件手続法 商事非訟事件

コトヲ要ス

一 支配人ノ氏名、住所

二 申請人カ敬箇ノ商號ヲ以テ敬種ノ商業ヲ營ムトキハ支配人カ代理スヘキ商業及ヒ其用ユヘキ商號

三 支配人ヲ置キタル場所

四 數人ノ支配人カ共同シテ代理權ヲ行フヘキコトヲ定メタルトキハ其代表ニ關スル規定

會社カ申請人タル場合ニ於テハ申請書ニ其設立ノ登記ノ年月日ヲ記載シ支配人選任及ヒ前項第四號ニ掲ケタル事項ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第百七十四條 第百七十二條ノ規定ハ支配人ノ代理權ノ消滅及ヒ前條第一項第四號ニ掲ケタル事項並ニ其變更、消滅ノ登記ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

會社カ申請人ナル場合ニ於テハ申請書ニ前項ニ掲ケタル事項ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第百七十五條 清算人ニ關スル登記ハ清算ヲ爲スヘキ會社ノ登記所ノ管轄トス

前項ノ登記ハ會社ノ登記ニ記載シテ之ヲ爲ス

第百七十六條 清算人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ其選任及ヒ商法第九十條第二號並ニ第三號ニ掲ケタル事項ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第百七十七條 商法第九十條ニ掲ケタル事項ノ變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ現任清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ變更ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第百七十八條 清算ノ終了ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ清算人カ其計算ノ承認ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

三〇

第五節 合名會社及ヒ合資會社ノ登記

第百七十九條 合名會社ノ設立ノ登記ハ總社員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ定款ヲ添附シ且社員中ニ未成年者又ハ妻アルトキハ其社員タルコトニ同意ヲ爲スヘキ者ノ同意ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第百八十條 合名會社ノ支店ノ設立、其本店又ハ支店ノ移轉其他變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ總社員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ申請書ニハ其登記事項ニ付キ總社員ノ同意又ハ或社員ノ一致ヲ要スル場合ニ於テハ會社ヲ代表スヘキ社員ノ定アルトキニ限り總社員ノ同意又ハ或社員ノ一致アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

商法第八十三條但書ノ規定ニ依リ裁判所カ或社員ヲ除名シタル場合ニ於ケル變更ノ登記ノ申請書ニハ其判決ノ原本ヲ添附スルコトヲ要ス

社員ノ氏名、名若クハ住所ノ變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ社員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

第百八十一條 合名會社ノ解散ノ登記ハ總社員又ハ其相續人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ且相續人カ申請ヲ爲ストキハ其資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

會社カ裁判所ノ命令ニ因リテ解散シタル場合ニ於テハ登記所ハ裁判所ノ囑託ニ因リテ其登記ヲ爲スヘシ

第百八十二條 合名會社ノ合併ニ因ル解散ノ登記ハ解散スヘキ會社ノ總社員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ商法第七十八條第二項ニ依ル公告及ヒ催告ヲ爲シタルコト、若シ異議ヲ述ヘタル債權者アルトキハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證ス

訴訟事件手續法 商事非訟事件

三一

ル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第百八十二條ノ二 合名會社ガ合併ニ因ル變更ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其事由ヲ記載シ第百七十九條第二項及ヒ前條第二項ニ掲ケタル書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第百八十二條ノ三 合名會社カ合併ニ因ル設立ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其事由ヲ記載シ第百七十九條第二項及ヒ第百八十二條第二項ニ掲ケタル書類及ヒ商法第四十四條ノ三第二項ノ規定ニ依リテ選任セラレタル者ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
第百八十三條 第百七十九條第一項ノ規定ハ合名會社ノ合併ニ因ル變更又ハ設立ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス
第百八十四條 合名會社カ社員ノ請求ニ因リテ解散シタルトキハ各社員ノ申請ニ因リテ其登記ヲ爲スヘシ

前項ノ申請書ニハ判決ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス
第百八十四條ノ二 第百八十一條第一項及ヒ第二項ノ規定ハ合名會社ノ設立取消ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス
第百八十四條ノ三 第百八十二條ノ規定ハ合名會社ノ組織變更ニ因ル解散ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第百八十四條ノ四 商法第八十三條ノ三又ハ第八十三條ノ四ノ規定ニ依リ合資會社ニ付キ爲スヘキ登記ハ無限責任社員ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
申請書ニハ組織變更ノ事由ヲ記載シ定款ヲ添附スルコトヲ要ス
有限責任社員ヲ加入セシメタル場合ニ於テハ其加入ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
第百八十五條 商法第百十八條第二項ノ規定ニ依リ合名

會社ニ付キ爲スヘキ登記ハ總社員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前條第二項ノ規定ハ前項ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第百八十五條ノ二 第百七十九條第二項及ヒ前條ノ規定ハ商法第百十八條ノ二ノ規定ニ依リ合名會社ニ付キ爲スヘキ登記ニ之ヲ準用ス

第百八十六條 第百七十九條乃至第百八十四條ノ三ノ規定ハ合資會社ノ登記ニ之ヲ準用ス但合名會社ニ於テハ社員ノ申請ニ因リテ爲スヘキ登記ハ合資會社ニ於テハ其無限責任社員ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第六節 株式會社ノ登記

第百八十七條 株式會社ノ設立ノ登記ハ總取締役及ヒ總監査役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

非訟事件手續法 商事非訟事件

一定款

一 株式ノ引受ヲ證スル書面

二 株式申込證

三 取締役及ヒ監査役又ハ検査役ノ調査報告書及ヒ其附屬書類

四 検査役ノ報告ニ關スル裁判アリタルトキハ其附屬書類

五 發起人カ取締役及ヒ監査役ヲ選任シタルトキハ之ニ關スル書類

六 創立總會ノ決議錄

七 第百八十八條 支店ノ設立、本店又ハ支店ノ移轉其他變更ノ登記ハ總取締役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ登記事項ニ付キ株主總會ノ決議ヲ要スル場合ニ於テハ其決議錄ヲ添附スルコトヲ要ス
取締役又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ハ會

社ヲ代表スヘキ取締役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

第百八十九條 會社ノ資本増加ノ登記ノ申請書ニハ左ノ

書類ヲ添付スルコトヲ要ス

- 一 株式ノ引受ヲ證スル書面
- 二 株式申込證

三 商法第二百四十四條ノ規定ニ從ヒテ監査役又ハ検査役カ爲シタル調査報告書及ヒ其附屬書類

四 資本ノ増加ニ關スル株主總會ノ決議錄

第百九十條 會社ノ資本減少ノ登記ノ申請書ニハ之ニ關スル株主總會ノ決議錄ヲ添付スルコトヲ要ス

第百八十二條第二項ノ規定ハ資本減少ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第百九十一條 社債ノ登記ハ總取締役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

一 最終ノ貸借對照表

二 社債ノ引受ヲ證スル書面

三 社債申込證
四 各社債ニ付キ商法第二百四條ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面

五 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議錄

第百九十二條 社債ニ關スル變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ總取締役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
申請書ニハ變更ノ事由ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第百九十三條 會社ノ解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ且會社カ株主總會ノ決議又ハ合併ニ因リテ解散シタルトキハ株主總會ノ決議錄ヲ添付スルコトヲ要ス

第百八十二條第二項ノ規定ハ株式會社カ合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

會社カ裁判所ノ命令ニ因リ解散シタルトキハ登記所ハ裁判所ノ囑託ニ因リテ其登記ヲ爲スヘシ

第百九十三條ノ二 株式會社カ合併ニ依ル變更ノ登記ヲ

申請スルニハ申請書ニ其事由ヲ記載シ第百八十二條第二項並ニ第百八十九條第三號、第四號ニ掲ケタル書類及ヒ株式ノ割當並ニ引受ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第百九十三條ノ三 株式會社カ合併ニ因ル設立ノ登記ヲ

申請スルニハ申請書ニ其事由ヲ記載シ第百八十二條第二項並ニ第百八十七條第二項ニ掲ケタル書類及ヒ商法第四十四條ノ三第二項ノ規定ニ依リテ選任セラレタル者ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第百九十四條 削除

第百九十四條ノ二 舊商法ノ規定ニ依リテ設立シタル株式會社カ商法施行法第五十條ノ登記ヲ申請スルニハ申

請書ニ左ノ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

- 一 定款
- 二 株主名簿
- 三 各株主ノ株式ノ申込ヲ證スル書面

四 設立免許書

五 創業總會ノ決議錄

第百八十七條第一項ノ規定ハ前項ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第百九十四條ノ三 舊商法ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタル場合ニ於テ會社カ商法施行法第八十五條ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ左ノ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

- 一 株主名簿
- 二 新株主ノ株式ノ申込ヲ證スル書面

三 資本ノ増加ニ關スル株主總會ノ決議及ヒ假決

議録

第百九十四條ノ四 舊商法ノ規定ニ依リ資本ヲ減少シタル場合ニ於テ會社カ資本減少ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一 舊商法第二百七條ニ依ル通知及ヒ催告ヲ爲シタルコト及ヒ異議ヲ申出テタル債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面

二 資本ノ減少ニ關スル株主總會ノ決議及ヒ假決議録

第百九十四條ノ五 舊法ノ規定ニ依リ債券ヲ發行シタル場合ニ於テ會社カ商法施行法第七十九條及ヒ第八十條ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一 株金ノ拂込金額ヲ證スル書面

二 債券原簿

三 主務者ノ認許書又ハ其認證アル謄本

四 債券ノ發行ニ關スル株主總會ノ決議録

第百九十五條 資本ノ増加並ニ減少、解散及ヒ合併ニ因ル變更並ニ設立ノ登記ハ總取締役及ヒ總監査役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第百九十五條ノ二 第三百五條ノ四ノ規定ハ商法第六十三條ノ四ニ定メタル登記ニ之ヲ準用ス

第七節 株式合資會社ノ登記

第百九十六條 株式合資會社ノ設立ノ登記ハ無限責任社員ノ全員及ヒ總監査役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第百九十七條 支店ノ設立、本店又ハ支店ノ移轉其他變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ無限責任社員ノ全員ノ申

請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ決議ヲ要スル場合ニ於テハ其決議録ヲ添附スルコトヲ要スル外第百八十條第二項ノ規定ヲ準用ス

無限責任社員又ハ監査役ノ氏、名若クハ住所ノ變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ無限責任社員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

第百九十八條 第百八十九條、第百九十條及ヒ第百九十六條第一項ノ規定ハ資本ノ増加又ハ減少ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第百九十八條ノ二 社債ノ登記ハ無限責任社員ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ第百九十一條第二項ニ掲ケタル書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第百九十八條ノ三 社債ニ關スル變更ノ登記ハ會社ヲ代

表スヘキ無限責任社員ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ變更ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第百九十九條 第百七十九條第二項、第百九十三條ノ二、第百九十三條ノ三及ヒ第百九十六條第一項ノ規定ハ合併ニ因ル變更又ハ設立ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第百九十九條 株式合資會社ノ解散ノ登記ハ無限責任社員ノ全員又ハ其相繼人及ヒ總監査役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス但無限責任社員ノ全員カ退社シタル場合ニ於ケル解散ノ登記ハ無限責任社員又ハ其相繼人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附シ且無限責任社員ノ同意及ヒ株主總會ノ決議ニ因リ又ハ會社ノ合併ニ因リテ解散シタルトキハ之ニ關スル株主總會ノ決

議録ヲ添附スルコトヲ要ス

第百八十二條第二項ノ規定ハ會社ノ合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

會社ヲ裁判所ノ命令ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ裁判所ノ囑託ニ因リテ其登記ヲ爲スヘシ

第百八十二條ノ二 株式合資會社ノ組織變更ニ因ル解散ノ登記ハ無限責任社員ノ全員及ヒ總監査役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ株主總會ノ決議録及ヒ第百八十二條第二項ニ掲ケタル書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第百八十一條 株式合資會社ノ組織變更シ株式會社ト爲シタル場合ニ於ケル設立ノ登記ハ設立シタル株式會社ノ總取締役及ヒ總監査役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ組織變更ノ事由ヲ記載シ定款、株式ノ引受ヲ證スル書面及ヒ組織變更ニ關スル株主總會ノ決議録

ヲ添附スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ商法第二百四十七條ノ規定ニ從ヒテ會社ヲ繼續スル場合ニ之ヲ準用ス

第百九十五條ノ二ノ規定ハ株式合資會社ニ之ヲ準用ス

第八節 外國會社ノ登記

第百九十二條 外國會社カ日本ニ支店ヲ設ケタル場合ニ於テ其登記ヲ申請スルトキハ會社ノ代表者ハ申請書ニ支店ノ代表者ノ氏名、住所ヲ記載シ且左ノ書面ヲ添附スルコトヲ要ス

- 一 本店ノ存在ヲ認ムルニ足ル書面
- 二 代表者タル資格ヲ證スル書面
- 三 會社ノ定款又ハ會社ノ性質ヲ識別スルニ足ル書面

前項ノ書面ハ外國會社ノ本國ノ管轄官廳又ハ日本ニ在

ル領事ノ認證ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

第百九十三條 日本ニ於テ登記シタル外國會社ノ支店ノ代表者ニ變更アリタルトキハ現任代表者ハ管轄登記所ニ其届出ヲ爲スヘシ

前條ノ規定ハ前項ノ届出ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第百九十四條 外國會社ノ支店ノ廢止又ハ其登記事項ノ變更ノ登記ハ支店ノ代表者ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

日本ニ於テ登記シタル外國會社ノ支店ノ代表者カ外國ニ於テ生シタル登記事項ノ變更ニ付キ其登記ヲ申請スル場合ニ於テハ會社ノ本國ノ管轄官廳又ハ日本ニ在ル領事ノ認證アル書面ニ依リテ變更ノ事實ヲ證明スルコトヲ要ス

第百九十五條 削除

附則

第百九十六條 民法第八十四條、第百七條及ヒ民法施行

非訟事件手續法 商事非訟事件

法第二百二條及ヒ商法第十八條第二項、第二百六十二條、第二百六十二條ノ二、第五百三十三條及ヒ商法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條第二項、第五十四條、第六十條第二項、第六十九條、第七十五條第三項、第八十七條三定メタル事件ハ過料ニ處セラ

ルヘキ者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第百九十七條 過料ノ裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ確キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ

當事者及ヒ檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス

被告裁判所が當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタル
トキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ
歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

第二百八條 過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス
此命令ハ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス
過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ
之ヲ爲ス但執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セ
ス

第二百九條 非訟事件手續法其他従前ノ法令ニシテ本法
ノ規定ト抵觸シ又ハ重複スルモノハ本法施行ノ日ヨリ
之ヲ廢止ス
本法施行前ニ裁判所カ申立ヲ受ケ又ハ著手シタル事件
ハ舊法令ニ依ル
第二百九條ノ二 外國人ニ關スル非訟事件手續ニシテ條
約ニ因リ特ニ定ムルコトヲ要ハシテハ司法大臣之

定ム
第二百十條 本法ハ民法及ヒ商法ノ施行ノ日ヨリ之ヲ施
行ス

附則

（明治四十四年非訟事件手續法中改正ノ附則）
本法ハ商法中改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行前ニ裁判所ノ受理シタル事件ニハ従前ノ規定ヲ
適用ス
商法中改正法律附則ノ規定ニ依リ舊法ノ規定ヲ適用スヘ
キ場合ニ付テハ従前ノ規定ハ仍ホ其效力ヲ有ス
後見人登記簿ハ法定代理人登記簿ノ一部トシテ其效力ヲ
有シ營利ヲ目的トスル社團法人ノ登記簿ハ其法人ノ種類
ニ從ヒ合名會社登記簿、合資會社登記簿、株式會社登記
簿又ハ株式會資會社登記簿ノ一部トシテ其效力ヲ有ス

市制町制部

- 市制町制部
- 市制町制部施行細則
- 市町村界劃分關係ノ法律
- 其他關係

被告裁判所力當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタル
トキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ
歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

第二百八條 過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス
此命令ハ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス
過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ
之ヲ爲ス但執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セ
ス

第二百九條 非訟事件手續法其他従前ノ法令ニシテ本法
ノ規定ト抵触シ又ハ重複スルモノハ本法施行ノ日ヨリ
之ヲ廢止ス
本法施行前ニ裁判所カ申立ヲ受ケ又ハ著手シタル事件
ハ舊法令ニ依ル

第二百九條ノ二 外國人ニ關スル非訟事件手續ニシテ條
約ニ固リ持ニ定ムレバトナリ

定ム

第二百十條 本法ハ民法及ヒ商法ノ施行ノ日ヨリ之ヲ施
行ス

附則

(明治四十四年非訟事件手續法中改正ノ附則)

本法ハ商法中改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行前ニ裁判所ノ受理シタル事件ニハ従前ノ規定ヲ
適用ス

商法中改正法律附則ノ規定ニ依リ舊法ノ規定ヲ適用スヘ
キ場合ニ付テハ従前ノ規定ハ仍ホ其效力ヲ有ス

後見人登記簿ハ法定代理人登記簿ノ一部トシテ其效力ヲ
有シ營利ヲ目的トスル社團法人ノ登記簿ハ其法人ノ種類
ニ從ヒ合名會社登記簿、合資會社登記簿、株式會社登記
簿又ハ株式合資會社登記簿ノ一部トシテ其效力ヲ有ス

市制町村制

●市制町村制

●市制町村制施行細則

●市町村稅賦課ニ關スル法律

●其他數件

●市制目次

第一章	總則	一
第二章	市及其區域	三
第三章	市條例及市規則	六
第四章	市職權及選舉	六
第五章	市參事會	二五
第六章	市職權及選舉	二六
第七章	市職權及選舉	三二
第八章	市職權及選舉	三三
第九章	市職權及選舉	三三
第十章	市職權及選舉	三五
第十一章	市職權及選舉	三五
第十二章	市職權及選舉	三三
第十三章	市職權及選舉	三三
第十四章	市職權及選舉	三三
第十五章	市職權及選舉	三三
第十六章	市職權及選舉	三三
第十七章	市職權及選舉	三三
第十八章	市職權及選舉	三三
第十九章	市職權及選舉	三三

●町村制目次

第一章	總則	一
第二章	町村及其區域	三
第三章	町村條例及町村規則	六
第四章	町村職權及選舉	六
第五章	町村參事會	二五
第六章	町村職權及選舉	二六
第七章	町村職權及選舉	三二
第八章	町村職權及選舉	三三
第九章	町村職權及選舉	三三
第十章	町村職權及選舉	三五
第十一章	町村職權及選舉	三五
第十二章	町村職權及選舉	三三
第十三章	町村職權及選舉	三三
第十四章	町村職權及選舉	三三
第十五章	町村職權及選舉	三三
第十六章	町村職權及選舉	三三
第十七章	町村職權及選舉	三三
第十八章	町村職權及選舉	三三
第十九章	町村職權及選舉	三三

市町村制改正理由の要領

法學博士 木宮徳郎氏説明
内務次官 帝國議會ニ於テ

市町村制の制定以來實際の經驗に徴するに規定の不備法支の不調障礙多ク爲に實地の運用に支障を來し或は裁判所と行政廳と解釋を異にし又行政廳の間に解釋を異にする處ありて支障甚だしきに依り之等の缺點を補ひ不明の点を明かにせんがため市町村制の改正を企てたるなり、今其整理の概を説明せん、先づ市制に於て從來市の機關の組織は往々時勢に適應せざるものあることを感じ、其一市事會の地位に更正を加へたり從來市事會は行政機關なりしが新くの如き制度は我國に於ても他に殆んど其例なく獨り市制に於て此制度あるのみして實際之を施行するに當ては或は責任の歸著するところ明

市制

(明治四十四年法律第六十八號)

第一章 總則

第一條 市及其ノ區域

第一條 市ハ從來ノ區域ニ依リて之ニシテ其ノ公共事務並從來法令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理スルノ爲メニ設置分合ヲ爲サントスルトキハ關係アル市町村會及府縣事會ノ意見ヲ徵シテ内務大臣之ヲ定ム
第二條 市ハ法人トス官ノ監督ヲ奉ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理スルノ爲メニ設置分合ヲ爲サントスルトキハ關係アル市町村會及府縣事會ノ意見ヲ徵シテ内務大臣之ヲ定ム
第三條 市ノ境界變更ヲ爲サントスルトキハ府縣知事ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シテ府縣事會ノ議決ヲ經テ内務大臣ノ許可ヲ得テ府縣知事之ヲ定ム
第四條 市ノ境界變更ヲ爲サントスルトキハ府縣知事ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シテ府縣事會ノ議決ヲ經テ内務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ定ム所屬未定地ヲ市ノ區域ニ編入セムトスルトキ亦同シ
前項ノ場合ニ於テ財産アズトキ其ノ處分ニ關シテハ前項ノ例ニ依ル

市制 總則

かならず或は事務の敏捷が欠くこと云ふ種々の點に於て適當ならざることを感じ居り故に此制度を改めて市参事會を決議機關と爲し行政機關として市長獨り其任に當りて事に依りては市参事會の決議を経る市會の決議を経る執行し一面には参事會の會等の機關をして行政監督の任を完ふせしめ一面に於ては十分に責任を負はしめ行政の敏捷を計らんことを欲するなり

其二は市参事會の制度を新たに設けたり従來大都市に於ては或は水道の如き随分大事業の經營あり之等の大事業を經營するに付特に専ら之を擔任する人を得ること必要なら共之等も社會上の地位に於ても立派なる人を得ざるべからず今日市参事會員の分掌の制度有り雖も市参事會

第五條 市ノ境界ニ關スル争論ハ府縣参事會之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アル市町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

市ノ境界判明ナラサル場合ニ於テ前項ノ争論ナキトキハ府縣知事ハ府縣参事會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル市町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ裁定及前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ關係市町村ニ交付スヘシ

第一項ノ裁定及第二項ノ決定ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第六條 勅令ヲ以テ指定スル市ノ區ハ之ヲ法人トス其ノ財産及營造物ニ關スル事務其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理ス

區ノ廢置分合又ハ境界變更其ノ他區ノ境界ニ關シテハ前二條ノ規定ヲ準用ス但シ第四條ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ關係アル市會ノ意見ヲモ徵スヘシ

第七條 市ハ其ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

は廣く各般の行政事務に參與するのにして専ら其特殊の事業にのみ限りて任ずることを得ざる爲め其經營上に差支を見らざるべからず舊制に於ては或特殊の事業に當るべき適當の人を得る地位の設けなき故法律上よりすれば登記さか若くは其他の附屬員などの地位を以て之を認めざるべからず又斯の如き低き地位を以て立派なる人を迎へることは餘程困難なり此度は此改正に際して市參與なる吏員を設けたり市參與の地位に付ては法文中に轉しき規定ありとも結り其擔任事項に付ては市参事會員と同等の權を持つて居るやうにし又原則として之を名譽職とし唯適當なる人を得るがために已むを得ざる場合に於ては有給とする途を開き置きたり

次に市町村を通じて一、全政改選の制度に改めたり従來

市役所ノ位置ヲ定メ又ハ之ヲ變更セムトスルトキハ市ハ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

前條ノ市カ其ノ區ノ名稱ヲ變更シ又ハ區役所ノ位置ヲ定メ若ハ之ヲ變更セムトスルトキハ前項ノ例ニ依ル

第二款 市住民及其ノ權利義務

第八條 市内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ市住民トス

市住民ハ本法ニ從ヒ市ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ市ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第九條 帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齢二十五年以上ノ男子ニ於テ市ノ住民ト爲リ其ノ市ノ負擔ヲ分任シ且其ノ市内ニ於テ地租ヲ納メ若ハ直接國稅年額二圓以上ヲ納ムルトキハ其ノ市公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者ハ禁治産者、準禁治産者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

市ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

家督相続ニ依リ財産ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財産ニ付被相続人ノ爲

市町村會議員を三年毎に半數の改選を行ふことになり居りし所以は云ふ迄もなく成るべく經驗ある議員を少くも其半數は其地位を保持しめ悉く新議員を以て組織せざるより生ずる不便の事柄を防ぐこの目的なり、然れ共實際に於ては全數改選を行ふも全部新議員を以て議會を組織することは想像し能はず半ばは必ずしも舊議員を初め府縣議員として職責を盡し居たる人が當選するの事實は殆んど疑ひなきもなり故に強て半數改選の制度を設くる必要なかるべく殊に選舉を展を行ふに隨分煩累多く又之に伴ふ弊害生ずるに依り成るべく選舉の度數を少くし全部同時に改選するを適當とす既に府縣制郡制に於ては半數改選の制度を捨て居るに依り傍々以て此点に改正を加へたり

シタル納税ヲ以テ其ノ者ノ納税シタルモノト看做ス
市公民ノ要件中其ノ年限ニ關スルモノハ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノ爲中斷セラルルコトナシ
市税ヲ賦課セサル市ニ於テハ市公民ノ要件中市ノ負擔分任ニ關スル規定ヲ適用セス

第十條 市公民ハ市ノ選舉ニ參與シ市ノ名譽職ニ選舉セラルル權利ヲ有シ市ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ
左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニシテ名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若ハ其職務ヲ實際ニ執行セサルトキハ市ハ一年以上四年以下其ノ市公民權ヲ停止シ場合ニ依リ其ノ停止期間以内其ノ者ノ負擔スヘキ市税ノ十分ノ一以上四分ノ一以下ヲ納課スルコトヲ得
一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者
二 業務ノ爲常ニ市内ニ居ルコトヲ得サル者
三 年齢六十年以上ノ者
四 官公職ノ爲市ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者

二、單記無記名 從來市町村に限りて議員の投票に連記法を取り居りしものも既に衆議院議員を初め府縣郡會議員等悉く單記法を取り居るに獨り市町村の連記法を用ふるは昔に制度の權衡を得ざるのみならず彼の連記に伴ふ弊害も多きに依り改正市町村制に於ては單記無記名の制度を取ることと改めたり
三、市町村組合 舊市町村制には町村組合の制度を認められ共市と町村との組合の規定なかりしは一の缺點と云はざるを得ず、實際上市と其附近町村との組合を設くる必要は往々見る所なり假へば水滸事業の如き市町村組合なきため市の區域儘かに一歩出るときは最早水道を供給し得ざるこゝあり又は道路の新築改築に當りても市の區域を境界として全く其構造を異にするこゝあり其他市と附近町村との間

五 四年以上名譽職市吏員、名譽職參事員、市會議員又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間ヲ經過セサル者
六 其ノ他市會ノ議決ニ依リ正當ノ理由アリト認ムル者
前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス
第三項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第十一條 市公民第九條第一項ニ掲ケタル要件ノ一ヲ闕キ又ハ同項但書ニ當ルニ至リタルトキハ其ノ公民權ヲ失フ
市公民租稅滯納處分中ハ其ノ公民權ヲ停止ス家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄又ハ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受ケルニトナキニ至ル迄亦同シ
陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ市ノ公務ニ參與スルコトヲ得ス其ノ他ノ兵役ニ在ル者ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキ亦同シ

に利益共通のものあれば其間に組合を組織するの途なきを以て共同經營すること能はざる場合多し故に市町村組合の制を設けて利害共通の事業は組合法に依て之を経営せしむれば至大の便利ありき故す之れ改正市町村制が茲に市町村組合の規定を設けたる所以なり
 以上は修正の重なる点なり、前述せし如く其他の多くは舊法の不備不明を補正せしものなるに依り一々説明せされ共細かき点に就ては質問に從ひ應答することとせしむ

○「市町村は従來の區域に依る」の意義

市町村は従來の區域に依るとは市町村の區域は之迄の通りであるとの意味にして此規定に依て法律上市町村の區域を保障したるなり、別に此規定の有無に依り應答することとせしむ

第三款 市條例及市規則
 第十二條 市ハ市住民ノ權利義務又ハ市ノ事務ニ關シ市條例ヲ設クルコトヲ得
 市ハ市ノ營造物ニ關シ市條例ヲ以テ規定スルモノノ外市規則ヲ設クルコトヲ得
 市條例及市規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第二章 市會
 第一款 組織及選舉
 第十三條 市會議員ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ノヲ選舉ス
 議員ノ定數左ノ如シ
 一 人口五萬未満ノ市 三十人
 二 人口五萬以上十五萬未満ノ市 三十六人
 三 人口十五萬以上二十萬未満ノ市 三十九人
 四 人口二十萬以上三十萬未満ノ市 四十二人

に依て法律上の効力に異動なけれ共畢竟市町村の境域を重んじたる迄にして之を變更するには第三條四條等の手續を要せしめ第一條と首尾照照する譯なり

○市町村内の區は法人
 (法學博士「木内務次官」答)
 市町村内の區は既に財産を所有し居る故法人たることを明白なり、本法中に「區は法人とす」との規定を置かざりし所以は市町村内の下に尙ほ區と云ふ團體あるは好ましからざるを以て成るべく之を認むるを避けんが爲め殊更に區は法人なりと規定せざりき、然れ共區は従來財産を所有し居るを以て其關係上法人と見るの外なし

○二條の「法令」の意義
 (法學博士「參事官」答)
 市制第二條市制第三條の法令の範圍内從來の法令とある「法令」中には勅令省令縣令等凡て含み居れり

五 人口三十萬以上ノ市 四十五人
 人口三十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口十萬、人口五十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口二十萬ヲ加フル毎ニ議員三人ヲ増加ス
 議員ノ定數ハ市條例ヲ以テ特ニ之ヲ増減スルコトヲ得
 議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非サレハ之ヲ増減セス但シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ内務大臣ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 市公民ハ總テ選舉權ヲ有ス但シ公民權停止中ノ者又ハ第十二條第三項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス
 帝國臣民ニシテ直接市稅ヲ納ムル者其ノ額市公民ノ最多ク納稅スル者三人中ノ一人ヨリモ多キトキハ第九條第一項ノ要件ニ當ラズト雖選舉權ヲ有ス但シ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者及第十一條第二項ノ公民權停止ノ條件又ハ同條第三項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス
 法人ニ關シテモ亦同項ノ例ニ依ル
 直接市稅ヲ賦課セザル市ニ於テハ其ノ市内ニ於テ納ムル直接國稅額ニ依

○町村の合併

(法學博士 木次貞 答)

町村は國家の基礎なるが故に町村の基礎を強固ならしめざるべからず従て其歴史民情風俗等は之を重んぜざる可らざるに依り強制して町村の合併を斷行せしむるは之を重んじ従來も其町村が任意に合併の合意を爲し許可を求め來る時に合併の許可を與へつゝあり、近時其意に就て頗る意を用ひ居り

○勅令を以て指定する區の意義

(法學博士 木内務次官 答)

勅令を以て指定する市とは現在では東京大阪京都の三市を指す考なり、併し將來名古屋その他大都市に同様の規定を適用するを適當とするに至るやも知れざるべし

○住民と住所の意義

(床次地方局長 答)

舊市町村制には其市町村内に「住所を

り前二項ノ規定ヲ適用ス

前三項ノ直接市稅及直接國稅ノ納額ハ選舉人名簿調製期日ノ屬スル會計年度ノ前年度ノ賦課額ニ依ルヘシ

第十五條 選舉人ハ分チテ三級トス

選舉人中直接市稅ノ納額最多キ者ヲ合セテ選舉人全員ノ納ムル總額ノ三分ノ一ニ當ルヘキ者ヲ二級トス但シ一級選舉人ノ數議員定數ノ三分ノ一ヨリ少キトキハ納額最多キ者議員定數ノ三分ノ一ト同數ヲ以テ一級トス一級選舉人ヲ除ク外直接市稅ノ納額最多キ者ヲ合セテ選舉人全員ノ納ムル總額中一級選舉人ノ納ムル額ヲ除キ其ノ殘額ノ半ニ當ルヘキ者ヲ二級トシ其ノ他ノ選舉人ヲ三級トス但シ二級選舉人ノ場合ニハ前項但書ノ規定ヲ準用ス
各級ノ別納額兩級ニ跨ル者アルトキハ上級ニ入ルヘシ兩級ノ間ニ同額ノ納稅者二人以上アルトキハ其ノ市内ニ住所ヲ有スル年數ノ多キ者ヲ以テ上級ニ入ル住所ヲ有スル年數同シトキハ年長者ヲ以テ上級ニ依リ
難キトキハ市長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ

○公民資格と獨立の生計を營む男子

(床次局長 答)

爲し居る者は住民とありし爲め同一人が甲の市と乙の町とに租稅を納め家を持ち居る關係よりして行政裁判所に於て兩地の住民なりと判決し居りし爲自然同一人が兩所にて選舉權を有する場合ありしが改正市町村制は「市町村内に住所を有する者」と規定したり即ち其人の住所たる生活の本據地に於てのみ公民權を有するものにして從來の如く同時に二個の住所を認めざることを併り府縣制に於ても斯く規定しあり

市制 市會

九

第十六條 市ハ市條例ヲ以テ選舉區ヲ設クルコトヲ得二級又ハ三級選舉ノ爲

ノミニ付亦同シ

選舉區ノ數及其ノ區域並各選舉區ヨリ選出スル議員數ハ前項ノ市條例中ニ之ヲ規定スヘシ

第六條ノ市ニ於テハ區ヲ以テ選舉區トス其ノ各選舉區ヨリ選出スル議員數ハ市條例ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

選舉人ハ住所ニ依リ所屬ノ選舉區ヲ定ム市内ニ住所ナキ者ハ直接市稅若

市制 市會

九

度の改正市町村制第七條に於ては之を「獨立の生計を營む男子」と規定して其戸主と非戸主とを問はず同居同炊又は下宿するものも離れ宿をも經濟を別にし獨立して暮らす者は悉く公民たることとせり

○八條の「市の負擔分任」

第八條の「市の負擔分任する」の中には市内一部の費用をも包含するものと無難なり

○公費の救助を受けたる者

貧困の爲め公費の救助を受けたる者は恤救規則に據り救助せし者、又三兒の生れたるに當り貧困者には救助を爲す旨古き太政官の達あり
彼の民事訴訟の手續に於て訴訟費用救助を受けたる者などは本條に關係なし第九條の場合に救恤規則に貧困者の生

直接國稅ノ賦課ヲ受ケタル物件又ハ營業所ノ所在ニ依リ物件又ハ營業所ニシテ數選舉區ニ在ル場合ニハ之ニ對スル課稅ノ最多キ所ニ依リ其ノ之ニ依リ離キ場合ニハ本人ノ申出ニ依リ其ノ申出ナキトキハ市長其ノ選舉區ヲ定ムヘシ

選舉區ニ於テハ前條ノ規定ニ準シ選舉人ノ等級ヲ分ツヘシ但シ一級選舉人ノ數其ノ選出スヘキ議員配當數ヨリ少キトキハ納額最多キ者議員配當數ト同數ヲ以テ一級トス二級選舉人ニ付亦同シ
被選舉人ハ各選舉區ニ通シテ選舉セララルコトヲ得

第十七條 特別ノ事情アルトキハ市ハ府縣知事ノ許可ヲ得區劃ヲ定メテ選舉分會ヲ設ケラルコトヲ得二級又ハ三級選舉ノ爲ノミニ付亦同シ

第十八條 選舉權ヲ有スル市民ハ被選舉權ヲ有ス

左ニ掲ケル者ハ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後二月ヲ經過セサル者亦同シ

- 一 所屬府縣ノ官吏及有給吏員
- 二 其ノ市ノ有給吏員

活を助ぐる關係よりして救助せし場合をのみ豫想したるなり

○名譽職と老年者

名譽職に就任すヘキことは公民の義務にして妄りに辭任するを許され共改正案に名譽職を辭任し得る事由の中に舊法通り「六十年以上の者」とある所以は名譽職には随分重大なる職責を負はしむるものにして假へば「町村凡ての行政の責務を負はしむるなど非常の重き責任あるに依り如何に老年者たりとも之を強制して名譽職を担任せしむるは斷に失するを以て六十年以上の者に辭任を許すこととしたり民法に於ては一家の家政に於て六十年以上の者に隱居を許し居り況んや公共事務に就て如何に老年に爲つても其責任を担任せしむるは酷なるべく又實際上弊害を生ずることあるやも知れず

三 檢察警察官吏及收稅官吏

四 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師

五 小學校教員

市ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、重役及支配人ハ其ノ市ニ於テ被選舉權ヲ有セス
父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ市會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選舉セラレタルトキハ同市ニ在リテハ得票ノ數ニ依リ其ノ多キ者一人ヲ當選者トシ同數ナルトキ又ハ等級若クハ選舉區ナ異ニシテ選舉セラレタルトキハ年長者ヲ當選者トス其ノ時ヲ異ニシテ選舉セラレタルトキハ後ニ選舉セラレタル者議員タルコトヲ得ス
議員ト爲ル後前項ノ緣故ヲ生シタル場合ニ於テハ年少者其ノ職ヲ失フ

市長市參事又ハ助役下父子兄弟タル緣故アル者ハ市會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス
第十九條 市會議員ハ名譽職トス

○公民にあらざる者に選舉權を與ふる理由

市制第十四條町制第十二條の二項三項に當る者は其地に住所なく又未成年者若くは法人と雖も之に議員の選舉權を與へし理由は畢竟斯くの如く多額の税金を納むる者は一面に於て負担する義務重きと同時に市の施政如何に付き利害關係を有すること極めて深く殊に市町村の如き地方の利害關係を主として集まれる團體に對しては斯かる施政に利害關係大なる者には權利を與へるに云ふことは至當の規定と信ず此点よりすれば其地に住所を有せざる者又未成年者若くは法人たることに論なく選舉權を與ふる必要あり

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ第一日ヨリ之ヲ起算ス
議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ毎級各別ニ市長抽籤シテ之ヲ定ム選舉區アル場合ニ於テハ第十六條ノ市條例中ニ其ノ解任ヲ要スル者ノ選舉區及等級ヲ規定シ市長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ但シ解任ヲ要スル選舉區及等級ニ關員アルトキハ其ノ關員ヲ以テ之ニ充ツヘシ
議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲新ニ選舉セラレタル議員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル議員ノ任期満了ノ日迄在任ス
選舉區又ハ其ノ配當議員數ノ變更アリタル場合ニ於テ之ニ關シ必要ナル事項ハ第十六條ノ市條例中ニ之ヲ規定スヘシ
第二十條 市會議員中關員ヲ生シ其ノ關員議員定數ノ三分ノ一以上ニ至リタルトキ又ハ府縣知事市長若ハ市會ニ於テ必要ト認ムルトキハ補關選舉ヲ行フヘシ
補關議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス
補關議員ハ前任者ノ選舉セラレタル等級及選舉區ニ於テ之ヲ選舉スヘシ

○三級選舉制度の存置

從前の如く市會議員の選舉に三階級制度を取りし所以は一面に於ては多額の税金を負擔し市に對して重き義務を負ひ利害關係大なるものあるにも拘はらず一面に於て人數少なきが爲め多數の者に抑壓せらるゝ如き不公平を見る故に三級選舉制度を存置せしなり此三級制度は即ち公平を圖り市行政をして總ての方面に適當なる結果を得せしむる總旨に外ならず
質問者の言の如く從來一級二級選舉には選舉に冷淡なる者ありしや知れず又少數の爲め選舉會を開くことを得ず或は僅かの者にて多數の議員を選出する如き弊害あるに就ては今回相當の改正を爲したり

○選舉に連記法を用ふる場合

市町村會議員の選舉に單記無記名を原

第二十二條 市長ハ選舉期日前六十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ選舉人ノ資格ヲ記載セル選舉人名簿ヲ調製スヘシ但シ選舉區アルトキハ選舉區毎ニ名簿ヲ調製スヘシ

第六條ノ市ニ於テハ市長ハ區長ヲシテ前項ノ名簿ヲ調製セシムヘシ
市長ハ選舉期日前四十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ七日間毎日午前八時ヨリ午後四時迄市役所(第六條ノ市ニ於テハ區役所)又ハ告示シタル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ關係者ノ總覽ニ供スヘシ關係者ニ於テ異議アルトキハ總覽期間内ニ之ヲ市長(第六條ノ市ニ於テハ區長ヲ經テ)ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ハ總覽期間満了後三日以内ニ市會ノ決定ニ付スヘシ市會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ之ヲ決定スヘシ
前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣選舉會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第五項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第三項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

期とすれば其選挙ハ少きときは三人の投票で一人の議員を選出する如き場合を生ずるを以て斯かる場合に直選記として其多数の意の向ふ所に依り選挙する方適當なるに依り市制第五條町村制第十二條に於て選挙人少なきときは選記法を用ふることをいしたり

○市町村制施行と現在議員

現在議員の任期にある人の地位も重んぜざる可らず市町村現在吏員も其任期は従前通りとし如く議員の職も改正市町村制實施後次の中敷改選期まで繼續するにせり

○議長に表決權ある場合

町村長は名譽職となし得るに依り議員は當選するにあり議員に當選したる町村長が議長となるときは同時に表決權を有するにせり

○市参事會員と本法施行

市参事會は其名稱從來同一なれ共市制改正の結果其組織權限は全く別種のものとなる故此改正市制施行と同時に悉く其職を失ひ施行と同時に全國廢らる改選することせり

○名譽職と報酬

名譽職に對し費用辨償の外に報酬を給し得る者は市では名譽職市参事と町村では名譽職區長其代理者及委員之だけに限定しあり、實例の選挙會入其他の名譽職は費用辨償は成し得るも報酬を與ふることを得ざる趣旨なり

前四項ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ市長ハ其ノ確定期日前ニ修正ヲ加ヘ第六條ノ市ニ於テハ區長ヲテ修正セシムヘシ

選挙人名簿ハ選挙期日前三日ヲ以テ確定ス
確定名簿ハ第三條又ハ第四條ノ處分アリタル場合ニ於テ府縣知事ノ指定スルモノヲ除クノ外其ノ確定シタル日より一年以内ニ於テ行フ選挙ニ之用立選挙區アル場合ニ於テハ各選挙區ニ涉リ同時に調製シタルモノハ確定シタル日より一年以内ニ於テ行フ選挙ニ之ヲ用キ一部ノ選挙限リ調製シタルモノハ確定シタル日より二年以内ニ於テ行フ選挙ニ之ヲ用キ但シ名簿確定後裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ選挙ヲ終リタル後ニ於テ次ノ選挙期日前四日迄ニ之ヲ修正スヘシ
選挙人名簿ヲ修正シタルトキハ市長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示シ第六條ノ市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ告示セシムヘシ
選挙分會ヲ設ケルトキハ市長ハ確定名簿ニ依リ分會ノ區劃毎ニ名簿ノ抄

本ヲ調製スヘシ第六條ノ市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ調製セシムヘシ
確定名簿ニ登錄セラルル者ハ選挙ニ參與スルコトヲ得ス但シ選挙人名簿ニ登錄セラルヘキ確定裁決書又ハ判決書ヲ所持シ選挙ノ當日選挙會場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラス
前項但書ノ選挙人ハ毎級ノ標準タル直接市税又ハ直接國稅ニ依リ其ノ者ノ納額ニシテ名簿ニ登錄セラルル一級選挙人中ノ最少額ヨリ多キトキハ二級ニ於テ二級選挙人中ノ最少額ヨリ多キトキハ二級ニ於テ其ノ他ハ三級ニ於テ選挙ヲ行フヘシ
確定名簿ニ登錄セラルル者選挙權ヲ有セサルトキハ選挙ニ參與スルコトヲ得ず但シ名簿ハ之ヲ修正スル限ニ在ラス
第三項乃至第六項ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿無効トナリタルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ其ノ名簿ノ調製、變更、修正、確定及異議ノ決定ニ關スル期日、期限及期間ハ府縣知事ノ定ムル所ニ依ル名簿ノ喪失シタルトキ亦同シ
選挙人名簿調製後ニ於テ選挙期日ヲ變更スルコトアルモ其ノ名簿ノ用ヲ變更、修正、確定及異議ノ決定ニ關スル期日、期限及期間ハ前選挙期日

○議員の費用辨償額の意義

（床次地方局長、答）
舊市町村制に於て議員の費用額ありしため疑を生じ行政訴訟の起る場合ありしは質問の通りなり改正法に於て費用辨償せしむれば此疑を避くるために外ならず即ち費用の辨償と云へば範圍廣くして相當のものな與へ得ることなる

○徴税に關し「營業」の意義

（湯淺參事官、答）
營業とは引續て或利益を上げ而して個人ならば之に依て生計を立つること云ふ機な行為は之を營業と見居れり、故に營業税法などの所謂營業より其範圍廣し

○所得が敷町村に跨がる際の附加税

（床次地方局長、答）
或者の所得が敷町村に跨るとき所得税法によれば一所を認めて納め得ること

二依り之ヲ算定ス

第二十二條 市長ハ選舉期日前少クトモ七日間選舉會場、投票ノ日時及等級ヨリ選舉スヘキ議員數ヲ告示スヘシ選舉區アル場合ニ於テハ各級ヨリ選舉スヘキ議員數ヲ選舉區毎ニ分別シ選舉分會ヲ設ケル場合ニ於テハ併セテ其ノ等級及區劃ヲ告示スヘシ
各選舉區ノ選舉ハ同日時ニ之ヲ行ヒ選舉分會ノ選舉ハ本會ト同日時ニ之ヲ行フヘシ天災等變等ニ依リ同日時ニ選舉ヲ行フコト能ハサルトキハ市長ハ其ノ選舉ヲ終ラサル選舉會又ハ選舉分會ノミニ關シ更ニ選舉會場及投票ノ日時ヲ告示シ選舉ヲ行フヘシ
投票ノ日時ヲ告示シ選舉ヲ行フヘシ
選舉ヲ行フ順序ハ先ツ三級ノ選舉ヲ行ヒ次ニ二級ノ選舉ヲ行ヒ次ニ一級ノ選舉ヲ行フヘシ天災等變等ニ依リ選舉ヲ行フコト能ハサルニ至リタルトキハ市長ハ其ノ選舉ヲ終ラサル等級ノミニ關シ更ニ選舉會場及投票ノ日時ヲ告示シ選舉ヲ行フヘシ
第二十三條 市長ハ選舉長トナリ選舉會ヲ閉閉シ其ノ取締ニ任ス
各選舉區ノ選舉會ハ市長又ハ其ノ指名シタル吏員ハ第六條ノ市ニ於テハ

になり居る爲め之に對して賦課する附加税は十分の功績上らざる点に就ては第百二十條末項の規定あるを以て勅令にて之等の事を定め差支へなき様にするなり

○徴税に關し「特定行為」の意義

（湯淺參事官、答）
假へば甲地に本店を有する石油會社が各村に亘つて石油を採掘運搬等することあれば各郡各村は何れも之を「營業」と見るを得され共市制第九十九條町村制第九十九條の「特定行為」に入り之に依り各郡各村は徴税を爲し得るなり

○家屋税と戸數割

（湯淺參事官、答）
家屋税は戸數割個別制等に代るべき性質のものなるに依り既に家屋税を課し居る市町村に於ては之に戸數割個別制等の税を起すことを得ず、故に家屋税を課しある他人の家屋が借家し居る者

區長 選舉長トナリ之ヲ閉閉シ其ノ取締ニ任ス
選舉分會ハ市長ノ指名シタル吏員選舉分會長トナリ之ヲ閉閉シ其ノ取締ニ任ス

市長（第六條ノ市ニ於テハ區長）ハ選舉人中ヨリ二人乃至四人ノ選舉立會人ヲ選任スヘシ但シ選舉區アルトキ又ハ選舉分會ヲ設ケタルトキハ各別ニ選舉立會人ヲ設ケヘシ
選舉立會人ハ名譽職トス

第二十四條 選舉人ニ非サル者ハ選舉會場ニ入ルコトヲ得ス但シ選舉會場ノ事務ニ從事スル者、選舉會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ警察官吏ハ此ノ限ニ在ラズ

選舉會場ニ於テ演說討論ヲ爲シ若ハ喧擾ニ涉リ又ハ投票ニ關シ協議者ハ勸誘ヲ爲シ其ノ他選舉會場ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ選舉長又ハ分會長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ之ヲ選舉會場外ニ退出セシムヘシ

前項ノ規定ニ依リ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得但シ選舉長又ハ分會長會場ノ秩序ヲ紊スノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ

投票ノ爲メシタル妨ケズ
第二十五條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ
投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ選舉會場ニ到リ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ
投票時間内ニ選舉會場ニ入りタル選舉人ハ其ノ時間ヲ過ケルモ投票ヲ爲スコトヲ得

選舉人ハ選舉會場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人一人ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ但シ確定名簿ニ登錄セラレタル毎級選舉人ノ數其ノ選舉スヘキ議員數ノ三倍ヨリ少キ場合ニ於テハ連名投票ノ法ヲ用ウヘシ
自ラ被選舉人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス
投票用紙ハ市長ニ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用ウヘシ
選舉區アル場合ニ於テ選舉人名簿ノ調製後選舉人ノ所屬ニ異動ヲ生スルコトアルモ其ノ選舉人ハ前所屬ノ選舉區ニ於テ投票ヲ爲スヘシ
選舉分會ニ於テ爲シタル投票ハ分會長少クトモ一人ノ選舉立會人ト共ニ

ハ之に月數割個別割等住居税を賦課するの途なし。然れ共營業者か所得者か特別行爲者か物件税とかにて納税義務を負ふことになり又家屋税を起し居る市町村にても官宅などにては其實會に家屋税を課せざるを以て之に市町村が特別戸割割なる特別税を起して其實會に住む家吏に賦課し居る實例あり
○本税に異議を申立たる後の附加税に就て
(床次地方局長 答)

本税に異議を申立たる場合假令は所得税を五千圓と査定されたるを不當とし異議の申立を爲したるにも拘はらず市町村に於ては五千圓に對する附加税を課し居りしに後日所得税を五千圓と査定したるは不當にして實際三千圓たりしこと確定したる際に市町村に於ては此過越額二千圓に對して賦課したる附加税は之を如何にするや云ふに本税に違法錯誤あれば附加税にも違法

錯誤あることなるへし然れ共納税者より市町村に權利として返還を迫ることを得ず矢張り市制百三十條市町村制百十條に依り異議の申立を爲さざる可らず。尤も市町村は行政處分として違法の附加税を納税者に返還することを得るなり且行政處分なるを以て異議の期限經過後に返還するも差支なし
○市町村組合の共同事務と學校
(法學博士 木内務次官 答)

第四百十九條の市町村が其事務の一部を共同處理する爲市町村組合を設くることを得ざる「事務」の中には假令は高等女學校か實業學校とかを共同にて設立する如き場合を豫想したるなり。然れ共小學校は小學校法等に依り市町村が共同設立するを得ざることなり居れ共此改正市町村制通過の上は小學校中等學校などの規定を修正し

投票函ノ儘之ヲ本會ニ送致スヘシ
第二十六條 議員選舉及補選選舉同時ニ行フ場合ニ於テハ一人ノ選舉ヲ以テ合併シテ之ヲ行フ

第二十七條 第十四條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ選舉權ヲ有スル者ハ代人ヲ出シテ選舉ヲ行フコトヲ得但シ年齢二十五年以上ノ男子ニ非サル者ハ禁治産者及準禁治産者ハ必ズ代人ヲ以テスヘシ
代人ハ帝國臣民ニシテ年齢二十五年以上ノ男子ニ限ル

第九條第二項但書ニ當ル者ハ第十條第二項ノ規定ニ依ル公民權停止中ノ者及第十一條第二項ノ公民權停止ノ條件又ハ同條第三項ノ場合ニ當ル者ハ代人タルコトヲ得ス又一人ニシテ數人ノ代理ヲ爲スコトヲ得ス
代人ハ委任狀其ノ他代理ヲ證スル書面ヲ選舉長又ハ分會長ニ示スヘシ
第二十八條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス
一 成規ノ用紙ヲ用キサルモノ
二 現ニ市會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
三 二投票中二人以上ノ被選舉人ノ氏名ヲ記載シタルモノ

て市町村組合に於て經營し得る様にする積りなり

而して共同事務とは市町村行政事務のみ指したるにあらす財産上のこと共同事務と見るべきなり(此項湯淺参事官、答)

○町村の監督と郡参事會
(法學博士二木内務次官、答)
市町村の監督は知事郡長等をして爲しめ郡参事會には干與せしめざることをせり、畢竟郡参事會は郡の自治事務を担任するを主とする機關なるが故に之をして町村の監督に運立ち入らしむるは其當を得ず亦縣参事會も之と同様なり

○北海道の區と市制
(法學博士二木内務次官、答)
市制町村制は北海道沖繩縣其他勅令を以て定むる島嶼等には之を適用せざるべきなり居れり、北海道中札幌小樽

- 四 被選舉人ノ何人タルカチ確證シ難キモノ
- 五 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 六 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ僞位職業身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- ハ 敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 連名投票ノ法ヲ用キタル場合ニ於テハ前項第一號及第六號ニ該當スルモノ並其ノ記載ノ人員選舉スヘキ定數ニ過キタルモノハ之ヲ無効トシ前項第二號第四號及第五號ニ該當スルモノハ其ノ部分ノミヲ無効トス
- 第二十九條 投票ノ拒否及效力ハ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スヘシ
- 選舉分會ニ於ケル投票ノ拒否ハ其ノ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ分會長之ヲ決スヘシ
- 第三十條 市會議員ノ選舉ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ各級ニ於テ選舉スヘキ議員數ヲ以テ選舉人名簿ニ登錄セラレタル各級ノ人員數ヲ除シテ得タル數ノ七分ノ二以上ノ得票アルコトヲ要ス
- 前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同シキトキハ年長者ヲ

函館等の區が將來事情の變更を來したるときは或は區に限り市制を適用する場合あるやも知れされ共今日に區制を存し置くも別に差支なしと信するを以て目下北海道に市制を適用するの考へなし
將來其必要あるときも區を引き抜き其儘市制を適用するを得ず此場合には特殊の立法手續に依るべし

市町村制改正理由

内務省當局者より帝國議會議員の參考とせる改正理由要領書引用但し文實は編者にあると無論なり

第一章 總則 (市制第一章)

一、市町村事務の範圍

- 取リ年齡同シキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ
- 第三十一條 選舉長又ハ分會長ハ選舉錄ヲ調製シテ選舉又ハ投票ノ願末ヲ記載シ選舉又ハ投票ヲ終リタル後之ヲ朗讀シ選舉立會人二人以上ト共ニ之ニ署名スヘシ
- 各選舉區ノ選舉長ハ選舉錄(第六條ノ市ニ於テハ其ノ勝本)ヲ添ヘ當選者ノ住所氏名ヲ市長ニ報告スヘシ
- 選舉分會長ハ投票函ト同時ニ選舉錄ヲ本會ニ送致スヘシ
- 選舉錄ハ投票ノ選舉人名簿其ノ他ノ關係書類ト共ニ選舉及當選ノ效力確定スルニ至ル迄之ヲ保存スヘシ
- 第三十二條 當選者定マリタルトキハ市長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ第六條ノ市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ告知セシムヘシ
- 當選者當選ヲ辭セムトスルトキハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ市長ニ申立ツヘシ
- 一人ニシテ數級又ハ數選舉區ニ於テ當選シタルトキハ最終ニ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ何レノ當選ニ應スヘキカチ市長ニ申立ツヘシ

舊法には市町村の事務の範囲に付ての規定周密を缺くものあり故に改正法に於ては市町村に屬する事務は従來法例の規定に依るのみならず慣例に依るものあることを規定し、又將來市町村に對し新に事務の負擔を命ずるには必ず法律又は勅令に依る可きことを明示し、以て其の事務負擔の範圍を明確ならしめたり。(市制二條、町村制二條)

二、市の配置分合及市町村境界の變更

舊法に於ては此場合に關する規定頗る不備なりしを以て、改正法に於ては市の廢置分合を爲す場合の規定を設け、又市町村の境界變更に就ては町村の廢置分合の場合と等しく府縣參事會の議決を経て内務大臣の許可を要することとし、且所屬未定地に付之が區域編入に關する件をも併せて規定したり。(市制三條、四條、町村制三條)

其ノ期間内ニ之ヲ申立テサルトキハ市長抽籤シテ之ヲ定ム
第十八條第二項ニ掲ケタル官吏ニシテ當選シタル者ハ所屬長官ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ之ニ應スルコトヲ得ス
前項ノ官吏ハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ニ應スヘキ旨ヲ市長ニ申立テサルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス第三項ノ場合ニ於テ何レノ當選ニ應スヘキカヲ申立テサルトキハ總テ之ヲ辭シタルモノト看做ス
第三十三條 市會議員ノ當選ヲ辭シタル者アルトキハ市長ハ直ニ之ヲ補フヘキ當選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第三十條ノ規定ヲ準用ス
第三十四條 選舉ヲ終リタルトキハ市長ハ直ニ選舉録ノ謄本ヲ添ヘテ府縣知事ニ報告スヘシ
第三十二條第二項ノ期間ヲ經過シタルトキ、同條第三項若ハ第五項ノ申立アリタルトキ又ハ同條第三項ノ規定ニ依リ抽籤ヲ爲シタルトキハ市長ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併シテ之ヲ府縣知事ニ報告スヘシ
第三十五條 選舉ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選舉ノ結果ニ異動ヲ生ス

三、前項の場合の財産處分
舊法に於ては市町村の廢置分合境界變更の場合に於て財産處分を要するときは府縣參事會の議決に依て之を定むるに過ぎざるも此財產處分は實に團體の基礎にも影響を及ぼすべき重要事項なるを以て改正法に於ては、府縣參事會の議決の外内務大臣の許可を要するの規定を設けたり

四、住民の要件
舊法に於ては住居を以て市町村住民の要件と爲せるも而も一人にして二個以上の住居を有する場合あり然れ共住民は其市町村に對し財産及營造物の共有權及び負擔分任の義務を有する等其關係重大なるを以て之が要件として其市町村に生活の本據を有するを適當と爲すに依り、改正法に於ては府縣制の規定を參照し民法の所謂住所を以て其要件と爲せり

ルノ虞アル場合ニ限リ其ノ選舉ノ全部又ハ一部ヲ無効トス
第三十六條 選舉人選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第三十四條第二項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ハ七日以内ニ市會ノ決定ニ付スヘシ市會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ
前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得
府縣知事ハ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ第三十四條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ當選ニ關シテハ同條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スルコトヲ得
前項ノ決定アリタルトキハ同一事件ニ付爲シタル異議ノ申立及市會ノ決定ハ無効トス
第二項若ハ第六項ノ裁決又ハ第三項ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

市制 市會

五、公民権の要件 (其一)
 舊法に於ては公民権の要件として一戸を構ふる者たるを要するが故に其戸を構ふる者否や事實の認定困難にして解釋隔々に岐れたり故に改正法に於ては獨立の生計を営む者たるを要するものと改めたり

(市制九條町村制七條)
六、公民権の要件 (其二)
 舊法に於ては公民権の得喪に關し往々規定の不備ありしを以て、改正法に於ては實際の適否を考察し亦た府縣制の規定を參照して

(一) 家督相續に依り財産を取得したる者の納税年限に關し被相続人の分の通算するの規定
 (二) 市町村の設置分合又は境界變更あるは公民の要件中年限に關するものは中斷せられざるの規定
 (三) 市町村税を賦課せざる市町村に在

第一項ノ決定ニ付テハ市長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得
 第二項若ハ前項ノ裁決又ハ第三項ノ決定ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 市會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第三十七條 當選無効ト確定シタルトキハ市長ハ直ニ第三十條ノ例ニ依リ更ニ當選者ヲ定ムヘシ
 選舉無効ト確定シタルトキハ更ニ選舉ヲ行フヘシ
 議員ノ定數ニ足ル當選者ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付更ニ選舉ヲ行フヘシ此ノ場合ニ於テハ第三十條第一項但書ノ規定ヲ適用セズ
 第三十八條 市會議員ニシテ被選舉權ヲ有セサル者ハ其ノ職ヲ失フ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ヲ除クノ外其ノ被選舉權ヲ有無ハ市會之ヲ決定ス市長ハ市會議員中被選舉權ヲ有セサル者アリト認ムルトキハ之ヲ市會ノ決定ニ付スヘシ

ては公民の要件中市町村の負擔分任に關する規定を適用せざるの規定

(4) 埋立地に設けたる新村其他の僻村に於て直接國税を納むる者少く隨て町村公民の過少なる場合には町村條例を以て町村公民の要件に特別を設け得るの規定を爲したり

七、公民義務不履行の制裁

舊法に於ては名譽職を擔任せざる公民の制裁を三年以上六年以下の公民權停止及同期間市町村税の八分の一乃至四分の一の増加を爲せるも範圍の狭小なるのみならず其程度も亦適切ならざるものあり是を以て、改正法に於ては期間を一年以上四年以下に軽減し増課額を十分の一以上四分の一以下に改めたり (市制十條町村制八條)

第一項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 第一項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 第三十六條第八項ノ規定ハ第一項及前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ
 第三十九條 第二十一條及第三十六條ノ場合ニ於テ府縣參事會ノ決定及裁決ハ府縣知事、市會ノ決定ハ市長直ニ之ヲ告示スヘシ
 第四十條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ依リ設置スル議會ノ議員ノ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉ニ關スル附則ヲ準用ス
 前項ノ附則中選舉人ニ關スル規定ハ第二十七條ノ代人ニ之ヲ準用ス

第二款 職務權限

八、公民権停止

舊法は、公権剥夺及停止を附加すべき重罪輕罪の爲公判に付せられたる時は直に公民権を停止す規定せり然れども公判に付せられたるの一罪を以て直に公民権を停止するは酷に失するの感なきにあらざるを以て、改正法に於ては禁錮以上の刑の宣告を受けたる時より起算し且刑の執行猶豫の規定を參照して其執行を終り又は其執行を受くるに至るに至る迄の外公民権を停止せざることをせり

第一、市會町村會

一、市町村會議員の定數

舊法に於ては市町村會議員の定數を市は六十人町村は三十人を以て定限せし市町村の人口如何に多寡なるも此定限を越ゆるを許さざるが故に大なる市

第四十一條 市會ハ市ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

第四十二條 市會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

- 一 市條例及市規則ヲ設ケ又ハ改廢スル事
- 二 市費ヲ以テ支辨スベキ事業ニ關スル事但シ第九十三條ノ事務及法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 三 歳入出豫算ヲ定ムル事
- 四 決算報告ヲ認定スル事
- 五 法令ニ定ムルモノヲ除ク外使用料、手数料、加入金、市税又ハ夫役現品ノ賦課徴收ニ關スル事
- 六 不動産ノ管理處分及取得ニ關スル事
- 七 基本財産及積立金穀等ノ設置管理及處分ニ關スル事
- 八 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ抛棄ヲ爲ス事
- 九 財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律勅令ニ規定アルモノハ

町村に於ては其議員の定數人口に比例して權衡を失するの感あり故に改正法に於ては、此定限を撤廢し仍大市に對しては更に一定の増加率を設け即ち人口五十萬を越ゆる市に於ては人口二十萬を加ふる毎に議員三人を増加するの法に依り以て實際の状況に照せしむることをせり(市制十三條町村制十一條)

二、多額納稅者の選舉權

舊法は公民に非ざる多額納稅者の選舉權に關し市町村稅を賦課せざる市町村に於ける場合の規定を缺き特に多額納稅者に選舉權を與ふる制度の趣旨を貫徹するに能はず故に改正法に於ては斯る場合に其市町村内に於て多額の直接國稅を納むる者にも亦選舉權を與ふるの規定を新設せり

三、一級選舉人の人員

舊法に於ては一級選舉人の數一人若し二人に過ぎざる場合と雖も其儘之を

此ノ限ニ在ラス

- 十 市吏員ノ身元保證ニ關スル事
- 十一 市ニ係ル訴訟訴訟及和解ニ關スル事
- 十二 市會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ市參事會ニ委任スルコトヲ得
- 十三 市會ハ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フヘシ
- 十四 市會ハ市ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ市長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得
- 十五 市會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ市長又ハ其ノ指名シタル吏員立會ノ上實地ニ就キ前項市會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得
- 十六 市會ハ市ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ市長又ハ監督官廳ニ提出スルコトヲ得
- 十七 市會ハ行政廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ
- 十八 市會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ市會成立セス、招集ニ應ズ若シ意見ヲ提出セス又ハ市會ヲ招集スルコト能ハサルトキハ當該行

て多数の議員を選挙せしむるものあるを以て其一般選挙人に對し過大の權利を與ふるの感あるのみならず多少の弊害を免れざりしを以て改正法に於ては議員の定数を標準とし其の選挙人の數に在ては議員定数の三分の一町村に在ては其二分の一より少くは納税最多者市に在ては議員定数の三分の一町村に在ては其二分の一と同數を以て一般選挙人を爲すの規定を設けたり

(市制十五條町制十三條)

政廳ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 市會ハ議員中ヨリ議長及副議長一人ヲ選舉スヘシ

議長及副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第四十九條 議長故障アルトキハ副議長之ニ代ハリ議長及副議長共ニ故障アルトキハ市長ノ職員議長ノ職務ヲ代理ス年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條 市長及其ノ委任又ハ囑託ヲ受ケタル者ハ會議ニ列席シテ議事ニ參與スルコトヲ得但シ議決ニ加ハルコトヲ得ス

前項ノ列席者發言ヲ求ムルトキハ議長ハ直ニ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第五十一條 市會ハ市長之ヲ召集ス議員定數三分ノ一以上ノ請求アルトキハ市長ハ之ヲ召集スヘシ

市長ハ必要アル場合ニ於テハ會期ヲ定メテ市會ヲ召集スルコトヲ得

召集及會議ノ事件ハ開會ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ告知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

四、選挙人等級分別方法

舊法は市會議員選挙人の等級を分つに如何なる場合にも直接市税の納税を三分して之を各級の標準を爲す可く規定せらるるを以て其一般選挙人の納むる直接市税額が選挙人全員の納むる総額の三分の二を越ゆる場合は前級三級選挙人たる可きものを存するのみにして終に三級選挙人を見るの餘地の少くなき結果を生じ又假令之に類する場合に於て

二級選挙人の外三級選挙人を存するも其甚しきに至ては僅に一二人を存するのみにして而も之れをして一般二級の選挙人と對立して仍議員三分の一の選挙を行はしむるの奇觀を呈するを保證す是れを以て改正法に於ては、選挙人全員の納むる直接市税の總額中、一般選挙人の納むる額を除き其殘額を二分して二級三級となし仍此場合に二級選挙人少數なる時は前掲の一般選挙人に關する場合と同一の方法に依る可きの規定を設け以て制度の完備を期するべきを爲せり(市制十五條)

五、選挙人名簿に登錄すべき

舊法に於ては市町村會議員選挙等分別の標準とすべき直接市町村税納額の所屬年度並に其納額は賦課額なりや將た收納額なりや明瞭ならざるを以て其解釋區々に涉り或は主務省と行政裁判

市會開會中急施ヲ要スル事件アルトキハ市長ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得三日前迄ニ告知ヲ爲シタル事件ニ付亦同シ

市會ハ市長之ヲ開閉ス

第五十二條 市會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレバ會議ヲ開ケコトヲ得但シ第五十四條ノ除外ノ爲半數ニ滿タサルトキ同一ノ事件ニ付召集再回ニ至ルモ仍半數ニ滿タサルトキ又ハ召集ニ應スルモ出席議員定數ヲ滿キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半數ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五十三條 市會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五十四條 議長及議員ハ自己又ハ父母、祖父母、妻、子孫、兄弟姉妹ノ二身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得但シ市會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第五十五條 法律勅令ニ依リ市會ニ於テ選舉ヲ行フトキハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一人毎ニ無記名投票ヲ爲シ有效投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス過半數ヲ得タル者ナキトキハ最多數ヲ得タル者ニ

所と意見を異にするものあり故に改正法に於ては選挙人名簿製定期日の属する会計年度の前年度の賦課額に依るべきことを明規し以て疑義を容るゝの餘地なからしめたり

六、市會議員選舉分會

舊法に於ては町村會議員の選舉には選挙分會を設くることを得るの規定ありし市會議員の選舉に關し斯の如き規定なきが故に如何なる多數の選挙人ある市に雖も一投票所に於て之が投票を爲さしめざる可からず是れ頗る實際の便宜と相容れざるを以て改正法は、市に於て選挙分會を設くることを得せしめ選挙區に關する規定を相俟て選挙の圓滿に行はれむことを期せり

七、被選舉權の制限

舊法に於て被選舉權に對する缺格の種

人ヲ取り之ニ就キ決選投票ヲ爲サシム其ノ二人ヲ取ルニ當リ同數者アルトキハ年長者ヲ取り年餘同シキトキハ隨長抽籤シテ之ヲ定ム此ノ決選投票ニ於テハ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス同數ナルトキハ年長者ヲ取り年餘同シキトキハ隨長抽籤シテ之ヲ定ム

第五十六條 市會ノ會議ハ公開ス但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 市長ヨリ傍聴禁止ノ要求ヲ受ケタルトキ

二 隨長又ハ議員三人以上ノ發議ニ依リ傍聴禁止ヲ可決シタルトキ

第五十七條 隨長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ會議ヲ閉閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス

類を一々列記したれども此列記以外に仍議員たる地位を利用して私曲を圖るの弊に陥り易き業務に従事する者の如きも亦之を缺格者と爲すの必要あり故に改正法に於ては、府縣制の規定を參酌して相當の規定を設けたり

八、議員の改選及任期

舊法に於て市町村會議員の任期を六年とし三年毎に其半數を改選する所以は事務に熟練せる議員の一半を存續せしめむとするの主旨に出でたりと雖市町村の如きは議員に選舉せらるるもの概ね重任相及ぼし殆ど半數改選制度の必要を認めず殊に選舉に關する勞費を要するを免れざれば改正法に於ては、全數改選の制を採り且其任期を四年と爲すの規定を設けたり

九、選舉人名簿の永續

第五十八條 議員ハ選舉人ノ指示又ハ委囑ヲ受クヘカラス
議員ハ會議中無禮ノ語ヲ用キ又ハ他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス
第五十九條 會議中本法又ハ會議規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ス議員アルトキハ隨長ハ之ヲ制止シ又ハ發言ヲ取消セシメ命ニ從ハサルトキハ當日ノ會議ヲ終ル迄發言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得
第六十條 傍聽人公然可否ヲ表シ又ハ喧嘩ニ涉リ其ノ他會議ノ妨害ヲ爲ストキハ隨長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ之ヲ退場セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得
第六十一條 市會ニ書記ヲ置キ隨長ニ雜屬シテ庶務ヲ處理セシム亦記ハ隨長之ヲ任免ス

舊法は市町村會議員の選舉人名簿は定期改選たるを補缺選舉たるを問はず總て議員の選舉を行ふ毎に新製するの法を採れるを以て其勞費を要し實際上の不便を生じさせず故に改正法に於ては一旦調製したる名簿は原則として其確定したる日より一年以内に於て行ふ選舉に之を用ふるの制に改めたり

一〇、選舉原簿の廢止
舊法は選舉人名簿の外選舉原簿を編製せざるべからず雖改正法に於ては原簿を廢止し領券を經からしめたり

(市制二十二條市制十八條)

一一、名稱の登錄せられざる
舊法は確定名簿に登録せられざる者は絕對に選舉を行はしめざるの規定なり雖舊法も名稱に登録せらるべきを確定決定書又は判決書所持し選舉の當日選舉場に到りたる者にも選舉を行は

第六十二條 議長ハ書記ヲシテ會議録ヲ調製シ會議ノ顔末及出席議員ノ氏名ヲ記載セシムヘシ

會議録ハ議長及議員二人以上之ニ署名スルコトヲ要ス其ノ議員ハ市會ニ於テ之ヲ定ムヘシ

議長ハ會議録ヲ添ヘ會議ノ結果ヲ市長ニ報告スヘシ

第六十三條 市會ハ會議規則及傍聽人取締規則ヲ設クヘシ

會議規則ニハ本法及會議規則ニ違反シタル議員ニ對シ市會ハ議決ニ依リ三日以内出席ヲ停止シ又ハ二回以下ノ過怠金ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

第三章 市參事會

第一欸 組織及選舉

第六十四條 市ニ市參事會ヲ置キ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 市長

二 助役

しめざるが如きは規定の不備たるを免れず故に改正法に於ては、此の如き者をして選舉に參與することを得せしめ且其屬すべき等級は其者の納税額にして名簿に登録せられたる一級選舉人中の最少額より多き時は二級に於て仍市に在りては二級選舉人中の最少額より多きときは二級に於て選舉を行はしむる等の規定を設けたり

(市制二十二條市制十八條)

一一、投票の方法
舊法は市町村會議員の選舉投票に連名の法を用ゐ且其投票は必ずしも自署することを要せず又必ずしも選舉會場に於て之を行ふことを要せざるが故に之が爲め欺向偽異の弊害を助長し奸詐の其間に入ることを得せしめ大に選舉の公正を害するの結果を生ずる弊なしとせし是を以て改正法に於ては、府縣制の規定を參照し原則として單記の制に依り只選舉人の數其選舉すべき議員數

三 名譽職參事會員

前項ノ外市參事會ニ置ク市ニ於テハ市參事會ハ參事會員トシテ其ノ擔任事業ニ關スル場合ニ限リ會議ニ列席シ議事ニ參與ス

第六十五條 名譽職參事會員ノ定數ハ六人トス但シ第六條ノ市ニ在リテハ市條例ヲ以テ十二人迄之ヲ増加スルコトヲ得

名譽職參事會員ハ市會ニ於テ其ノ議員中ヨリ之ヲ選舉スヘシ其ノ選舉ニ關シテハ第二十五條第二十八條及第三十條ノ規定ヲ準用シ投票ノ效力ニ關シ異議アルトキハ市會之ヲ決定ス

名譽職參事會員中開員アルトキハ直ニ補選選舉ヲ行フヘシ

名譽職參事會員ノ任期ハ市會議員ノ任期ニ依ル但シ市會議員ノ任期満了ノ場合ニ於テハ後任名譽職參事會員選舉ノ日迄在任ス

第六十六條 市參事會ハ市長ヲ以テ議長トス市長故障アルトキハ市長代理者ヲ代理ス

第二欸 職務權限

第六十七條 市參事會ノ職務權限左ノ如シ

市制 市參事會

の三倍より少き場合に於てのみ連名の法を用うることをし且其の投票は總て選挙會場に於て之を自書し自書し能はざる選挙人は投票を爲すことを得ざらしむるの規定を設け以て選挙の公正を保たしむるを期せり

(市制二十五條町村制二十六條)

一三、無効投票
舊法に無効投票の種類を列記せるもの中に現在議員の職に在る者の氏名を記載したる投票を掲げざるを以て此投票を有効と爲さざるべからざるに似たり之れを理由に背反する甚しきを以て改正法に於ては、之を無効投票の種類の中に列記する事を爲せり

(市制第二十八條町村制二十五條)

一四、當選者得票數の最少限度
舊法の議員の選挙は單に有効投票の多數を得たる者を當選者と爲すの規定なるを以て極めて少數の得票にて當選することなきにあらざれば本改正法の如く單記投票の方法に依るべきは其第一層に於てに至るべし故に改正法に於ては、衆議院議員選挙法の規定を參照し登簿選挙人の總數に比例して其得票の限度を定めたり即ち當選者は各級に於て選挙すべき議員數を以て選挙人名簿に登録せられたる各級の人員數を除きて得たる得票の七分の一以上の得票あることを要するの規定を設けたり

(市制三十條町村制二十七條)

一五、次點當選者
舊法にては議員の當選者其當選を辭したるとき又は其當選無効となりたるときは更に選挙を行はざるべからざるを以て其煩に堪えざるものあり故に改正法に於ては此場合は更に選挙を行ふことなく次點者を以て之を補ふの規定を設け以て前項に掲ぐる得票數の最少限

一 市會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事

二 市長ヨリ市會ニ提出スル議案ニ付市長ニ對シ意見ヲ述ブル事

三 其ノ他法令ニ依リ市參事會ノ權限ニ屬スル事件

第六十八條 市參事會ハ市長之ヲ招集ス名譽職參事會員定數ノ半數以上ノ請求アルトキハ市長ハ之ヲ招集スヘシ

第六十九條 市參事會ノ會議ハ傍聽ヲ許サス

第七十條 市參事會ハ議長又ハ其ノ代理者及名譽職參事會員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ズ但シ第二項ノ除外ノ爲名譽職參事會員其ノ半數ニ滿タサルトキ、同一ノ事件ニ付招集再回ニ至ルモ仍名譽職參事會員其ノ半數ニ滿タサルトキ又ハ招集ニ應ズルモ出席名譽職參事會員定數ヲ關キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半數ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラス

議長及參事會員ハ自己又ハ父母、祖父母、妻、子孫、兄弟姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ市參事會ノ同

意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

議長及其ノ代理者共ニ前項ノ場合ニ當ルトキハ市長ノ名譽職參事會員議長ノ職務ヲ代理ス

第七十一條 第四十六條第四十七條第五十條第五十一條第二項及第五項第五十三條第五十五條第五十七條乃至第五十九條第六十一條第六十二條第一項及第二項ノ規定ハ市參事會ニ之ヲ準用ス

第四章 市吏員

第一款 組織選舉及任免

第七十二條 市ニ市長及助役一人ヲ置ク但シ第六條ノ市ノ助役ノ定數ハ内務大臣之ヲ定ム

助役ノ定數ハ市條例ヲ以テ之ヲ增加スルコトヲ得

特別ノ必要アル市ニ於テハ市條例ヲ以テ市參與ヲ置クコトヲ得其ノ定數ハ其ノ市條例中ニ之ヲ規定スヘシ

第七十三條 市長ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ四年トス

内務大臣ハ市會ヲシテ市長候補者三人ヲ選舉推薦セシメ上奏裁可ヲ請フ

市制 市吏員

三十五

度の規定と相俟て選挙の公正を保つこと共に徒に選挙を廢するの煩累を生ぜざらしめむことを期せり

(市制三十三條及三十七條) (町制三十條及三十四條)

一六、選挙に關する訴訟訴訟期間の起算點

舊法に依れば市町村議員選挙に關する訴訟訴訟の提起期間は特定の場合を除く外判決を交付したる日より起算するが故に其交付を受けたる者以外に訴訟訴訟の權利を有する者は其交付を受けたる者たることを爲す法律上の期間を空過することあり此の如きは權利保護の方法に於て宜しきを得たるものにあらずを以て改正法は、選挙に關する決定裁判又は處分は總て之を告示せしむるの規定を設け以て權利保護の途を全らしむる事とせり

(市制三十六條三十九條及百六十條) (町制三十三條三十九條及百四十條)

市長ハ内務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サルハ任期中退職スルコトヲ得ス

第七十四條 市參與ハ名譽職トス但シ定數ノ全部又ハ一部ヲ有給吏員ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第七十二條第三項ノ市條例中ニ之ヲ規定スベシ

市參與ハ市會ニ於テ之ヲ選舉シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

各縣職市參與ハ市公民中選舉權ヲ有スル者ニ限ル

第七十五條 助役ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ四年トス

助役ハ市長ノ推薦ニ依リ市會之ヲ定メ市長職ニ在ラザルトキハ市會ニ於テ之ヲ選舉シ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ府縣知事ノ不認可ニ對シ市長又ハ市會ニ於テ不服アルトキハ内務大臣ニ具狀シテ認可ヲ請フコトヲ得

助役ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニ非サルハ任期中退職スルコトヲ得ス

第七十六條 市長有給市參與及助役ハ第九條第一項ノ規定ニ拘ラス在職ノ間其ノ市ノ公民トス

一七、議員選挙に關する罰則

舊法の議員選挙に關する罰則は單行法の定むる處に依り又其規定する所實際に適切ならず動もすれば處罰の目的を達すること能はざるの憾あり故に改正法に於ては、本法中に衆議院議員選挙に關する罰則を準用するの規定を設け其準用の範圍は之れを本法又は本法に基きて發する勅令に依り設置する議會の議員の選挙に及ぼさしむる事とせり

(市制四十條町制三十七條)

一八、市町村會の意見を徴すべき場合

舊法に於ては市町村會の意見を徴して處分を爲すべき場合に市町村會成立せず若し招集に應ぜず又は意見書を提出せず又は招集すること能はざる場合に處するの規定明瞭ならざるを以て實際に不便を生ずることなきを得ず故に改正法に於ては、府縣制の規定を參照し

第七十七條 市長市參與及助役ハ第十八條第二項ニ掲ケタル職ト兼ヌルコトヲ得又其ノ市ニ對シ請負ヲ爲スコトヲ得ス

市長ト父子兄弟タル緣故アル者ハ市參與又ハ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス

市參與ト父子兄弟タル緣故アルモノハ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス

父子兄弟タル緣故アルモノハ同時ニ市參與又ハ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス

第十八條第五項ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十八條 市長有給市參與及助役ハ府縣知事ノ許可ヲ受クルニ非サルハ他ノ報償アル業務ニ従事スルコトヲ得ス

市長有給市參與及助役ハ會社ノ重役又ハ支配人其ノ他ノ事務員タルコトヲ得ス

第七十九條 市ニ收入役一人ヲ置ク但シ市條例ヲ以テ副收入役ヲ置クコトヲ得

第七十五條第一項乃至第三項第七十七條第一項及第四項並前條ノ規定ハ

此場合に於て常設行政廳は直に處分を爲し得べき規定を設けたり

(市制四十七條町制四十四條)

一九、市町村會の會期

舊法には市町村會の會期に付何等の規定なきを以て速に議定すべき事件に對し漫然時日の延引に涉るも之を顧みざるの弊なきを保せず故に改正法に於ては、市町村會を招集するに當り市町村長は豫め會期を決むることを得るの規定を設けたり

(市制五十二條町制四十七條)

二〇、市町村會の會議(其一)

舊法に於ては市町村會の會議は同一事件に付招集再回に至るも仍出席議員定數に滿たざる場合は定數に滿たざる儘之を開くことを得るに拘らず議員一身上の故障に依り議決に加はること能はざるが爲出席者定數に滿たざる場合は市に在ては府縣參事會市會に代り町村

收入役及副收入役ニ第七十六條ノ規定ハ收入役ニ之ヲ準用ス

市長市參事又ハ助役ト父子兄弟タル縁故アル者ハ收入役又ハ副收入役ノ職ニ在ルコトヲ得ス

職ニ在ルコトヲ得ス

第八十條 第六條ノ市ノ區ニ區長一人ヲ置キ市有給吏員トシ市長之ヲ任免ス

第七十七條第一項及第七十八條ノ規定ハ區長ニ之ヲ準用ス

第八十一條 第六條ノ市ノ區ニ區收入役一人又ハ區收入役及區副收入役各一人ヲ置ク

區收入役及區副收入役ハ第八十六條ノ吏員中市長、助役、市收入役、市副收入役又ハ區長トノ間及其ノ相互ノ間ニ父子兄弟タル縁故アラサル者ニ就キ市長之ヲ命ス

區收入役又ハ區副收入役ト爲リタル後市長、助役、市收入役、市副收入役又ハ區長トノ間ニ父子兄弟タル縁故生シタルトキハ區收入役又ハ區副收入役ハ其ノ職ヲ失フ

前項ノ規定ハ區收入役區副收入役相互ノ間ニ於テ區副收入役ニ之ヲ準用ス

ス

第八十二條 第六條ノ市ヲ除キ其ノ他ノ市ハ處務便宜ノ爲區ヲ劃シ區長及其ノ代理者一人ヲ置クコトヲ得

前項ノ區長及其ノ代理者ハ名譽職トシ市會ニ於テ市公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉ス

內務大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラズ區長ヲ有給吏員ト爲スヘキ市ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ區ニ付テハ第八十條第八十一條第九十四條第二項第九十七條第四項第九十八條及第九十九條ノ規定ヲ準用スルノ外必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十三條 市ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ名譽職トシ市會ニ於テ市會議員、名譽職參事會員又ハ市公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉ス但シ委員長ハ市長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル市參事若ハ助役ヲ以テ之ニ充ツ

常設委員ノ組織ニ關シテハ市條例ヲ以テ別段ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

市制 市吏員

に在ては郡參事會町村會に代て議決するの規定あり然れども斯る代決の方法に依らず假令出席議員は定數を缺くも仍市町村會を開かしむるべきは其の會議直接市町村の意思を表示すべき機關として適當なるべしと認めたるに依り改正法に於ては、此場合に於ても仍市町村會をして定數に滿たざる儘會議を開くことを得るの規定を設けたり

(市制五十二條町制四十八條)

二一、市町村會の會議(其二)

舊法には市町村會招集に應じたる後出席議員定數を缺き會議を開くこと能はざるなきに之に處するの途明瞭ならざるものありたるを以て改正法に於ては此場合に議長より一應出席を催告し仍出席議員定數に滿たざる場合は、定數に滿たざる儘會議を開くことを得るの規定を設けたり

(市制五十二條町制四十八條)

第三、市參事會及市參與

(市制第三卷)

一、市參事會の性質

舊法に於ては町村執行の機關は特任制を採り市の執行機關は集議制に依り...

第八十四條

市公民ニ限リテ擔任スヘキ職務ニ在ル吏員ニシテ市公民權ヲ喪失シ若ハ停止セラレタルトキ又ハ第十一條第三項ノ場合ニ當ルトキハ其ノ職務ヲ失フ職ニ就キタルカ爲市公民タルモノニシテ禁治産若ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ又ハ第十一條第二項若ハ第三項ノ場合ニ當ルトキ亦同シ

第二款 職務權限

前項ノ職務ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ當ルヘキ罪ノ爲豫審又ハ公判ニ付セラレタルトキハ監督官廳ハ其ノ職務ノ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停止期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ス

規定なきを以て往々前段と相類するが如き不利不便なきにあらざるに依り改正法は二々之が規定を設けたり

(市制四十三條及六十條乃至七十一條)

二、市參與

現行法には市の事務職市參與員をして事務の一部を分掌せしむるの途あるも市參與の性質を改めて一種の議事機關と爲すときは此途を失ふべきは言を俟たず然るに今や時勢の進運に伴ひ市に於て經營すべき事業は益多端にして例へば水道瓦斯電燈及電車の如き殊に其規模の大管理の煩なるものに至るは之が經營上獨特の技能と手腕とを待たざるべからざるを以て是等は一般の事務と分離して専ら其術に當るべき特別機關を設くるの必要あるを認めたるも助役は常に市長の事務を補助し或は其代理者として一般事務を管掌せざるべからず又書記其他の附屬員の地位を

第八十七條

市長ハ市ヲ統轄シ市ヲ代表ス

市長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

- 一 市會及市參事會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ及其ノ議決ヲ執行スルコト
二 財産及營造物ヲ管理スルコト但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事
三 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事
四 證書及公文書類ヲ保管スル事
五 法令又ハ市會ノ議決ニ依リ使用料、手数料、加入金、市税又ハ夫役現品ヲ賦課徴收スル事
六 其ノ他法令ニ依リ市長ノ職權ニ屬スル事項
第八十八條 市長ハ議案ヲ市會ニ提出スル前之ヲ市參事會ノ審査ニ付シ其ノ意見ヲ議案ニ添ヘ市會ニ提出スヘシ
第八十九條 市長ハ市吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒分ノ嚴重及十圓以下ノ過怠金トス

以てしては之が適任者を招致すること能はざるを以て改正法に於ては市参員なる特別の吏員を置き市條例の規定に依り市會に於て之を選挙し内務大臣の認可を受くることを要し原則として名譽職と爲すも例外として是有給吏員たらしめ重要な地位を與へ以て此任を荷はしむる事を爲せり

(市制六十四條七十二條七十四條及九十五條)

第四、市町村吏員

(市制第四章市町村制第三章)

一、市長助役等の任期

憲法は市長助役及收入役の任期は市會議員の任期と同じく六年なるも改正法に於ては、市會議員の任期短縮に伴て市長助役及收入役の任期も四年に短縮したり

二、市町村長助役に對する制限

舊法は市長有給町村長及有給助役に對し他の職務を兼任し又は或業務に從事するを得ざらしむるの規定ありしが市町村に直接關係を有する業務にして而も市町村長助役に在ては自ら其地位を利用して私曲を圖るの弊に陥り易きものあるも之に對する何等の制限無きを以て改正法に於ては、市町村會議員に對し規定せる同一趣旨に依る相當の規定を設けたり

(市制七十三條七十五條及七十九條)

三、副収入役

現行法には收支の命令者として現出納者とな區別せんが爲め特に収入役を置きたるも収入役代理の方法に關する規定なきを以て収入役故障ある場合に財務の整理上支障鮮しき事を以て改正法に於ては、市町村條例に依り副収入役を置く事を得るの規定を設けたり

(市制七十九條市町村制六十七條)

第九十條 市會又ハ市參事會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ市會又ハ市參事會其ノ議決ヲ改メサルトキハ市長ハ府縣參事會ノ議決ヲ請フヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ再議ニ付セスシテ直ニ裁決ヲ請フコトヲ得

監督官廳ハ第一項ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得但シ裁決ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二項ノ裁決又ハ前項ノ處分ニ不服アル市長市會又ハ市參事會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

市會又ハ市參事會ノ議決公益ヲ害シ又ハ市ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ市長ハ其意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ前項ノ場合ニ於テ市會又ハ市參事會其ノ議決ヲ改メサルトキハ市長ハ府

縣參事會ノ裁決ヲ請フヘシ

前項ノ裁決ニ不服アル市長市會又ハ市參事會ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第六項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第九十一條 市會成立セザルトキ、第五十二條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開

クコト能ハサルトキ又ハ市長ニ於テ市會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルト

キハ市長ハ市會ノ權限ニ屬スル事件ヲ市參事會ノ議決ニ付スルコトヲ

得

前項ノ規定ニ依リ市參事會ニ於テ議決ヲ爲ストキハ市長市參員及助役ハ

其ノ議決ニ加ハルコトヲ得

市參事會成立セザルトキ又ハ第七十條第一項但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ

開クコト能ハサルトキハ市長ハ其ノ議決スヘキ事件ニ付府縣參事會ノ議

決ヲ請フコトヲ得

市會又ハ市參事會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セザルトキハ前項ノ

四、有給吏員の任免

舊法には書記其他の有給吏員は市に在りては市参事會之を任用するに拘はらず町村に在りては町村長の推薦に依り町村會之を委任するの規定ありと雖も等しく吏員の任用に對しは執行機關の權限に屬し他は議事機關の權限に屬せしむるが如きは全く何等の理由もなきもにして此の如きは總て吏員の指揮監督者たる執行機關の權限に屬せしむるに適當と認むるを以て改正法に於ては必要の有給吏員は執行機關たる市長又は町村長をして之を任免せしむる事を爲したり

五、市町村會の議決選舉に對する匡正

舊法に於ては市町村會の議決及選舉に對する監督の規定頗る不備にして實際の必要に應ずる能はざるの憾あるを以て

例ニ依ル

市會又ハ市参事會ノ決定スヘキ事件ニ關シテハ前四項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル市参事會又ハ府縣参事會ノ決定ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第一項及前三項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ市會又ハ市参事會ニ報告スヘキ
第九十二條 市参事會ニ於テ議決又ハ決定スヘキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ市参事會成立セザルトキ又ハ市長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ市長ハ之ヲ專決シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ市参事會ニ報告スヘキ
前項ノ規定ニ依リ市長ノ爲シタル處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第九十三條 市長共ノ他市吏員ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國府縣其ノ他公共團體ノ事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ市ノ負擔トス但シ法令中別段ノ規

六、市會市参事會不成立等の場合

舊法に於ては市會成立せず又は招集再回に至るも仍出席議員少數なるが爲又は招集に應ずるも出席議員少數なるが爲會議を開くこと能はざる場合に於て之に應ずるの規定明瞭ならず又議員一身上の故障に依り議決に加はること能はざるが爲出席議員の數減少して會議を開くも能はざる場合に於ても亦府縣参事會市會に代り議決するの規定なるも改正法に於ては是等の場合及市長に於て市會を招集するの暇なしと認むるときは總て市参事會の議決に付することを得せしめ市参事會も亦成立せず又は出席議員少數にして會議を開くこと能はざる場合に於ては府縣参事會の議決

定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
第九十四條 市長ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ其ノ事務ノ一部ヲ助役ニ分掌セシムルコトヲ得但シ市ノ事務ニ付テハ該メ市會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第九十五條 市長ハ市吏員ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第九十六條 助役ハ市長ノ事務ヲ補助ス

第九十七條 收入役ハ市ノ出納其ノ他ノ會計事務及第九十三條ノ事務ニ關スル國府縣其ノ他公共團體ノ出納其ノ他ノ會計事務ヲ掌ル但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

副收入役ハ收入役ノ事務ヲ補助シ收入役故障アルトキ之ヲ代理ス副收入

市制 市吏員

本請は、これを得せしめ、仍舊事件にして市参事會成立せず又は市長に於て之を招集するの暇なしと認むるときは市長に於て専決處分するを得せしめ、以て實際上の便宜を得せしむる事を爲したるなり。(市制九十二條九十二條)

七、町村會不成立等の場合

舊法には、町村會成立せず又は招集再回に至らざるも、仍出席議員少數なるが爲又は召集に應ずるも出席議員少數なるが爲、會議を開く能はざる場合に於ては、之に應ずるの規定明瞭ならず、又議員一身上の故障に依り議決に加はること能はざるが爲出席議員の數減少して會議を開く能はざる場合に於ても、亦都参事會町村會に代て議決するの規定なるも、改正法に於ては、是等の場合に町村長は、郡長の指揮請ふべきを得るの規定を設け、又舊法には臨時急施を要する場合に町

役數人アルトキハ、臨時市長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス。市長ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ收入役ノ事務ノ一部ヲ副收入役ニ分掌セシムルコトヲ得。但シ市ノ出納其ノ他ノ會計事務ニ付テハ、豫メ市會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。

第六條ノ市ノ市長ハ前項ノ例ニ依リ收入役ノ事務ノ一部ヲ區收入役ニ分掌セシムルコトヲ得。副收入役ヲ置カサル場合ニ於テハ、市ハ收入役故障アルトキ之ヲ代理ス。キ吏員ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受ケヘシ。第九十八條 第六條ノ市ノ區長ハ市長ノ命ヲ承ケ又ハ法令ノ定ムル所ニ依リ區内ニ關スル市ノ事務及區ノ事務ヲ掌ル。區長其ノ他區所屬ノ吏員ハ市長ノ命ヲ承ケ又ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國府縣其ノ他公共團體ノ事務ヲ掌ル。區長故障アルトキハ區收入役及區副收入役ニ非サル區所屬ノ吏員中上席者ヨリ順次之ヲ代理ス。第一項及第二項ノ事務ヲ執行スル爲メ費用ハ市ノ負擔トス。但シ法令

村會成立せず又は町村長之を招集するの暇なしと認むるときは、市長に於ては、是等の場合に町村長に専決處分を許すの規定を設け、以て實際の支障なからしむべきを期せり。(町村制七十五條七十六條)

八、國府縣等に係る事務の管掌

舊法には、市町村長は國及府縣郡の事務を管掌するの規定あり、然るも是等の外他の市町村其他の公共團體の事務をも管掌せしむるの必要あるのみならず、其管掌者の特に市町村長に限れるが如きは、實際に適切ならざるのみならず、府縣の規定とも聯絡を缺くものなるを以て、改正法に於ては、其管掌事務は國及府縣其他公共團體の事務と爲し、其管掌者は市町村長以外、市町村吏員にも之

中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス。第九十九條 第六條ノ市ノ區收入役ハ市收入役ノ命ヲ承ケ又ハ法令ノ定ムル所ニ依リ市及區ノ出納其ノ他ノ會計事務並國府縣其ノ他公共團體ノ出納其ノ他ノ會計事務ヲ掌ル。

區長ハ市長ノ許可ヲ得テ區收入役ノ事務ノ一部ヲ區副收入役ニ分掌セシムルコトヲ得。但シ區ノ出納其ノ他ノ會計事務ニ付テハ、豫メ區會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。市長ハ市ノ出納其ノ他ノ會計事務ニ付テハ、許可ヲ爲ス場合ニ於テハ、豫メ市會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。區副收入役ヲ置カサル場合ニ於テハ、市長ハ區收入役故障アルトキ之ヲ代理ス。キ吏員ヲ定ムヘシ。區收入役及區副收入役ノ職務權限ニ關シテハ、前四項ニ規定スルモノノ外市收入役及市副收入役ニ關スル規定ヲ準用ス。第一百條 各審議區長ハ市長ノ命ヲ承ケ市長ノ事務ニシテ區内ニ關スルモノヲ補助ス。

市制 市吏員

れに當らしむることを得るの規定、假
けたり。
九、事務の分掌
舊法には市参事會員又は町村助役に事
務を分掌せしむる場合に於て其市町村
事務あるときは市町村會の同意を得る
のみを以て足れりせり然れども其手
續の簡易なる爲め動もすれば分掌事務
に關し當事者の適任たるや否やを考察
せず又分掌者自身に於ても深く分掌の
性質を知らず自ら其責任を忘れ給と有
名無實の状況に在るもの多しとせば故
に改正法に於ては、市町村會の同意を
經るの外第一次監督官廳の許可を受け
しむるの規定を設け仍第一次監督官廳
の許可を得て市町村長の事務を區長に
又は收入役の事務を副收入役に分掌せ
しむることを得るの途を開けり
(市制九十四條九十七條)
(町村制七十八條八十條)

名譽職區長代理者ハ區長ノ事務ヲ補助シ區長故障アルトキ之ヲ代理ス
第一百條 委員ハ市長ノ指揮監督ヲ承テ財産又ハ營造物ヲ管理シ其ノ他委託
ヲ受ケタル市ノ事務ヲ調査シ又ハ之ヲ處辨ス
第一百二條 第八十五條ノ吏員ハ市長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス
第一百三條 第八十六條ノ吏員ハ區長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス
區長ハ前項ノ吏員ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得
第五章 給料及給與
第一百四條 名譽職市参與、市會議員、名譽職参事會員其ノ他ノ名譽職員ハ職
務ノ爲メ要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得
名譽職市参與、名譽職區長、名譽職區長代理者及委員ニハ費用辨償ノ外
勤務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得
費用辨償額、報酬額及其ノ支給方法ハ市會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム
第一百五條 市長、有給市参與、助役其ノ他ノ有給吏員ノ給料額、旅費額及其
ノ支給方法ハ市會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム
第一百六條 有給吏員ニハ市條例ノ定ムル所ニ依リ退職料、退職給與金、死亡

一〇、事務の代理
舊法にては市町村長は如何なる場合と
雖も其部下の市町村吏員をして事務を
代理せしむることを得ざるが故に或場
合には支障を生ずると懸しとせば故に
改正法に於ては、實際の必要に應じし
むる爲め市町村長、勅令を以て指定す
る市及内務大臣の指定する市の區長は
市町村吏員をして其事務の一部を臨時
代理せしむることを得るの規定を設けり
(市制九十四條百三條)
(町村制七十八條)

給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得
第一百七條 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職料、退職給與金、死亡給與金
又ハ遺族扶助料ノ給與ニ付關係者ニ於テ異議アルトキハ之ヲ市長ニ申立
ツルコトヲ得
前項ノ異議ハ之ヲ市参事會ノ決定ニ付スヘシ關係者其ノ決定ニ不服アル
トキハ府縣参事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第三項ノ裁決ニ不服アルトキハ
行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
前項ノ決定及裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ
得
前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第一百八條 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職料、退職給與金、死亡給與
金、遺族扶助料其ノ他ノ給與ハ市ノ負擔トス
第六章 市ノ財務
第一條 財產營造物及市税
第九條 収益ノ爲ニスル市ノ財産ハ基本財産トシ之ヲ維持スヘシ
市制 市財務
四十九

あるも各職員中には議員を包含するや否やに付主務省と行政裁判所と意見相異にしが爲め事務取扱に往々支障を感ずることあり故に改正法に於ては特に市町村會議員名譽職及參事會員等が明記して疑義を容るゝの餘地なからしめたり

二、市町村吏員の給料額

舊法には市長市助役及市収入役有給町村長有給助役及町村収入役等の給料額に付き一々監督官廳の許可を受けしむることになり居るも實際其必要を認めざるを以て改正法に於ては、總て之を市町村會の議決に一任する事と爲せり

第六、市町村の財政

一、基本財産及積立金

舊法に於ては市町村の所有する不動産及積立金等必要之を基本財産と爲すべし規定なるを以て役所役場學校及病院等の敷地及建物の如き収益の目的に非ざるものも雖之を基本財産と爲し之が爲め財産収益の状況を豫知するべからざるに至れり故に改正法に於ては、収益の爲めに於ては市町村の財産は基本財産として之を維持すべきの制に改め又舊法には市町村に於て特別の基本財産若し基本財産に非ざる金穀等を積立つることを得るの明又なしと雖も市町村の状況に依りては或る事業例へば水道の敷設道路の修築公園の維持等に關し特別の基本財産を蓄積し又或は救荒準備等の爲めに一定の期間内特別の積立金を設くるの必要を見ることがあるを以て改正法に於ては、市町村は監督官廳の許可を受け特定の目的の爲めに特別の基本財産若し積立金穀等を設くることを得るの規定を追加したり

市ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ナルコトヲ得

第百十條 舊來ノ慣行ニ依リ市住民中特ニ財産又ハ營造物ヲ使用スル權利ヲ有スル者アルトキハ其ノ舊慣ニ依ル舊慣ヲ變更又ハ廢止セムトスルトキハ市會ノ議決ヲ經ヘシ

前項ノ財産又ハ營造物ヲ新ニ使用セムトスル者アルトキハ市ハ之ヲ許可スルコトヲ得

第百十一條 市ハ前條ニ規定スル財産ノ使用方法ニ關シ市規則ヲ設ケルコトヲ得

第百十二條 市ハ第百十條第一項ノ使用者ヨリ使用料ヲ徵收シ同條第二項ノ使用ニ關シテハ使用料若ハ一時ノ加入金ヲ徵收シ又ハ使用料及加入金ヲ共ニ徵收スルコトヲ得

第百十三條 市ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

市ハ特ニ個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第百十四條 財産ノ賣却貸與、工事ノ請負及物件勞力其ノ他ノ供給ハ競争入

札ニ付スヘシ但シ臨時急施ヲ要スルトキハ入札ノ價額其ノ費用ニ比シテ得失相償ハサレトキ又ハ市會ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百十五條 市ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スルコトヲ得

第百十六條 市ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ市ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

市ハ其ノ財産ヨリ生スル収入、使用料、手数料、過料、過怠金其ノ他法令ニ依リ市ニ屬スル収入ヘテ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ市稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第百十七條 市稅下シテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一 國稅府縣稅ノ附加稅

二 特別稅

直接國稅又ハ直接府縣稅ノ附加稅ハ均一ノ稅率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ第百六十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニアラス

國稅ノ附加稅タル府縣稅ニ對シテハ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

二、寄附補助 (市制百九條町制八十九條)

舊法には市町村が寄附又は補助を爲すを得るの機能を認めたるの規定明瞭ならざるが爲め疑義を生じたること多からず然れども元來市町村は其團體の公益を増進するの目的を達する爲には或は他の事業を補助して其結果自己の公益を圖るの方法に依るも敢て不可なりとせず故に改正法に於ては、市町村は他團體の事業たるを將た一人の事業たるを問はず直接其市町村の公益に關係あるに於ては之に對し監督官廳の許可を受け寄附又は補助を爲すとを得るの規定を設け以て團體の公益を圖り住民の福利を増進するを得るとの途を開けり

三、市町村税賦課(其一) (市制百十五條百六十七條 町制九十五條百四十七條)

特別税ハ別ニ税目ヲ起シテ課税スルノ必要アルトモ賦課徴收スルモノトス
第百十八條 三月以上市内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ廻リ市税ヲ納ムル義務ヲ負フ
第百十九條 市内ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖市内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ市内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ市内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業者ハ其ノ収入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル市税ヲ納ムル義務ヲ負フ
第百二十條 納税者ノ市外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ収入又ハ市外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業者ハ其ノ収入ニ對シテハ市税ヲ賦課スルコトヲ得ス
市ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對シテ本税ヲ分別シテ納メサルモノニ對シテ附加税ヲ賦課スル場合及住所滯在市内ノ内外ニ渉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業者ヨリ生スル收入ニ非サルモノニ對シテ市税ヲ賦課スル場合ニ付テハ勅令

舊法に於ては其市町村内に住所又は滯在することなしとするも市町村内に土地家屋を所有し又は土地を使用し又は店舗を定めて營業を爲すべきは之を納税義務者とするの規定あるも市町村内に於て土地を占有し家屋を使用し又は土地家屋以外の物件を所有し占有し又は特定を行爲を爲す者に對して市町村税を賦課し得るの明文なし然れども舊法の慣行上是等の物件又は行爲に對し課税するは市町村に於て重要な財源なりと認めらるゝ場合なきにあらざるのみならず軌近市町村の費用漸次増加し之が財源を擴張するの必要あるを以て改正法に於ては、右等の物件又は行爲に對し新に課税することを得せしめたり (市制百十九條町制九十九條)

四、市町村税の賦課(其二) (市制百二十二條)

第百二十一條 所得税法第五條ニ掲グル所得ニ對シテハ市税ヲ賦課スルコトヲ得ス
神社寺院祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教會所説教所ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地ニ對シテハ市税ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所説教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニアラス
國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公用ニ供スル家屋物件及營造物ニ對シテハ市税ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及用収益者ニ對シテハ此ノ限ニアラス
國ノ事業又ハ行爲及國有ノ土地家屋物件ニ對シテハ國ニ市税ヲ賦課スルコトヲ得ス
前四項ノ外市税ヲ賦課スルコトヲ得サルモノハ別ニ法律勅令ノ定ムル所ニ依ル
第百二十二條 數人ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ

に對する本税を分別して納めざる者に對し附加税を附加せむとする場合に關し其本税分別の方法に付き何等の規定なきを以て市町村の課税上障害となせず又住所所在市町村の外に渉る者の收入にして土地家屋物件又は營業所を設けたる營業より生ずる收入に非ざるものに對し市町村税を賦課する場合には舊法に於ては其收入を平分して一部にのみ賦課すべきの規定あるも時として課税の過重を來すの虞なき能はず是を以て改正法に於ては、此支障なからしめん爲め別に勅令を以て相當の規定を設くる事と爲せり。

五、現品の賦課

舊法には市町村に於て現品を賦課せんとするに當り急迫の場合には直接市町村税を準率と爲すを要せざるを以て、仍非常災害に關しては水利組合法第五十條の規定を參照して非常の弊害の爲め必要あるとき土地の使用其他現品の使用又は費用を償ふらしむるの規定を設けたり。

(市制百二十五條 町制百二十六條)

關係者ニ負擔セシムルコトヲ得
市ノ一部ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ部内ニ於テ市税ヲ納ムル義務アル者ニ負擔セシムルコトヲ得
前二項ノ場合ニ於テ營造物ヨリ生スル收ハアルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ前項ノ場合ニ於テ其ノ一部ノ收入アルトキ亦同シ數人又ハ市ノ一部ヲ利スル財產ニ付テハ前二項ノ例ニ依ル
第百二十三條 市税及其ノ賦課徵收ニ關シテハ本法及他ノ法律ニ規定アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
第百二十四條 數人又ハ市ノ一部ニ對シ特ニ利益アル事件ニ關シテハ市ハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ市ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スルコトヲ得
第百二十五條 夫役又ハ現品ハ直接市税ヲ準率ト爲シ直接市税ヲ賦課セザル市ニ於テハ直接國稅ヲ準率ト爲シ且之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ但シ第百六十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
學藝美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得
夫役ヲ賦課セザルタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコト

改正法に於ては、急迫の場合に賦課する現品に付ても總て直接市町村税を準率と爲すを要せざるを以て、仍非常災害に關しては水利組合法第五十條の規定を參照して非常の弊害の爲め必要あるとき土地の使用其他現品の使用又は費用を償ふらしむるの規定を設けたり。

(市制百二十五條 町制百二十六條)

六、使用料手数料等に對する

訴願訴訟

舊法には市町村税の賦課に關し訴願訴訟を提起し得るも使用料手数料加入金の徵收及び夫役現品の賦課又は市町村の收入に對する滯納處分等に關し訴願訴訟を提起し得るの明文なきを以て改正法に於ては、是等の事件に付訴願訴訟を爲し得べきの規定を設け、又舊法には其訴願訴訟を許せる事件に付て被處分者に對して之を許すの外市町

夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ之ヲ適用セズ

第百二十六條 非常災害ノ爲必要アルトキハ市ハ他人ノ土地ヲ一時使用シ又ハ其ノ土石竹木其ノ他ノ物品ヲ使用シ若ハ費用スルコトヲ得但シ其ノ損失ヲ補償スヘシ

前項ノ場合ニ於テ危險防止ノ爲必要アルトキハ市長、警察官吏又ハ監督官廳ハ市内ノ居住者ヲシテ防禦ニ從事セシムルコトヲ得

第一項但書ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ府縣知事之ヲ決定シ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ土地ノ一時使用ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服

村長より訴願することか許さず隨て市
參事會町村會の決定にして法律に違ひ
公益を害すと認めたる場合と雖も進ん
で之が救済を求むるの途無きを以て改
正法に於ては、府縣制の規定を參酌し
市參事會又は町村會の決定に付ては特
に市町村長より亦訴願することを得
せしめ以て制度の完備を期せり
(市制百三十五條町村制百十條)

七、急迫夫役の換金徴收

舊法には急迫の場合に際し賦課したる
夫役に付き之を履行せざる者ある時之
に處するの規定なし蓋し此場合の夫役
は期限經過後に於て又之を用ふるに所
なかるべし然れども等しく賦課を受け
たる者にして或は履行し或は履行せざ
るも之を不問に付するは不公平たるを
免れざれば改正法に於ては、其急迫の
場合、賦課したる夫役を履行せざるこ
きは之の金額に算出し納付を命するの

アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願
スルコトヲ得

第二百七條 市税ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該吏員ハ日出ヨリ
日没迄ノ間營業者ニ關シテハ仍其ノ營業時間内家宅若ハ營業所ニ臨檢シ
又ハ帳簿物件ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該吏員ハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帯スヘシ
第二百二十八條 市長ハ納稅者中特別ノ事情アル者ニ對シ納稅延期ヲ許スコト
ヲ得其ノ年度ヲ越セル場合ハ市參事會ノ議決ヲ經ヘシ

市ハ特別ノ事情アル者ニ限リ市税ヲ減免スルコトヲ得
第二百二十九條 使用料手数料及特別税ニ關スル事項ニ付テハ市條例ヲ以テ之
ヲ規定スヘシ其ノ條例中ニハ五圓以下ノ罰料ヲ科スル規定ヲ設クルコト
ヲ得

財産又ハ營造物ノ使用ニ關シテハ市條例ヲ以テ五圓以下ノ罰料ヲ科スル
規定ヲ設クルコトヲ得
罰料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ

規定を設け以て彼此其の權衡を得せし
めたり
(市制百三十一條町村制百十一條)

八、繼續費

舊法にては市町村に繼續費を設け得る
の規定なきも例へば道路の修築校舎の
新築等の如き數年を期して施行すべき
事業又は數年を期して其費用を支出し
之が收支計算は一般會計より特立する
を要するもの鮮しませず是を以て改正
法に於ては、市町村をして繼續費を設
け得るの規定を加へたり
(市制百三十五條町村制百十五條)

九、特別會計

舊法には市町村は特別會計を設け得る
の規定なきも水道病院に關する財務の
如き一般會計を離れて獨立經營の必要
あるもの鮮しませず故に改正法に於て
は、市町村をして特別會計を設け得る

其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二百三十條 市税ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ム
ルトキハ徵稅令中ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ市長ニ異議ノ申立
ヲ爲スコトヲ得

財産又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ異議アル者ハ之ヲ市長ニ申立ツル
コトヲ得
前二項ノ異議ハ之ヲ市參事會ノ決定ニ付スヘシ決定ヲ受ケタル者其ノ決
定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第五項ノ裁決ニ不
服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ使用料手数料及加入金ノ徵收並夫役現品ノ賦課ニ
關シ之ヲ準用ス
前二項ノ規定ニ依ル決定及裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起
スルコトヲ得
前三項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ

の規定を加へたり

第七、市町村の一部の事務

(市制百三十八條町制百十八條)

一、市町村の一部の事務

舊法中市町村の一部の事務に關する規定は頗る簡單に失するが爲め疑義を生じ、區會議員は市町村の名譽職なるや否や、區會議員の選舉効力に關し、訴訟を提起するを得るや否や、明瞭ならず、其他區會の設けあらざる場合に於て一部一區の所有財産に關する民事の訴訟に付て市會參事會町村長其當事者爲り之に關する市町村會の議決を執行することを得ざるもの如く誤解せられたる實例鮮からず、之を要するに本規定に關しては主務省の解釋と行政司法兩裁判所判決の趣旨と互に相矛盾せるを以て改正法に於ては、市町村の一部の事務に關する規定の全部を改

得

第三百三十一條 市税、使用料、手数料、加入金、過料、過意金其ノ他ノ市ノ收入ヲ定期内ニ納メザル者アルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金額ヲ納メザルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スルヲ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ
前二項ノ場合ニ於テハ市條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徴收スルコトヲ得
前項ノ第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セザルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ
第一項乃至第三項ノ徵收金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵運付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル
前二項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願

正し以て正確なる軌轍に依ることを得せむべし

第八、市町村組合

(市制百二十四條乃至百二十八條)

一、市組合并市町村組合

舊法に市組合又は市町村組合を設け得べき規定なきを以て水道道路學校衛生等の事に關し往々不便を感ずる場合あり
又舊法に依れば町村組合の設置に付ては監督官廳の許可を要するも組合成立の基礎ともいふべき組合規約に付ては許可を要するの明文なきを以て組合規約之を設定變更することを得るもの、加く解釋せられ町村組合に關し監督の實を擧げ能はざるものあり加之組合規約の不完全なるが爲め紛争を惹起し、之を徒來其例に乏しからざるなり

シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第三百二十二條 市ハ其ノ負債ヲ償還スル爲メ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲メ又ハ天災事變等ノ爲メ必要アル場合ニ限り市債ヲ起スコトヲ得

市債ヲ起スニ付市會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決スヘシ

市長ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲メ市參事會ノ議決ヲ經テ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘシ

第二款 歲入出豫算及決算

第三百二十三條 市長ハ毎會計年度歲入出豫算ヲ調製シ翌クトモ年度開始ノ一月前ニ市會ノ議決ヲ經ヘシ

市ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

豫算ヲ市會ニ提出スルトキハ市長ハ併セテ事務報告書及財産表ヲ提出ス

又舊法に依れば協議に成りたる町村組合は其組合町村の協議に依らざれば之を解除するを得ず是れ尋常の場合には適當なる手續なるべきも從來の経歴に徴するに或は黨派關係より或は自他町村利害の軋前より往々紛擾を醸し公益上解除の必要あるに拘はらず之を解除する能はざるものあり
其他舊法に依れば地方實際の状況に依り勸業土木衛生其他必要なる公益事業にして數町村の共同經營を要すべき場合あり或は或町村に於て組合組織を首肯せざる以上は強制して組合を設くることを得るの規定なきを以て之が爲め地方緊要の公益事業を振興し得ざりしめたる實例亦詳しきこと
加之舊法に依れば町村組合の設置及び解除に關しては尋常の場合に於て單に郡長郡参事會のみ之に關與するの規定なりといへども既に組合を法人と認むる以上は其設置及解除等に關しても

又舊法に依れば協議に成りたる町村組合は其組合町村の協議に依らざれば之を解除するを得ず是れ尋常の場合には適當なる手續なるべきも從來の経歴に徴するに或は黨派關係より或は自他町村利害の軋前より往々紛擾を醸し公益上解除の必要あるに拘はらず之を解除する能はざるものあり
其他舊法に依れば地方實際の状況に依り勸業土木衛生其他必要なる公益事業にして數町村の共同經營を要すべき場合あり或は或町村に於て組合組織を首肯せざる以上は強制して組合を設くることを得るの規定なきを以て之が爲め地方緊要の公益事業を振興し得ざりしめたる實例亦詳しきこと
加之舊法に依れば町村組合の設置及び解除に關しては尋常の場合に於て單に郡長郡参事會のみ之に關與するの規定なりといへども既に組合を法人と認むる以上は其設置及解除等に關しても

第百三十四條 市長ハ市會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得
第百三十五條 市費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ市會ノ議決ヲ經テ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得
第百三十六條 市ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲メ豫備費ヲ設クヘシ
豫備費ハ市會ノ否決シタル後直ニ之ヲ府縣知事ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ
第百三十七條 豫算ハ議決ヲ經タル後直ニ之ヲ府縣知事ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ
第百三十八條 市ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得
第百三十九條 市會ニ於テ豫算ヲ議決シタルトキハ市長ヨリ其ノ總本ヲ收入役ニ交付スヘシ
收入役ハ市長又ハ監督官廳ノ命令アルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス

大に慎重を加へざる可からず公益の必要上其設置解除又は規約の規定若し變更を強制するが如き場合に於て殊に然りせず
依て改正法に於ては
(一) 市組合又は市町村の組合を組織し得ること
(二) 市町村組合の設置解除又は規約の設定變更等は總て府縣知事の許可を要すること
(三) 公益上必要あるときは府縣知事に於て市町村組合を設置し若し解除し又は其規約を設置し若し變更し得べきこと
(四) 是等の強制處分を爲す場合には關係市町村會の意見を徴し府縣参事會の議決を経て内務大臣の許可を受くべきこと
等を規定し、以て市町村行政の運用を完からしめたり

命令ヲ受ケルモ支出ノ豫算ナク且豫備費支出、費目流用其ノ他財務ニ關スル規定ニ依リ支出ヲ爲スコトヲ得サルトキ亦同シ
第百四十條 市ノ支拂金ニ關スル時効ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依リ第百四十一條 市ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ之ヲ検査シ且毎會計年度少クトモ二回臨時検査ヲ爲スヘシ
検査ハ市長之ヲ爲シ臨時検査ニハ名譽職参事會員ニ於テ互選シタル参事會員二人以上ノ立會ヲ要ス
第百四十二條 市ノ出納ハ翌年度六月三十日ヲ以テ閉鎖ス
決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ證書類ヲ併セテ收入役ヨリ之ヲ市長ニ提出スヘシ市長ハ之ヲ審査シ意見ヲ付シテ次ノ通常豫算ヲ議スル會議途ニ之ヲ市會ノ認定ニ付スヘシ
決算ハ其ノ認定ニ關スル市會ノ議決ト共ニ之ヲ府縣知事ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ
決算ヲ市参事會ノ會議ニ付スル場合ニ於テハ市長市参與及助役ハ其ノ議決ニ加ハルコトヲ得ス

第九、市町村の監督

一、市町村公債に對する許可の範圍

舊法中「新に市町村の公債を起し」とあるは起債當時に負債なき市町村が新に負債を起す場合のみを指し舊債償還の爲めにする負債にして其負債額を増加せざるものは許可を要せず解釋せられざるにあらず

第四百四十三條 豫算調製ノ式、要目並用其ノ他財務ニ關シ必要ナル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

第七章 市ノ一掃ノ事務

第四百四十四條 市ノ一部ニシテ財産ナク又ハ營造物ヲ設ケザルモノアルトキハ其ノ財産又ハ營造物ノ管理及處分ニ付テハ本法中市ノ財産又ハ營造物ニ關スル規定ニ依ル但シ法律勅令中別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

もの之解釋せられざるにあらず又舊法に於ては公債の償還期限三年以内に屬するものは許可を受けることを要せざるが故に名を三年以内の公債に籍りて隨時其契約を更新し又は更に三年以内の公債を起して之を償還し斯くして其償還を順次數年に涉らしめ其實許可を得ずして三年以上の公債を起すこと同一の結果を生ぜしむる弊害少し

區會議員ノ選舉ニ付テハ市會議員ニ關スル規定ヲ準用ス但シ選舉人名簿又ハ選舉若ハ當選ノ效力ニ關スル異議ノ決定及被選舉權ノ有無ノ決定ハ市會ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第八章 市町村組合

第四百四十七條 第四百四十四條ノ場合ニ於テ市ノ一部府縣知事ノ處分ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第四百四十八條 第四百四十四條ノ市ノ一部ノ事務ニ關シテハ本法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四百四十九條 市町村ハ其ノ事務ノ一部ヲ共同處理スル爲其ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ得テ市町村組合ヲ設ケルコトヲ得

公益上必要ナル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ市町村組合ヲ設ケル

(市制百三十二條百六十六條)
 町制百二十二條百四十六條

二、許可權の委任及不要許可
 舊法には市町村の監督上主務大臣の許可を要する事件にして輕易なるものは勅令の規定に依り其許可の職權を府縣知事に委任し得るの規定あるも市町村の實況に依り或は一々許可を受けしむるの必要なき感ずるの事項なきにあらず故に改正法に於ては、右の如き委任の外仍全く許可を受けしめざることを得せしめ以て事務の簡捷を圖れり

(市制百六十九條町制百四十九條)

三、市町村吏員の懲戒
 舊法には市町村吏員の懲戒に付ては懲戒法を設くる迄の一時的规定あるに止り立法の目的を達する能はざるの憾なきにあらず依て改正法に於ては、懲戒に關する規定を明確にし以て處分の適當にして慎重に行はしめむことを期せ

コトヲ得

市町村組合ハ法人トス

第百五十條 市町村組合ニシテ其ノ組合市町村ノ數ヲ増減シ又ハ共同事務ノ變更ニ爲サムトスルトキハ關係市町村ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ組合市町村ノ數ヲ増減シ又ハ共同事務ノ變更ヲ爲スコトヲ得

第百五十一條 市町村組合ヲ設クルトキハ關係市町村ノ協議ニ依リ組合規約ヲ定メ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ組合規約ヲ變更セムトスルトキ亦同

公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ組合規約ヲ定メ又ハ變更スルコトヲ得

第百五十二條 組合規約ニハ組合ノ名稱、組合ヲ組織スル市町村、組合ノ共

り (市制百七十條町制百五十條)
 四、數郡數府縣に涉る事件管理

舊法には郡長府縣知事及府縣參事會の職權に屬する事件が數郡又は數府縣に涉る場合に於て之が管理者を定むるの規定を缺くを以て改正法に於ては、此場合に其上级官廳に於て其事件を管理すべき郡長府縣知事縣參事會を指定するの規定を設けたり

(市制百二十七條)
 (町制百五十二條百五十三條)

市町村制改正理由 (終)

同事務、組合役場ノ位置、組合會ノ組織及組合會議員ノ選舉、組合吏員ノ組織及選任並組合費用ノ支辨方法ニ付規定ヲ設クヘシ

第百五十三條 市町村組合ヲ解カムトスルトキハ關係市町村ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ市町村組合ヲ解クコトヲ得

第百五十四條 第百五十條第一項及前條第一項ノ場合ニ於テ財産ノ處分ニ關スル事項ハ關係市町村ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

第百五十五條 第二項及前條第二項ノ場合ニ於テ財産ノ處分ニ關スル事項ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ府縣知事ヲ定ム

第百五十五條 第百四十九條第一項第百五十條第一項第百五十一條第一項第百五十三條第一項及前條第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ處分ニ不服アル市町村又ハ市町村組合ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

組合費ノ分賦ニ關シ違法又ハ錯誤アリト認ムル市町村ハ其ノ告知アリタ

政府の原案に對し議會に於て修正を加へたる事項

(委員長 尾崎行雄氏報告)

市制改正法律案町村制改正法律案此二件に付て委員會の経過及結果を報告致します御手許に御返し致してあります通り市制の方には二十有餘箇所に修正を加へてあります又町村制の方も略ぼ是と同様の修正を加へてあります併ながら此修正は重に文字の修正が多くして其要點に付ての修正は比較的少ないのであります其修正の中文字に關係するものは一々御報告を致す價值はないと思ひますが趣意に於て是るものは

ル日ヨリ三月以内ニ組合ノ管理者ニ異議ヲ申立テ爲スコトヲ得
前項ノ異議ハ之ヲ組合會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル市町村ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ訴願スルコトヲ得
前項ノ決定及裁決ニ付テハ組合ノ管理者ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第百五十六條 市町村組合ニ關シテハ法律勅令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外市ニ關スル規定ヲ準用ス

第九章 市ノ監督

第百五十七條 市ハ第一次ニ於テ府縣知事之ヲ監督シ第二次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス
第百五十八條 本注中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外市ノ監督ニ關スル府縣知事ノ職分ニ不服アル市ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得
第百五十九條 本法中行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ハシ組合ニ於テハ内務

第九條の第一項に於て原案にはなかつたものを「地租を納め直接國稅年額二圓以上を納むるもの」と即ち現行法通り修正を致しましたが是が意味に於て多少變つて居ります町村制も其通りになつて居ります
それから第十八條の三項に市に對して請負をなすものに付て政府案は大分細かなる規定があつて銀行の如き金融機關をも之を拒絶する云ふ法案になつて居りましたが之の段々調べて見ますると東京市若くは大阪市の如き大都市に於ては政府案は少しも差支ないかも知れませぬけれどもそれ以下の小都市に至りますと銀行經營者は皆其地方の最も有力なる紳士であつて若し此大

大臣ニ訴願スルコトヲ得ス
第百六十條 異議ノ申立又ハ訴願ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
行政訴訟ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ
異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴願法ノ規定ニ依ル
異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宿怨スヘキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ受理スルコトヲ得
異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付ス
異議ノ申立アルハ處分ノ執行ハ之ヲ停止セシム但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得
第百六十一條 監督官廳ハ市ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ爲サシメ併願報ヲ徴シ及實地ニ就キ事務ヲ視察シ又ハ出納ヲ檢閲スルコ

進み除きますれば市町村の行政自治機關は運轉に苦むと云ふ事實は是まで廢議會に於て常にさう云ふ意味を以て拒絶してありまするが故に嘗て此議會に現はれた趣意に依つて銀行營業者の如きも拒絶しないさ云ふ意味で政府案を修正して居ります又請負も市に對して請負をなすものと云ふ此點は除くことになつて居りますが法人の方に付ては狭く致してあります

それから選舉に當ては政府案は得票點數に制限を付けて五分の一とありましたが段々研究の結果五分の一は少し窮乏過ぎるので七分の一以上を法定點數に致しました是は次點者をして候員の場合に直に當選者に認むると云ふこと

トテ得
監督官廳ハ市ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
上級監督官廳ハ下級監督官廳ノ市ノ監督ニ關シテ爲シタル命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第百六十二條 內務大臣ハ市會ノ解散ヲ命スルコトヲ得
市會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ヲ選舉スヘシ

第百六十三條 市ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

市長其ノ他ノ吏員其ノ執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ市ノ負擔トス

前二項ノ處分ニ不服アル市又ハ市長其ノ他ノ吏員ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百六十四條 市長 助役、收入役又ハ副收入役ニ故障アルトキハ監督官廳

一 關聯して必要な修正と思ひまする
其他は先づ大體御覽の如き點で意味に於て多少の違ひはありませうけれどもひとくく違ひませぬ

是等の修正を市制改正案に加へます自然の結果として町村制の改正案にも手を著けよしたそれは第六條以下すつと皆手を著けてあります併ながら委員會に於て特に町村制に於て異つて居ると云ふ點はございませぬ唯六十四條に於て町村長及助役は其筋の認可を受くるにあらずんば退職することが出来るやうになつて居りましたが之を設けたところでは殆ど有名無實のことになりはしないかそれで此有名無實なことにしないこと云ふことになれば非常に窮屈な

ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ得但シ官吏ヲ派遣シタル場合ニ於テハ其ノ旅費ハ市費ヲ以テ負擔セシム

臨時代理者ハ有給ノ市吏員トシ其ノ給料額旅費額等ハ監督官廳之ヲ定ム

第百六十五條 左ニ掲ケル事件ハ內務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一 市條例ヲ設ケ又ハ改廢スル事

二 學藝美術又ハ歴史上貴重ナル物件ヲ處分シ又ハ之ニ大ナル變更ヲ加フル事

第百六十六條 左ニ掲ケル事件ハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一 市債ヲ起シ並起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル事但シ第百三十二條第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラズ

二 特別稅ヲ新設シ増額シ又ハ變更スル事

三 間接國稅ノ附加稅ヲ賦課スル事

四 使用料手数料及加入金ヲ新設シ増額シ又ハ變更スル事

第百六十七條 左ニ掲ケル事件ハ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

のになりすが故に是はやはり此制
限を削除して有給町村長及有給助役は
三箇月前に申出るときは任意退職する
ことを得て修正した方が宜からうと云
ふ考で此修正を加へました是が最も原
案と異なる點であつて其他は市制改正
案を修正したる自然の結果として生じ
た譯であります
尙此の委員会に現はれました修正案中
には三級選挙の制度を二級に改めよう
と云ふ點が出ましたが是は少數にして
消滅致しました

- 一 基本財産ノ管理及處分ニ關スル事
- 二 特別基本財産及積立金等ノ管理及處分ニ關スル事
- 三 第一百十條ノ規定ニ依リ舊慣ヲ變更又ハ廢止スル事
- 四 寄附又ハ補助ヲ爲ス事
- 五 不動産ノ管理及處分ニ關スル事
- 六 均一ノ税率ニ依ラズシテ國稅又ハ府縣稅ノ附加稅ヲ賦課スル事
- 七 第二百二十二條第二項第二項及第四項ノ規定ニ依リ數人又ハ市ノ一部
ニ費用ヲ負擔セシムル事
- 八 第二百二十四條ノ規定ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ市ノ一
部ニ對シ賦課ヲ爲ス事
- 九 第二百二十五條ノ準率ニ依ラズシテ夫役現品ヲ賦課スル事但シ急迫ノ
場合ニ賦課ナル夫役ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 十 繼續費ヲ定メ又ハ變更スル事
- 第百六十八條 監督官廳ノ許可ヲ要スル事件ニ付テハ監督官廳ハ許可申請ノ
趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ更正シテ許可ヲ與フルコトヲ得

市制と都制法案

衆議院は東京市(及大阪市)に關す
る法律案を年々議會に提出し貴族
院は都制法案を屬々議會に提出し
各々其院に於て可決され共未だ兩
院通過の運びに至らず
此二案は名稱を異にすれ共其内容
は双方同一なり、即ち(一)東京市
大阪市の如き大都市は之を内務省
の直轄と爲し(二)市参事會を附屬
機關と爲す等の特別な市制を布
かんとするにあり
然れ共今回市制は改正せらるゝに
至りしを以て政府の希望は將來大
都市に關する特別市制の制定を欲

第百六十九條 監督官廳ノ許可ヲ要スル事件ニ付テハ勅令ニ定ムル所ニ依リ
其ノ許可ノ職權ヲ下級監督官廳ニ委任シ又ハ輕易ナル案件ニ限リ許可ヲ
受クシメサルコトヲ得

第百七十條 府縣知事ハ市長、市参與、助役、收入役、副收入役、區長、區
長代理者、委員其ノ他ノ市吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分
ハ懲戒、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス但シ市長、市参與、助役、收
入役、副收入役及第六條又ハ第八十二條第三項ノ市ノ區長ニ對スル解職
ハ懲戒審査會ノ議決ヲ經テ市長ニ付テハ勅裁ヲ經ルコトヲ要ス
懲戒審査會ハ内務大臣ノ命シタル府縣高等官三人及府縣名譽参事會
ニ於テ互選シタル者三人ヲ以テ其ノ會員トシ府縣知事ヲ以テ會長トス知
事故除アルトキハ其ノ代理者會長ノ職務ヲ行フ
府縣名譽参事會ハ互選スル委員ノ選舉權及任期並懲戒審査會ノ
招集及會議ニ付テハ府縣制中名譽参事會及府縣参事會ニ關スル規定
ヲ準用ス但シ補充員ハ之ヲ設ケルノ限ニ在ラズ
解職ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スル

せざるもの如し。會て市制改正法律案を衆議院委員會に於て審議中委員の一人たる法學博士花井中藏氏より此點に付て政府委員に對して質問したる際に内務次官一木法學博士は左の答辯を爲したり今の内閣は都制法案の擧て貴族院の議事の上りました際に異議はないと云ふ事を答へた事はごさいますりながら此度市制町村制の改正案を提出するに當りまして先づ此全體に亘つての改正を待つて東京市も其他の都市も自治の改善を行つて行きたいと思つて居ります

コトを得但し市長ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
府縣知事ハ市長、市參事、助役、收入役、副收入役及第六條又ハ第八十條第三項ノ市ノ區長ノ解職ヲ行ハムトスル前其ノ停職ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停職期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ス懲戒ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間市町村ノ公職ニ選舉セラレ又ハ任命セラレルコトヲ得ス
第七十一條 市吏員ノ服務規律、賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
前項ノ命令ニハ事務引繼ヲ拒ミタル者ニ對シ二十五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得
第十章 雜則
第七十二條 府縣知事又ハ府縣參事會ノ職權ニ屬スル事件ニシテ政府縣ニ涉ルモノアルトキハ内務大臣ハ關係府縣知事ノ具狀ニ依リ其ノ事件ヲ管理スヘキ府縣知事又ハ府縣參事會ヲ指定スヘシ
第七十三條 本法ニ規定スルモノノ外第六條ノ市ノ有給吏員ノ組織任用分

かた云ふべきでありましたが或は斯の如き大都市に對しては特別の制度があるが宜しいかも知れない併し其特別の制度に付てはまた何れの方面にも満足すべき案が得て居りませぬので今日の所では一般の市町村制の改正に依つて其目的を達したいと思つて居ります

限及其ノ區ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第七十四條 第十三條ノ人口ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル
第七十五條 本法ニ於ケル直接税及間接税ノ種類ハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム
第七十六條 市又ハ市町村組合ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ市ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第七十七條 本法ハ町村制第五十七條ノ地域ニ之ヲ施行セス
附則
第七十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第七十九條 本法施行ノ際現ニ市會議員又ハ區會議員ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依リ最近ノ定期改選期ニ於テ總テ其ノ職ヲ失フ
本法施行ノ際現ニ市長助役又ハ收入役ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依リ任期満了ノ日ニ於テ其ノ職ヲ失フ
第八十條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處ゼザレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年

懲役又は禁錮以上ノ刑ニ處セラルル者ト看做ス但復橋ヲ得ル者ハ此ノ限ニ在ラス
舊刑法ハ禁錮以上ノ刑ハ本法ノ適用ニ付テハ禁錮以上ノ刑ト看做ス
第百八十一條 本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

町村制講義

町村制と市制とは條文殆んど同一なるを以て以下掲ぐる町村制の講義を適用して然る後市制の條文を一讀すれば其意義自ら了解するを得るなり

町村の區域 町村は市と同じく地方自治の基礎にして國家

町村制

(明治四十四年法律第六十九號)

第一章 總則

第一款 町村及其ノ區域

第二條 町村ハ從來ノ區域ニ依ル
第三條 町村ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並ニ從來法令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ町村ニ屬スル事務ヲ處理ス
第四條 町村ノ廢置分合又ハ境界變更ヲ爲サントスルトキハ府縣知事ハ關係

行政區劃の根柢なり而して町村は人情風俗及び山川の形勢に依りて從來定まりたる區劃あり其區劃内に於て町村は自治の權を有し其固有の事務及び國家より委託されたる事務を處理すべきものとす之が爲めに町村は一人の大きさとして資格を有し個人と同様の權利義務を享有す又其町村自身の事務は法令に依りて自ら之を處理す
右述べたる如く町村の區域は從來定まりたる所に依るも種々なる原因よりして其廢置分合を必要とする場合なきことす此場合には第三條の定むる所に依りて之を爲す
二個以上の町村が其間の境界につき争を生じたるときは又其境界線不明なるときは第四條の規定によりて定むる若し

アル市町村會ハ意見ヲ徵シ府縣參事會ハ議決シ經内務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ定ム所屬未定地ヲ町村ノ區域ニ編入セムトスルトキ亦同シ
前項ノ場合ニ於テ財産アルトキハ其ノ處分ニ關シテハ前項ノ例ニ依ル
第一項ノ場合ニ於テ市ノ廢置分合ヲ伴フトキハ市制第三條ノ規定ニ依ル
第四條 町村ノ境界ニ關スル爭論ハ府縣參事會之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アル町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
町村ノ境界判明オラサル場合ニ於テ前項ノ爭論ナキトキハ府縣知事ハ府縣參事會ノ決定ニ付スベシ其ノ決定ニ不服アル町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第二項ノ裁定及前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ關係町村ニ交付スベシ
第一項ノ裁定及第二項ノ決定ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第五條 町村ノ名稱ヲ變更シ又ハ村ヲ町ト爲シ若ハ町ヲ村ト爲サントスルトキハ内務大臣ノ許可ヲ受ケベシ

町村の名稱を變更せんとするときは及び
 町村の事務を取扱ふ場所たる役場の位
 置を變更するは第五條の規定に従ふ
町村住民及其權利義務 町村内に
 據を有するものを其町村の住民と云ひ
 其住民は此法律に従つて町村の財産并
 に公共の營造物を共用する權利あり之
 と同時に町村の負擔は其住民に於て分
 擔すべきものとす
 町村民中には公務に參與する權利を
 有し義務を負担する者あり之を町村民
 の公民と云ふ如何なる要件を具備するも
 のを公民と云ふや之れ第七條の詳細に
 規定する所にして其要件を具ふる者は
 其町村の選舉に參與し即ち選舉を爲し
 又は選舉されるの權利を有し其れと同

町村民の地位を定む又は之を變更せしむるは府縣知事ノ
 許可ヲ受クベシ
第二條 町村民及其ノ權利義務
 第六條 町村内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ町村民トス
 町村民ハ本法ニ從ヒ町村ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ町村ノ
 負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ
 第七條 帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齢二十五年以上ノ男子ニ以テ來
 町村民ト爲リ其ノ町村民ノ負擔ヲ分任シ且其ノ町村民ニ於テ地租ヲ納
 付スル者ハ直接國稅年額二圓以上ヲ納ムルトキハ其ノ町村民トス但シ貧困
 ノ爲メ公費ノ救助ヲ受ケ居ル後三年ヲ經サル者、禁治産者、準禁治産者及
 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス
 町村民ノ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得ル者ハ其ノ町村民トス
 家督相繼ニ依リ財産ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財産ニ付被相續人ノ爲
 シタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ納稅シタルモノト看做ス
 町村民ノ要件中其ノ年限ニ關スルモノハ市町村ノ廢置分合又ハ境界變

時に町村の議政及び行政上の名譽職を
 擔任するの義務を負ふ名譽職となるは
 權利たるを同時に義務なるが故に一旦
 名譽職に選舉されたる者にして之れを
 辭せんが第八條第二項の制裁を受くる
 ことある可し何んとなれば元來名譽職
 とは其職務を採るが爲めに報酬を受く
 るものに非らず従つて私利に走りて公
 務に就くを厭ふの虞あればなり然れど
 も絶對的に之を強制するは甚だ酷に失
 することあるべきが故に同條同項は辭
 するに正當の理由として壹乃至六の原
 因を列舉し以つて其の缺點を補ひたり
 右公民たる義務を果さざる者は公民權
 を停止すること當を得たるものなり若
 し其町村會の議決に對して不服あるこ
 きは其救済を求むる方法なかる可らず

並シ爲中斷セラルルコトナシ
 町村民ノ數町村民會議員定數ノ三倍ヨリ少キ場合ニ於テハ町村民ハ町村民公
 民ノ要件ニ關シ町村民條例ヲ以テ別段ノ規定ヲ設ケルコトヲ得
 第八條 町村民ハ町村民ノ選舉ニ參與シ町村民ノ名譽職ニ選舉セラルル權利ヲ
 有シ町村民ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ
 左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニシテ名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭
 謝シ若ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セザルトキハ町村民ハ一年以上四年以下其ノ
 町村民權利ヲ停止シ場合ニ依リ其ノ停止期間以内其ノ者ノ負擔スヘキ町
 村民稅ノ十分ノ一以上四分ノ一以下ヲ増課スルコトヲ得
 一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘザル者
 二 業務ノ爲常ニ町村民ニ居ルコトヲ得ザル者
 三 年齢六十年以上ノ者
 四 官公職ノ爲町村民ノ公務ヲ執ルコトヲ得ザル者